

- (ロ) 「子婦の姉妹の夫」 できぬ。
- (ハ) 「子婦の兄弟」 できぬ。
- (ニ) 「子婦の兄弟の妻」 できぬ。
- (ホ) 「孫婦の兄弟姉妹」 できぬ。
- (9) 女、孫女婿の親屬
本人と

- (イ) 「女婿の姉妹」 できぬ。
- (ロ) 「女婿の姉妹の夫」 できぬ。
- (ハ) 「女婿の兄弟」 できぬ。
- (ニ) 「女婿の兄弟の妻」 できぬ。
- (ホ) 「孫女婿の兄弟姉妹」 できぬ。
- (10) 繼父母の親屬
本人と
- (イ) 「繼父の兄弟姉妹」 できぬ。
- (ロ) 「繼父の兄弟姉妹の配偶者」 できぬ。

- (ハ) 「繼母の兄弟姉妹」 できぬ。
- (ニ) 「繼母の兄弟姉妹の配偶者」 できぬ。

(11) 其他
(イ) 「右の外異輩の外親妻親は總て結婚できないか」 然り。
(ロ) 「若し遠親を禁じないとせば何世降れば結婚出来るか」 續柄が分らずして結婚するのは善いが分つてをれば何世降つても結婚できぬ。

第三 同母異父者の親屬

一 同輩者

左の者は結婚できるか

- (1) 「同母異父の兄弟姉妹相互間」 できない。又その様な例もない。「輩分の異なる者とどちらが善いか」 同輩者はこつそり結婚してゐる者もあるがかういふ者で結婚してゐる者はない。
- (2) 同母異父の兄弟の妻と本人
 - (A) 「同姓の場合」 同宗でなければできぬ。
 - (B) 「異姓の場合」 兄弟の妻とさえ結婚してゐる者があるのだから此の場合もこつそりと結婚できないことはないが善くないことである。

(3) 同母異父の兄弟の子女相互間

「(A) 同姓の場合(B) 異姓の場合」 回答者間に二説あり、(イ) 實例は極めて少いがその場合は父が異なるから結婚できる。(ロ) 父が異つてゐても、子女相互間は兄弟姉妹の交りをするから結婚できぬ。(イ)の説有力なり。

(4) 「結婚できないとせば何世降れば結婚できるか」 孫同志の結婚になれば恥しくない。

二 不同輩者

本人と左の者は結婚できるか。

(1) 「父の同母異父の兄弟姉妹」 できぬ。

(2) 「父の同母異父の兄弟姉妹の配偶者」 できぬ。

(3) 「母の同母異父の兄弟姉妹」 できぬ。

(4) 「母の同母異父の兄弟姉妹の配偶者」 できぬ。

(5) 「結婚出来ないとせば何世降れば結婚できるか」 如何に遠くてもできぬ。

第四 親屬結婚禁止の可否及理由

一 (1) 「同宗の親屬は如何に遠親であつても結婚を禁止すべきか」 然り。「同姓結婚其子不繁」と稱して當地方では一般に之を禁じてゐる。「同姓間で事實結婚してゐる者はないか」 有る。間島省の琿春に郎と稱す

る姓の滿洲族が居るが非常に子孫が繁昌してその子女を同宗の親屬以外の者と結婚させるのに困つた。そこで郎姓同族の遠近によりて之を大郎、小郎に分け此の間に於て結婚できることとし、現在も此の大郎、小郎間に於て結婚してゐる者が非常に多し。

(2) 「同宗の親屬は如何に遠親であつても結婚を禁止せねばならぬ理由は」 昔から男尊女卑の觀念が強く、血統に付ても男子の血統のみを重視して來たので同姓結婚はその子繁昌せず又人倫に反するとして結婚を禁じてゐる。自分等もその信念を有してゐるから、さうする方が善いと信じてゐるのである。

姜兆霖——五服以外は結婚できると法律で規定さるゝのならば結構である。

關鳴周——實際は女の權力が強くなりつゝある。時勢がその様に移つて行けばそれでも善く、又琿春の郎姓や中華民國の山東、河北地方の様と同族が多い爲同族以外の者と結婚しやうと思へば遠方から妻を求めねばならぬ結果同宗の遠親を求めて結婚することが行はれてゐる如く、之が慣習となれば善いが、現在のところでは同宗の親屬間の結婚はし難い。

二 「異輩の異姓の親屬は如何に遠親であつても結婚を禁止すべきか」 恥しいことと思ふが遠親であれば輩分が異つても結婚して善いと思ふ。但し子供から見れば、親同志の輩分が違ふので、その稱呼に困る。「輩分が異つても五服以外は結婚して善いとしたらどうか」 善い。「實際上同宗者不同輩者間に通姦ありながら結婚できないとせば困りはせぬか」 好いた同志がすることであるから致方ない。それをどうのかうのと言へば逃げ出て

しまふまでのことである。

第三款 その他の結婚の制限

一 相姦者の結婚

「姦通に依て離婚した女は離婚後その相姦者と結婚できるか」 離婚すれば何等制限がなく女の自由であるから結婚できる。

二 寡婦の待婚期間

(1) 「夫死して幾何の期間を経過すれば妻は再婚できるか」 別段制限はない。只外見上見榮の爲無理に婚家に留つて居るに過ぎないのであつて、その最も短いものは夫死亡後七、八日で婚家を出る者もある。昔は夫死亡後三年を経過せねば再婚できなかったが現在は守られてゐない。百日も過ぎれば再婚してゐる。

(2) 右の期間の経過を必要とするのは

(イ) 「服喪の關係か」 否。外見上見榮の爲で、亡夫の爲に節を守つてゐると視て貰ひ度いからである。又夫死亡後再婚するのは自分に子がなく且年若な場合であるが子があれば子の爲に、年老いてゐれば嫁に貰つて呉れる者がないから生活に困らねば再婚しない場合が多い。

(ロ) 「血統の混亂を防ぐ爲か」 血統を重んずる男の方では血統の混亂を防ぐ爲め前夫の死亡後相當期間(懐胎期間の十箇月以上)を経てからその未亡人と結婚することもあるが、女の方は大體(イ)と同様である。

三 夫生死不明の場合の再婚

「夫家出して音信なく生死不明のとき幾何の期間を経過すれば妻は再婚できるか」 昔は十二年経過せねば再婚できなかったが現在では左程に堅く守らぬ様になり、夫が家出したためその翌日から生活に困る様なことがあるときは致方なく警察か何處かへ行つてその理由を説明し、仲人などの了解を得て他の男と一緒にゐる者もあるのである。併し現在でもやはり五年は経過しなければ再婚できないであらう。

四 種族又は宗教不同者の結婚

「種族又は宗教の不同に因り結婚のできない者があるか(例へば蒙古人と滿洲人、回教と異族)」 回教徒は他民族と結婚せぬ。それは民族が異れば風習も異なるからであるが殊に回教徒は豚を食ふ民族を嫌ふからである。又清朝時代には滿洲族と漢族との結婚はできなかったが現在は結婚してゐる。

キリスト教徒と他宗教徒間の結婚に付ても現在は少くなつたが以前開島省では滿、漢族と朝鮮族の結婚が行はれてゐた。此の結婚は朝鮮族の女が滿、漢族の妻になつたのであつて滿、漢族の女が朝鮮族の妻になることはなかつた。それは當地方に来てゐる滿、漢族は出稼人が多くて妻帯者や滿、漢族の女が少なかつた爲と、その當時の朝鮮族は生活が困難であつたので娘を滿、漢人に嫁すれば采禮金を貰ひ得たからである。

尙當地方には日本内地人が滿洲族の女を貰つてゐる者が二人あり、日本内地の女を滿洲族が妻としてゐる者もある。此の日本内地の女は某料理屋に働いてゐた者を請出して來たのである。

五 特別の身分者の結婚

「特別の身分により結婚できないものがあるか（例へば僧侶、尼姑、道士、女冠、喇嘛その他特別の身分、地位等に因り）」 當地方には喇嘛はゐないが僧侶、尼姑、道士、女冠又天主教の神父、修女（童貞女）が居り之等の者は結婚できないことになつてゐる。併し道士中の伏居は結婚できるが當地方には居らない。「其の他特別の身分地位等に因り結婚できないものはないか」 昔は門戸相當と稱して雙方の身分地位等の權衡を重んぜられてゐたが現在は左程重視せぬ様になつた。

第二目 結婚の手續

一 結婚の儀式

- (1) 「結婚には儀式を擧げることゝ要するか」 要す。
- (2) 「どんな儀式を擧げるか(式的順序、證人の要否等詳細に)」 五二四頁(婚約の順序及儀式2、過小禮)より續く。
- (3) 通 信 結婚期日の一箇月前に男の方では禮品數種と、男女の生年月日時及過大禮の期日並結婚期日を記載した婚帖一通を準備して紹介人と共に正式に女の家に行き過大禮の期日及結婚の期日を通知する。而して女の家では男方を歡待するのである。此の通信は略することもある。

(4) 過大禮 過大禮は結婚期日前一箇月以内に行はねばならぬ。過大禮の期日には男の方では豚二匹、酒二

瓶、衣服數點、裝飾品數點、布敷疋、化粧品若干、綢子(絹織物)等を準備し男の家族、親戚及知友等一同が之を携へて仲人と共に女の家に行く、女の家では嫁となるべき娘が出て順次にお禮をして煙管に煙草を詰め之に火をつけて接待する、男の方では出席者各々が裝煙錢若干を贈る。而して女の家では宴を設けて男方一同を招待し之が終れば男方一同は即日歸る。以上を過大禮と稱し又之を納彩と言ふてゐる。尙納采には采禮錢を若干贈らねばならぬ。以上の過小禮、過大禮に贈る豚、酒その他の贈物は金錢に代へて贈ることもできる又定婚のとき女の方から要求した品物を金錢に代へて其の品物書と金錢を贈ることもある。併し指輪、耳輪、腕輪は現物で贈らねばならぬ。納采は仲人、主婚人、親戚等が持つて行くのであるが女の家では之を受取ると直ぐ其の品物を部屋の中に飾付ける。

過大禮は結婚儀式中最も慶びとする儀式であるので多くは事前に親戚知友にその女が何日納采を受けるかを通知する。さうすると親戚知友は納采の日に來て慶を述べ金錢又は首飾若は衣服地等を贈る。而して女の家では正式に宴を設けて之等の人を歡待する。

尙過大禮は之を省略することがある。之は養錢を女方に贈つた場合に多い。

(5) 親 迎 結婚期日の一日前に女の家では新婦となるべき娘を新郎となるべき男の家近くの親戚若は知人の家まで送つて此處を臨時の居所とし、男の方では結婚當日舉式前に新郎が妾親奶奶一人、妾親客二人又は四人(人數は偶數なることを要す)何れも有夫有婦有子で家庭圓滿な裕福な人と共に騎馬又は籠若は車に乗り樂人

(笛を吹く者、太鼓を敲く者等)を連れて新婦を迎へに行く、之を親迎の禮と言ふ。

(6) 結婚 結婚期日の前日女の方では新婦の粧奩を男の家に送る。男の家では之を部屋に飾付け、女の方の送親者を歡待する。さうして吉日たるその翌日の結婚日には男の方では自宅又は飯館(料理屋)で結婚式を擧げる。

結婚式は新舊の禮節があつて一致しないが田舎に住む者は多く舊禮に従ひ朝の内に自宅で結婚式を擧げ、都市に住む者は殆ど新禮に従ひ晝に飯館(料理屋)で結婚式を擧げる。

舊禮に依つて自宅で結婚式を擧げるには少くとも三日を要する。その第一日は手傳人を頼んで結婚式の手續や準備をし、第二日の朝結婚式を擧げ、式終れば盛大な宴席を設けて親戚、知友及來賓等を招待する。而して第三日の朝も正式に宴を設けて手傳人や遠くからお祝に來た親戚、知友を招待するのである。

結婚は男女一生の最大事であるので男の方は結婚期日を親戚、知友に通知し、通知を受けた親戚、知友は結婚日に來て慶びを述べ金錢又は幛子若は衣服地、裝飾品等を贈る。而して男の家では宴を設けて極力歡待する。

新郎が新婦を迎へに行けば(親迎)女の方からも送親奶奶一人と送親客二人又は四人(人數は偶數なることを要す)何れも有夫有婦有子で家庭圓滿な裕福な人が新婦に付添つて來る。新婦は家を出るとき婦人が死ぬときに結ぶ狐髻と言ふ髪を結び叔父か兄弟がその新婦を紅色の布で包み抱き抱へて車に乗せる。そして蓋頭と言ふ紅色の布で造つた頭布を冠り更に紅色の布で造つた拉草衣を着て銅鏡を前後に掛ける。之は何れも魔除けである。

尙新婦は家を出るとき饅頭を鷲掴みにして一口食ひ吞み込みますして新郎の家まで行き下車するとき之を吐棄することもあり、又寶瓶壺と言ふ小さな二つの容器に米を入れその口を紅色の紙で蓋をし兩手に提げて行くこともある。そして途中は蒙紅布と言ふ紅布を持つて行き廟の前や井戸、橋などを通るときは此の蒙紅布で顔を隠して行く、新郎の家に着けば赤木を焚き(現在は赤木の代用として木炭を焚く)新郎に迎へられて車を降る。此の時童女二人が來て新婦が携へて來た寶瓶壺を一つ宛持ち、新婦は新郎に導かれながら紅布の敷いてある上を歩いて天地卓の前に行き新郎新婦並んで天地を拜する(新郎は跪拜す)。天地の禮拜が終れば新婦は新婦の蓋頭を取つて屋根の上に投げ上げ二人揃つて洞房(新郎、新婦の部屋)に入る。その際入口に馬の鞍の上に一厘錢一枚を置いて新婦に之を跨がせる。之は愈々是から此の家の者になつたと言ふ印である。洞房に入れば新婦は直ぐ吉方に向つて炕の上に乗る。之を坐福と言ひ、新郎の兄弟が來て降して呉れるまで動いてはならぬ。此の時他の部屋では酒席を設けて宴を張り、宴半にして料理人が臺の上に大皿を置きその皿の中に肉を盛り菜刀を添へて樂の音と共に宴席を廻る。之は未だこんなに料理が澤山用意してあるといふことを誇示するものであるが此のとき女方の者は料理人に心付けをやらねばならぬ。

而して夜は寢に就く前に長壽麵と子孫餅々を食べる。此の長壽麵は長生きを願ひ、子孫餅々は子孫の繁昌を願ふて食ふのである。又その晩は兄弟などによつて開洞房が行はれ二人を一緒にして轉したり、新婦が恥しがらる様なことをしたり、言ふたりする。そしてその夜は長命燈と稱し夜明まで灯を消してはならぬ。

翌朝新婦は髪を結び直し、それから分大小（新婦に家族全部を紹介する）が行はれる。そして家族と共に家堂の前に行つて跪拜する。

(7) 回門 結婚後七日目に新郎、新婦は禮物を携へて新婦の實家に行く、而して九日目に共に歸つて來る。之を回門と言ふ。

以上は何れも舊式の結婚で現在は田舎でなければ殆ど行はれてゐない。延吉街では七割迄は文明結婚をしてゐる。

文明結婚 結婚期日は舊式の場合と同じく吉日を選び親戚、知友に招待状を出す。婚禮は極めて簡單で普通は飯館（支那料理屋）に於て行はれ一日で終る。而して服装も新婦は髪を現代式に結び、純白の花冠（純白の造花の冠で薄い白布を長く垂らしたるもの）を冠るのみである。

結婚式は正午に行はれ其の列席者の主なる者は司儀、糾儀（式の世話人で進行係を助けて學式に間違のない様進行せしむる役目のもの）双方の主婚人、仲人、證婚人、新郎、新婦等である。式は司儀に依つて司會され、奏樂に依り司儀、糾儀、新郎の方の來賓、新婦の方の家族、新郎の方の主婚人、新婦の方の主婚人、新郎の方の仲人、新婦の方の仲人、證婚人の順序に入席する。一同入席すれば奏樂に依り新郎、新婦が入席し相對して立つ、證婚人は婚書を朗讀する。朗讀が終れば新郎、新婦は三鞠の結婚禮を交し、證婚人、新郎の方の仲人、新婦の方の仲人、新郎の方の主婚人、新婦の方の主婚人、新郎、新婦の順に其の婚書に署名捺印する。而して新郎、新婦

は證婚人の仲立て指輪等を交換する。次で樂を奏し、終つて證婚人の挨拶、來賓代表の挨拶、新郎の方の主婚人の謝辭、新婦の方の主婚人の謝辭があり、新郎、新婦は證婚人に對して三鞠の禮を行ひ、證婚人は退席する、次で仲人に對し三鞠の禮を行ひ、仲人は退席する。來賓は新郎、新婦の家人に對し慶びを述べ、家人は各々それに對して答禮する。新郎、新婦は外に向つて之等の人々に三鞠の禮をし、内に向つて主婚人に三鞠の禮をする。新郎、新婦兩方の主婚人及兩方の家族全部が退席する。それから寫眞を撮り、奏樂に依つて介添人が新郎、新婦の手を取り退席して式を終る。而して宴會に移るのである。

第三目 婚姻の無効及取消

一 婚姻の不成立

(1) 次の場合結婚は成立するか

(イ) 「人違の場合」 昔は殊更違つた人を見合に立てたり又痘痕面を隠す爲め殊更小さい寫眞を見せそれで婚約をし結婚もして納つてゐた。現在も結婚してしまへば大體は納つてゐるが結婚前に人違であることが分れば其の婚約は解除することができる。又結婚期日に夫となるべき男が出稼中不在であるとか又は急病の爲め出席できぬ時はその妹が雄の鷄を抱いて新郎の代りになることがある。その意味は良く分らぬが他の動物では雌雄の區別が付かぬけれど鷄ならその區別が付くからだらうと思ふ。兎も角之は習慣として當地方に行はれてゐる。併し妻となるべき女は必ず本人が出席せねばならぬ。それは代りになるものがないからであらうと思ふ。

「その様な人達の場合でも結婚成立と言へるか」 男女が結婚してしまへば生米已作熟飯（生米が既に飯になつてしまふた）と稱して昔は結婚成立し納つてゐた、現在は夫婦同食前なれば其の結婚を取消することもできるが同食後だと女の方から苦情が出て紛糾するであらうし、何れにしても此の様な場合は一旦結婚してしまつたのであるから納る場合が多いであらう。

(ロ) 「公開の儀式を挙げない場合」 成立しない。

(ハ) 「婚姻を禁じられた近親者の婚姻の場合」 善くないことだが結婚してしまへば致し方ない。

(2) 「その他どんな場合に結婚は不成立か」 無い。

二 婚姻の否認

(1) 次の場合婚姻を否認することができるか

(イ) 「相當の年齢に達せずして結婚した場合」 否認できぬ。併し年少で妻帯すればどうしても男よりは年上の女を娶ることになるので、男が相當の年齢に達すれば年上の老いた妻より若い女が良くなり更に若い妻(妾)を貰ふ様になる。

(ロ) 「同意権者の同意を缺いた場合」 否認できぬ。

(ハ) 「重婚の場合」 否認できる。當地方では出稼人が多い爲本籍地に妻があるに拘らず妻なきが如く装ひ女を騙して妻の如く妾にしてゐる者が非常に多く、女も有耶無耶で妾になつてゐる。併しその女を妾と言へ

ば本人は非常に怒る。

(ニ) 「婚姻前性的缺陷があつて治癒の見込のないことが結婚後判明した場合」 女に性的缺陷があるときは男は更に女を貰ふが、男に性的缺陷があれば女はその婚姻を否認することができる。

(ホ) 「詐欺又は強迫に因て結婚した場合」 否認できる。當地方には強迫に因て結婚した例はない。

(ヘ) 「婚姻前不治の悪疾(例癩、花柳病)又は不治の精神病あることが結婚後判明した場合」 否認できる。

(ト) 「婚姻前アヘン(鴉片)モルヒネ(嗎啡)等を用ひる不良の嗜好あることが結婚後判明した場合」 其の不良嗜好を禁絶できるかどうか、家が金持であるか否かに依つて否認できる場合と否認できない場合がある。

(2) 「右の外尚如何なる場合婚姻を否認することができるか」 右の外には無い。

第三項 婚姻の效力

一 姓

(1) 「妻は婚姻により自己の姓の上に男の姓を冠するか」 冠す。而して妻は婚姻前の姓を言はず、夫の姓のみを稱へることが多い。

(2) 「妻は婚姻により夫の姓に改めるか」 前述の通り普通は夫の姓のみを稱へ、正式(民籍、戸口調査等)には夫の姓を冠してゐる。例へば王の家へ李蘭と言ふ女が嫁けばその女は普通は王蘭と稱し、正式には王李氏又

は王李蘭と稱するが如きである。

二 夫 權

- (1) 妻が左の行爲をするには夫の許可を要するか
- (イ) 「自己の金を貸す場合」 否。妻個人の金であれば夫の許可を要せず勝手に貸付できる。
- (ロ) 「金を借り又は保證する場合」 妻が他人の保證人となる様なことはないが金を借りることはある。此の場合には必ず夫の同意を要する。それは妻には生計能力がない爲その辨濟は夫の責任となるからである。
- (ハ) 「自己の土地建物又は重要な動産を賣り、質、抵當に入れる場合」 夫の許可を要す。それは夫の名を出さねば外部の者が信用しないからである。當地方に妻が嫁入るとき自己のものとして持参した物を賣却しようとして賣買證書まで作成したが夫の反對で賣買できなかった實例がある。
- (ニ) 「訴を起す場合」 夫の許可を要す。それは女は男に比し智識その他總ての程度が低いためその將來を慮つてのことである。
- (ホ) 「自己の重要な財産を贈與する場合」 要する。但し自己のものとして自己が使用し、収益してゐる物は夫の許可を要せず贈與できる。
- (ヘ) 「他人より贈與を受ける場合」 夫の許可を要せぬ。
- (ト) 「他人と身體の拘束を受ける契約を締結する場合」 夫の許可を要す。

(2) 「右の外尙如何なる行爲が夫の許可を要するか」 妻は總て單獨で行動を許されてない、外出するにも夫の許可を要するのである。

(3) 「以上の場合の許可を要するときは夫の許可なき理由を以て夫又は妻はその行爲を取消することができるか」 取消することができる。

第四項 夫婦の財産

一 妻の私有財産

- (1) 「妻は金銭、土地、建物、家畜等の財産を私有することがあるか」 有る。
- (2) 次の財産は妻の私有か夫妻二人の所有か
- (イ) 「妻が實家より持参した粧奩」 妻の私有であるが之を處分するには夫の同意を要す。「采禮で買った物でも妻の所有か」 采禮は妻となるべき女に贈つたのではなく女の家に贈つたものであるが、その采禮で買ひ求めた粧奩は即ち家からその娘に買ひ與へた物であるから、前同様妻の所有となるのである。
- (ロ) 「妻が實家より持参した粧奩以外の財産」 妻の私有である。
- (ハ) 「妻自身が他から贈與を受けたもの」 妻の私有である。
- (ニ) 「妻が自己の勞力により得た報酬」 妻が働かねば一家生活できぬ様なときは妻の勞力により得た報酬は家のものとなり、それ以外は妻の私有となる。

- (ホ) 「妻の私有財産から生じた利益」生活困難な場合は家に出さねばならぬがそれ以外は妻の私有となる。
- (3) 「右の外妻の私有財産にどんなものがあるか」 右の外思ひ出せぬ。

二 夫婦財産契約

- (1) 「夫婦は契約を以て夫婦財産関係を定めることがあるか」 有る。
- (2) 「定めるとせば結婚前か後か」 結婚後に定める。
- (3) 契約を以て夫婦財産関係を定めるとせば普通左の何れの方法によつてゐるか
 - (イ) 「夫婦の財産を夫婦二人の所有とする方法」 當地方に於てはこの方法に據つた例はないがその場合は妻の分は夫に其の管理、収益を委せる。

(ロ) 「妻の財産を夫の所有に移す方法」 この方法に據つた例がある。

(ハ) 「夫妻が各別に財産を所有する方法」 この方法によるのが最も多い。

(ニ) 「その他の方法(その他の方法によるとせばその内容を説明すること)」 夫婦不和の爲別居するときは契約を以て妻に財産を分割してやることがある。又妻が小份子を持つてゐるときはその地券は妻が所持し、その管理及収益は夫に委せることもある。

三 財産の管理、使用、収益、處分

- (1)(イ) 「夫は妻の財産を管理するか」 管理する。

(ロ) 「妻は夫の財産を管理するか」 夫の能力が不完全なとき又は遠くへ行つて不在となる場合、夫に代つてその財産を管理することがある。

(2)(イ) 「夫は妻の財産を使用し収益することができるか」 否。但し妻の同意を要する。

(ロ) 「妻は夫の財産を使用し収益することができるか」 夫不在のときとか或は夫の能力が不完全なときは夫に代つてその財産を使用し収益することができる。

(3)(イ) 「夫は妻の財産を妻に無斷で處分することができるか」 できぬ。

(ロ) 「妻は夫の財産を夫に無斷で處分することができるか」 できぬ。

四 債務の辨濟

- (1) 妻は自己の財産を以て夫の左の債務を辨濟する義務があるか

(イ) 夫に支拂能力ある場合

(A) 「家族の家庭生活費用」 辨濟義務はないが少額の家庭生活費用は支拂ふことがある。

(B) 「その他夫が家の爲に負擔した債務」 辨濟義務はないが小家庭では少額の負債ならば妻は甘じて辨濟することもある。大家庭にはその様なことはない。

(C) 「夫が家の爲でない理由で負擔した債務(例遊興費)」 辨濟の義務なし。

(ロ) 夫に支拂能力なき場合

(A) 「家族の家庭生活費用」 女には生活能力がない爲習慣として女に家庭生活費債務の請求はできないことになつてゐる。従つて妻も辨濟義務はないが夫婦である以上支拂ふべきである。

(B) 「その他夫が家の爲に負擔した債務」 (A)と同様妻には辨濟義務はないが夫婦である以上小家庭に於ては妻は之を傍觀することはできぬ。

(C) 「夫が家の爲でない理由で負擔した債務(例遊興費)」 辨濟義務なし。

(2) 夫は自己の財産を以て妻の左の債務を辨濟する義務があるか

(イ) 妻に支拂能力ある場合

(A) 「妻が家の爲に負擔した債務」 辨濟の義務がある。

(B) 「妻が家の爲でない理由で負擔した債務(例身分不相當の奢侈品の代金)」 辨濟の義務なし。

(ロ) 妻に支拂能力なき場合

(A) 「妻が家の爲に負擔した債務」 辨濟の義務がある。

(B) 「妻が家の爲でない理由で負擔した債務(例身分不相當の奢侈品の代金)」 辨濟義務はないが道義

上支拂はねばならぬ。

五 婚姻關係消滅後の妻の私有財産

「離婚又は夫の死亡により再婚した妻はその私有財産を持去ることができるか」 持去ることができる。その

内譯は(1)妻の小份子(2)實家から分與されて持つて來た不動産(3)衣類の一部分(4)妻自身の金で買った飾物等である。但し(1)夫死亡後から相續した財産(2)粧奩(粧奩は婚約のとき夫の方から贈つた金で買った物であるからである)(3)夫が買つて呉れた飾物等は持去ることはできぬ。

第五項 離婚及別居

第一目 協議離婚

一 協議離婚の同意

(1) 「成年夫婦が協議離婚する場合父母の同意を要するか」 父母の同意を要す。併し夫婦がどうしても離婚すると言ふことになれば親は之に従ふより外ないのである。

(2) 「何歳位に達すれば協議離婚に付父母の同意を要しないか」 十七歳以下のときは父母の同意を必要とする。離婚の最も多いのは二十歳前後から三十七歳までで三十歳以上になれば殆ど離婚しない。

二 手 續

(1) 「協議離婚には書面の作成を必要とするか」 必要とす。協議離婚の場合は退書又は辭書に夫婦連署して之を夫から妻に渡して離婚し、一方的な場合例へば妻に不都合な行爲があつて強制的に離婚するときは休書を夫から妻に渡して離婚する。又離婚したことの聲明書を出すこともある。本年十一月二十六日當地方の東滿日報に次の如き離婚の聲明書が登載されてゐた。

廣 告

郎魁梧 即日解除婚約嗣後男婚女嫁各聽其便
關秋菱

(2) 「右書面にはどういふことを記載するか」 その内容は一定してゐないが普通は離婚の理由を書き、今後男が妻を娶り、女が再婚しても雙方異議なき旨を記載するのである。

「手型、足型を押す様なことはないか」 前清時代には左の手形と足形を押す風習があつたが現在はない。

(3) 「證人の立會を必要とするか」 必要とせぬ。それは何人も離婚の證人に立つことを嫌ひ證人になつて呉れる者がないからである。

第二目 裁判離婚

一 夫の離婚請求原因

(1) 左の事情ある場合は夫は離婚を請求することができるか(法律に依らず慣習に依ること實例がない場合は意見)

(イ) 「妻が重婚したとき」 離婚を請求することができる。當地方に次の様な實例があつた。妻が重婚したのでその前夫は非常に怒つて訴訟になつたが結局は金で解決し、妻は金を出した方と一緒になつてしまつた

ことがある。

(ロ) 「妻が姦通したとき」 離婚を請求することができる。

(ハ) 「夫に對し同居に堪へない虐待又は重大な侮辱を加へたとき」 離婚を請求することができる。

(ニ) 「妻が夫の父母、祖父母に對し反抗し又は同居に堪へない虐待又は重大な侮辱を加へたとき」 離婚を請求することができる。

(ホ) 「妻が前妻の子女を虐待したとき」 妻が前妻の子女を虐待した事例は多いがそれが原因で離婚した事例は少い。併し此の様な場合は夫は離婚を請求することができると思ふ。

(ヘ) 「妻が家出して永く歸らぬとき」 離婚を請求することができる。

(ト) 「妻が夫を殺害しようとして企てたとき」 離婚を請求することができる。

(チ) 「妻に悪疾(例、花柳病)あり治癒の見込のないとき」 さうした悪疾は誰が染めたかが前提となるのであつて若し夫が感染せしめたものとするれば終生療養してやらねばならず、結婚前から罹病してゐた場合又は結婚後他から感染した様な場合は夫は離婚を請求することができる。併しそうした病に罹つてゐても結婚して相當年數を経て居れば離婚する様なことなく療養してやつてゐる。

(リ) 「妻が重大な精神病で治癒の見込のないとき」 結婚前から精神病に罹つて居り結婚して未だ日淺い中ならば離婚を請求することができるが、結婚して相當年數を経て居れば離婚する様なことなく療養してやつ

てゐる。

(ヌ) 「妻にアヘン(鴉片) モルヒネ(嗎啡) 等を用ゐる不良嗜好あるとき」 夫のさうした不良嗜好が妻に染つた場合は離婚できぬが、妻のみがさうした不良嗜好があり將來禁絶の見込みない場合は離婚できる。

(ル) 「妻の生死が三年以上分らぬとき」 離婚を請求することができる。

(ヲ) 「妻が三年以上の徒刑に處せられ又は詐欺窃盜の破産犯罪を犯したることにより徒刑に處せられたとき」 離婚できる。但妻が家の爲に夫と了解の上で犯した罪の場合は離婚できぬ。

(ワ) 「夫婦が不和で同居を續けることができないとき」 離婚を請求することができる。

(カ) 「夫婦の父母、祖父母が互に殺害する様な事實があつたとき(昔は義絶の事由の一)」 夫婦の關係は夫婦が主體となるのであるから夫婦以外の他の理由では離婚することができないのであるが、當地方には夫の父母と妻が仲悪く夫婦離婚した實例がある。

(2) 「右の外如何なる場合夫は離婚を請求することができるか」 右の外なし。

二 妻の離婚請求原因

(1) 左の事情ある場合妻は離婚を請求することができるか(法律によらず慣習によること實例がない場合意見)

(イ) 「夫が重婚したとき」 離婚を請求することができる。

(ロ) 「夫が他の女と通姦又は娼樓に流連するが如く甚しく不行跡なるとき」 離婚を請求する事ができる。

(ハ) 「夫より同居に堪へない虐待又は重大な侮辱を受けたとき」 離婚を請求することができる。

(ニ) 「夫の父母又は祖父母より同居に堪へない虐待又は重大な侮辱を受けたとき」 離婚を請求することができる。

(ホ) 「夫の右以外の家族より同居に堪へない虐待又は重大な侮辱を受けたとき」 その様なときは離婚を請求せず分家する。

(ヘ) 「夫より賣淫その他の賤業を強要せられたとき」 離婚を請求することができる。

(ト) 「夫より故なく遺棄せられてその状態が繼續するとき」 離婚を請求することができる。

(チ) 「夫が妻を殺害しようとして企てたとき」 離婚を請求することができる。

(リ) 「夫が悪疾(例癩、花柳病)があつて治癒の見込のないとき」 離婚を請求することができるであらう。

(ヌ) 「夫が重大な精神病で治癒の見込のないとき」 離婚できるであらうが道徳上精神病の夫を見捨て、離婚することはできない。

(ル) 「夫がアヘン(鴉片) モルヒネ(嗎啡) 等を用ゐる不良嗜好甚しいとき」 離婚を請求することはできないが生活に差支へなければ離婚する様なことはない。

(ヲ) 「夫の生死が三年以上分らぬとき」 離婚を請求することができるが家に財産があり、子供があれば

離婚する様なことはない。

(又) 「夫が三年以上の徒刑に處せられ又は詐欺窃盜の如き破廉恥罪を犯したることにより徒刑に處せられたとき」離婚を請求することができるが妻として之を忍ぶのが普通である。

(カ) 「夫婦が不和で同居を続けることができないとき」離婚を請求することができる。

(ヨ) 「夫婦の父母祖父母が互に殺害するやうな事實があつたとき(昔は義絶の事由の一)」夫婦の関係は夫婦が主體となるのであるから夫婦以外の他の理由では離婚することができない。

(2) 「右の外如何なる場合妻は離婚することができるか」右の外なし。

三 配偶者の父母による離婚

(1) 「父母が單獨の意見を以て子の妻を追出し離婚させることができるか」否。子の同意を必要とす。

(2) 「父母が單獨の意見を以て女を夫の家より連戻し離婚させることができるか」否。男の同意は勿論女の同意を必要とす。

第三目 離婚の效力

一 離婚と子女

(1) 「離婚の場合子女は普通夫が養育するか」然り。

(2)(イ) 「離婚せられた妻が幼少の子女を養育することができるか」有る。子女の中幼少の女の子を夫の同

意を得て養育してゐる。

(ロ) 「右の場合夫のみならず夫の父母の許可を要するか」要す。

(ハ) 「離婚せられた妻が養育する場合子女は夫の姓を附するか」男の子は夫がいらないと言ふ場合に妻が養ふのであるがその姓は夫の姓で妻の姓には改めず、女の子を養育する場合は妻の姓に改める。當地方にその例外として男の子を妻の姓に改めたことがあつた。

(ニ) 「その子女が成長したとき夫の家に歸還するか」普通は歸還する。

(ホ) 「歸還しないことがあるか」有る。

(ヘ) 「ありとせばどういふ場合か」男の方で其の子女を引取らぬことを承諾した場合である。

(ト) 「妻が養育するとき養育費用は何人が負擔するか」當地方では婚約のとき男の方から女の方に采禮(結納)を相當多く贈つてゐるので離婚のときはその采禮の返還を要求するが、妻が子を連れて離婚する場合はその額を減じて要求し、連子する子女が幼少な場合はその養育費の代りとして采禮の返還を要求せず、尙必要あるときは金銭を供與することがある。以上は主として當地方の貧困者間に於て行はれる風習であつて、金持は無條件で離婚するから采禮の返還とか子女の養育費などは互に問題にしてゐない。

二 結納及女方の贈與物の返還

(1) 「妻の責(例へば姦通)により離婚した場合結納を返還せねばならぬか」妻の方から離婚を請求したと

きは結納を返還せねばならぬが夫の方から離婚請求したときは返還せなくともよい。

(2) 「夫の責(例へば虐待)により離婚した場合女方の贈與物を返還せねばならぬか」 返還せなくともよい。

三 損害賠償

(1) 「夫妻の一方が他方の責により離婚し損害を受けたとき賠償を請求することができるか」 前述の通り
當地方では采禮(結納)の返還を要求するがそれ以外は何等損害の賠償を求めらるやうなことはない。

(2) 「右の場合財産以外の損害(精神上の苦痛)についても賠償の請求ができるか」 (1)と同様である。

第四目 別居

一 別居の有無

「夫婦不和の爲居を異にしてゐることがあるか」 有る。

二 別居の原因

「ありとせば如何なる不和の原因に基くか」 夫が妾を持つた爲に不和を生じて別居するのが一番多く、妻が姦通して離婚までに至らず別居することもある。

三 別居中の妻の生活費

「別居の期間中妻の生活費は夫より支給するか」 夫より支給する。別居の妻に子供があるときは財産を分與することも有る。

四 別居の手續

「別居には證書を作成するか」 作成せぬ。但し別居の際財産を分與する場合はその財産分與に関する證書を作成することがある。

第六項 童養媳、贅夫、冥婚その他

第一目 童養媳

一 童養媳の有無

「童養媳(俗に小媳婦、小接媳婦又は團圓媳婦、即ち結婚年齢に達しない子女を婚約して男の家に引取り養育し結婚年齢に達すれば式を擧げて結婚させる制度)を貫ふことがあるか」 有る。當地方では童養媳又は小接媳婦と言ふてゐるがその實例は非常に多い。最も多いのは五、六歳から七、八歳の者で、一、二、三歳の幼児は極めて少い。

二 童養の原因

「どんな場合に童養媳が行はれるか」 (イ)童養媳の生家が貧乏であるとき (ロ)童養媳に父母なく扶養して呉れる者がいないとき (ハ)母亡く父のみで養育し難いとき等に童養媳が行はれる (ニ)又實家の商賣の關係や、母親の素行がよくない時なども女に悪い感化を與へないやう早く引取つて育てることもある。

三 童養の手續

(1) 「童養はどんな手續で行はれるか」 單に仲人を立てて童養の話を終めるのみで儀式は行はぬ。

- (2) 「證書を作成するか」 作成せぬ。
- (3) 「男方より女方へ金其の他財物をやるか」 童養媳が二、三歳のときは何もやらぬことがあるが十二、三歳位になつて居れば六、七拾圓やる。何れにしても此の場合女方へ贈る金又はその他の財物は百圓を超える様なことはない。

四 童養媳の結婚儀式

- (1) 「童養媳の結婚には儀式を挙げることを要するか」 要す。
- (2) 「要すとせば普通の結婚式と如何なる點が異なるか」 童養媳に實家があれば結婚前に實家に返し、實家がなければ親戚又は友人の家に遣つて置いて結婚式の日には新婦として迎へ擧式するのであるが、その結婚式は普通の結婚式と何等變りはない。

五 童養媳の地位

「童養媳は既婚の妻と家庭上同一地位に立つか」 同一地位に立つ。

第二目 贅夫（贅婿及養老女婿）

一 招婿の原因

「どんな場合にどういふ目的で婿夫（贅婿、養老女婿）を招くことが行はれてゐるか」 贅婿の意味はよく分らぬが、當地方では女のみで男のないとき男を女の家にかくのを養老女婿と言ふて行はれてゐる。

二 招婿の手續

- (1) 「招婿は儀式を挙げるか」 儀式を挙げる。
- (2) 「擧げるとせば普通の結婚式とどういふ點が異なるか」 結婚式を女の家で擧げる點のみ異なるが、その他は普通の結婚式と何等變りはない。
- (3) 「證書を作成することを要するか」 要す。
- (4) 「證書にはどんなことを記載するか」 普通の結婚證書と同様で、現在は官廳から發給されてゐる證書に署名してゐる。

三 姓

- (1) 「贅夫（贅婿、養老女婿）は妻の姓に改めるか」 否。當地方には贅婿、養老女婿が妻の姓に改めた實例はない。「贅夫は妻の姓に改めるが養老女婿は改姓せぬと言ふた者があるが當地方ではどうか」 その様なことはない。それは何かの間違ひである。
- (2) 「贅夫はその本姓に妻の姓を冠するか」 冠せぬ。
- (3) 「妻はその本姓に贅夫の姓を冠するか」 冠する。
- (4) 「その子女は夫妻の何れの姓に従ふか」 夫の姓に従ふ。

四 贅夫の地位

(1) 「贅夫と妻との財産關係に付ては普通の夫妻の財産關係とどんな點が違ふか」 養老女婿した當時は妻の方の財産は妻の方が所有してゐる。而して養老女婿が善いか否かを確めて善ければその財産を養老女婿に贈與する場合が多い。若し贈與せずして妻の父が死亡せば妻が之を繼承するが、妻の所有となれば家のものとして夫婦で管理し處分する。

(2) 「右の外贅夫の妻に對する權利は普通の夫妻とどんな點が違ふか」 總て普通の夫妻と同じである。

五 招婿の期限（養老女婿を除く）

(1) 「妻の父母生存中招婿した場合普通贅夫が妻の父母の家に居る期間を定めるか」 養老女婿は知つてゐるが招婿と言ふことは何のことか分らぬ。養老女婿の場合はその養老女婿が善いか否かに依るのであつて、若し悪ければ妻を連れて出て行つて呉れといふことになるのである。従つて妻の父母の家に居る期間を定める様なことはない。

(2) 「定めない場合はその贅夫が妻の父母生存中妻と共にその家を去ることができるか」 できる。

六 養老女婿

(1) 「妻の父母は自己の養老の爲に贅夫を貰ふことがあるか」 有る。

(2) 「ありとせば贅夫が養老の義務を盡さぬときは妻の父母は贅夫を追出し離婚させることができるか」 養老女婿が善ければ家族同様の待遇をしてその家の財産を與へ、善くないときは自分と別居させるのが普通で

あつて、父母は夫婦の離婚に干渉することはできぬ。若し養老女婿を追出すことになればその妻（自己の娘）と共に追出すのである。

(3)(イ) 「養老女婿は普通夫が妻の父母の家に居る期間を定めるか」 定めない。

(ロ) 「定めない場合はその贅夫が妻の父母生存中妻と共にその家を去ることができるか」 できる。

七 婿養子

(1) 「贅夫は妻の父母の養子となり養父の姓に改めることがあるか」 無い。慣習も實例もないが、その様に婿養子となり養父の姓に改めることは善いであらう。「過日婦人庭談會の席上で婿養子に關して話をしたところ婿養子となり養父の姓に改めることに付て出席婦人一同賛成であつたが皆さんの意見は如何」 現在は新舊思想の轉換期であるから新思想の者は賛成で舊思想の者は不賛成であらうが何れにしても之には理窟がある。我々の意見としてはその家の血統は男の子のみが受繼ぐのではなく女の子も同様受繼いでゐるのだから、男の子がないとき他から嗣子を貰ふよりは女の子に婿を貰ひ之を婿養子としてその家の血統を子孫に傳へればよいと思ふ。

八 入 夫

「父母死後家に女のみしか居ない場合男が之と結婚して女の家に入りその姓に改めること（入夫）があるか」 無い。慣習も實例もないがその様に法律ができれば入夫する様になるであらう。父母死後家に女のみしか居ない場合はその遺産の繼承に付て争が起るものであるが、入夫する様になればこうした争も少なくなると思ふ。

第三目 冥婚其他

一 冥婚

(1) 「冥婚(男女雙方死後の結婚)の實例があるか」 有るが非常に少い。

(2) 「(イ)雙方婚約ある者が、死亡した場合にするか(ロ)雙方婚約なき者が死亡した場合にするか」 何れの場合にもある。

(3) 「どういふ原因ですか」 (A)雙方婚約しながら結婚せずして死亡した場合は洵に可愛想であり又結婚せねば祖先の墓に埋葬して貰へぬからである。冥婚すれば男の棺と女の棺を一緒にして祖先の墓に埋葬する。

(B)財産ある者は過繼したくとも結婚せねば過繼できぬから冥婚するのである。

(4) 「どういふ儀式を挙げるか」 婚書を作らずに極めて簡単な式を挙げることもあるが、殆どは式を挙げず奏樂をして女の棺を男の棺と共に埋葬すると聞いてゐる。

(5) 「冥婚後は雙方の家は親戚となるか」 親戚となる。

二 その他

(1) 「その他異つた種類の結婚及夫婦關係の慣習(例抱夫媳、一妻多夫)がこの地方にあるか」 慣習ではないがその他異つた種類の結婚及夫婦關係の例がある。

(2) 「ありとせば其の内容はどうか」 (イ)「抱夫媳と言ふのは知らないか」 さういふ言葉はないが男が

十三歳で十九歳の女を娶り妻が夫の守(例へば夫が泣けば之を操す等)をする様な例があり、又富豪で子が幼く家に人がゐないとき十幾歳も違ふ女と結婚させて其の女に家事一切をやらせる様なこともある。(ロ)「拉帮套と言ふのはないか」 之は主として民度の低い而も生活力のない苦力間に於て行はるのであるが、自己(夫)一人で妻を養ふことができぬとき他の男を連れて来て二人で妻を養ひ其の間にできた子女は正夫の子女としてゐる。當地方では之を拉帮套と稱してゐる。「套」は馬をつけることで馬をつけて引つぱるのを助ける意である。(ハ)「租妻(妻を他の男に貸すこと)はないか」 それはないが夫が出稼中に妻が生活できないとき他の男に妻を養ふて貰ふことはある。その男との間にできた子女は夫の子女としてゐる。これを打夥と言ひ中には夫が三年五年と出稼中に妻は他の男に養はれてゐてその男との間に子供二人もできその子は夫の子とした例がある。(ニ)「借種、放青といふのはないか」 借種は夫婦間に子がなるとき妻を兄弟の處へ預けて種を貰ふことであり、放青は兄弟以外の者から種を貰ふこと或は夫が老人で妻が若い場合妻を他の男に托して妻を慰め且つ種を貰ふことであるが、此の様なことは事實あつても誰も秘して言はぬからその實例の有無は分らぬ。

第五節 妾

一 妾の原因

(1) 「どういふ原因で妾を貰ふか」 (イ)子を得る爲。(ロ)妻が疾病その他の爲家務を處理し得ぬとき。

(ハ)娼樂の爲等である。以上の内(イ)の原因で妾を貰ふのが最も多い。
(2) 「どういふ原因で妾になるか」 (イ)家が貧乏で満足に生活ができないとき生活に満足を得る爲裕福な人の妾となる。(ロ)妓女が請出されて妾となる。(ハ)妻にすると欺かれて妾となる(欺かれて妾になつた本人は妻だと思つてゐる)等である。

二 納妾と父母、妻

(1) 「妾を貰ふには妻の同意を要するか」 必ず妻の同意を要する。
(2) 「妻は夫の爲に妾を貰ふことがあるか」 有る。但し夫婦間に子のないときに限る。それから夫の放蕩を止めさせる爲に妾を貰ふこともある。「一般の場合子のないとき夫が妾を貰ふことを妻は好むか」 内心嫌つてゐるであらうが、子がなければ死後の祭祀一切をする者がなくなるから妾を貰つて子を設けるより他ないのである。

(3) 「妾を貰ふには父母の同意を要するか」 夫婦間に子のないときは父母の奨めに依つて妾を貰ふことがあるが多くの父母の了解を求める程度である。

(4) 「父母は子の爲に妾を貰ふことがあるか」 有る。子を得る爲には父母から勸めることが多い。

三 妾の手續

(1)(イ) 「妾を貰ふ場合金銭、その他の財物を交付するか」 妾を貰ふときは金銭を交付し、物は交付せぬ。

金銭は五、六百圓位は少い方で中には千圓位交付する者もある。

(ロ) 「右の金銭は何人に交付するか」 妾の父母に交付する。

(ハ) 「右は身價の意味を以て交付するか」 然り。身價である。

(ニ) 「その他如何なる意味を以て交付するか(結納と比較すること)」 身價の他に意味なし。

(2) 「式を擧げるか」 否。單に天地を拜し禮を行ふのみである。妻にすると騙して妾にするときは正式の結婚と同じ様な式を擧げるが之は女を欺く手段として爲すものであつて妾を貰ふ爲の學式ではない。

四 妾の地位

(1) 「妾は通常妻より低い家庭から貰ふか」 然り。貧乏人の家からでなければ妾には出さぬ。

(2) 「妾の家庭に於ける地位は妻とどういふ風に違ふか」 妾は妻の地位より低い子ができれば妻と同地位になる。「妾は家庭事務に付妻の指揮を受けるか」 指揮を受けるのが當然であるが、殆ど受けて居らず、指揮を受けてゐる者は百分の一位である。「妾の小遣錢とか着物などを貰ふ費用は誰が支出するか」 總て夫が支出する。

五 家庭生活状態

(1) 「妾を有する場合夫婦生活はどうして居るか」 妻の部屋と妾の部屋は別にして兩方平均に寢泊りする者もあるが中には妾の部屋にばかり行つてゐる者もある。

(2) 「妾を買つた爲家庭内に不和を生ずることはないか」それが爲家庭内に不和を生ずることが非常に多
5。

(3) 「不和の爲家庭内に如何なる状態を生ずるか」夫婦間の不和、家族間の不和等を引き起し、その不和
が昂すれば別居する。

六 夫と妾との財産關係

(1) 「妾の私有財産は妻の私有財産關係と同様か」妻の私有財産關係と同様で小份子もあり、その殆どは
金錢である。

(2)(イ) 「夫と妾との財産契約は夫婦財産契約關係と同様か」異なる。

(ロ) 「異るとせばどういふ點が異なるか」妾が私有財産を他人に貸付ける様な場合はその管理を夫に依頼
することも有るが、殆どは夫の財産と混同することを恐れて妾自身が管理してゐる。

(3)(イ) 「夫と妾との財産管理使用収益處分は夫と妾との場合と同様か」異なる。

(ロ) 「異るとせばどういふ點が異なるか」夫の財産と妾の私有財産とは全然別個にしてゐる。従つて妾の
私有財産の管理使用収益處分は妾自身がしてゐる。而して夫は之が管理使用収益處分に付補佐することがある
のみである。「妾は地位が不安定であるから自己の私有財産を重んずる傾があるのではないか」然り。

(4) 「男方と妾との債務辨濟關係は夫と妾との場合と同様か」同様である。すべて夫が責任を負ふ。

(5)(イ) 「妾關係の解消又は男方の死亡により他家へ行つた妾は妻が再婚した場合と同様私有財産を持去る
ことができるか」妾の私有財産は殆んど金錢であるから持去ることが出来るが男が買つてやつた品物は一物も
持去ることはできぬ。

(ロ) 「妻の場合と異るとせばどういふ點が異なるか」妻の場合と殆ど異らぬ。

七 扶 正

(1) 「正妻の死後妾が正妻になる(扶正)ことがあるか」有る。正妻が死んだ時、妾に子があれば殆ど扶
正する。

(2) 「ありとせば儀式を擧げるか」擧式するが極めて簡單で拜天地の禮すら行はず、單に親戚知友を招き
酒席を設けて披露するのみである。

八 妾關係の消滅

(1) 「妾關係は夫の一方的意思により解除できるか」解除できる。「何等理由なくして解除できるか」
妾關係の解除は正當の理由ある場合に限るもので何等理由なくして解除すれば世間の人に笑はれる。「妻と妾と
何れを重視するか」妾は殆ど金で買つたものであるから妻の場合よりは輕視してゐる。

(2) 「妾關係は女の一方的意思表示により解除できるか」否。妻の離婚請求と同様な原因があつても夫の
同意がなければ解除できぬ。それは妾は金で買つたものであるからである。

(3) 「夫死後夫の父母、祖父母、兄弟、妻、子女、家長等は妾を追出すことができるか」 妾に不正當な行爲があつたときは追出せるが何等正當の理由なくして追出すことはできぬ。殊に妾に子供があれば追出すことはできぬ。

(4) 「夫の死後妾は自らその家を去ることができるか」 できる。慣習としては夫が死亡せばその妾を家に留めることを好んで居らぬから本人が出て行きたければ何時でも其の家を去ることができるのである。

(5) 「妾の責でない理由で妾關係を消滅せしめた場合妾に生活費又は借別費(慰藉料)を供することを要するか」 必ずやらねばならぬことはないが妾には生活能力がないから生活費又は借別費はやるべきである。

九 納妾者の數

(1) 「この地方で大凡幾夫婦又は幾戸の内妾を有するものは大凡幾人か」 間島省内では百戸の内一戸位のものである。「皆さんの内に納妾者はいいか」 無い。

(2) 「妾を有する者は如何なる階級職業のものに多いか」 官吏、商人等に多く百姓には少い。

一〇 妾制度の存廢

(1) 「一般の人は妾の制度を廢するがよいと考へてゐるか」 妻に子供があるなしに拘らず妾制度は絶対に廢止すべきである。

(2) 「その理由を詳細に説明すること」 妾制度は不正當な制度である。即ち人格上より言へば男女平等で

あらねばならぬ筈なのに女の人格が低くなつた理由は妾制度の存在がその一原因をなしてゐるのであり、又家庭的には不和の基となるものである。

第六節 親 子

第一項 妻、妾の子、私生子

一 妾の子の地位

「妾の子は本妻の子と一般社會に於て差別待遇をしてゐるか」 否。差別待遇せず。一般に妾の子は末子が多くが末子は子供の中で一番可愛いがられるものであり、殊に本妻に子がなければ特に大事にされる。

二 私生子の地位

(1) 「妻、妾以外の女との間に生れた子(私生子)は母が普通養育してゐるか」 否。養育せぬ。

(2) 「養育せないとせば普通どう處置してゐるか」 大部分は人にやる。中には捨てたり殺したりする者もある。以前延吉に延邊商埠局があつた頃孤兒院を設け養育したが、二箇年の間に僅か三、四名しかなかつたので孤兒院を廢してしまつたことがある。之を見ても私生子を生むことを恥としその大部分は人にやり或は殺したりする者のあることが分る。

(3) 「右の私生子と妾の子との間には一般社會に於て差別待遇をしてゐるか」 私生子の殆どは子のない人

に貰はれて實子と同様に育てられ、一般社會でも親に罪があつても子には罪がないとされてゐるから差別待遇をしてゐない。

三 私生子認知

(1) 「私生子又は其の母は父に認知(認領)を求めることができるか」 私生子を生んだことは非常に恥しい行爲であるから女の方から認知を求める様なことはなく、殆どは男女相談の上適當に處置してゐる。

(2) 「父が私生子を認知することが行はれてゐるか」 男の方に子供がなければ認知することがあるが子供があれば財産の分割關係が生じ、家族の同意を要するのでその殆どは認知しない。

(3) 「行はれてゐるとせばどういふ方法で之を公示するか」 口頭で認知してその子供を引取るのみである。

(4) 「胎内に在る子を認知することができるか」 無し。

(5) 「既に死亡した私生子を認知することができるか」 無し。

第二項 嗣 親子

第一目 總 則

立嗣の目的

(1) 立嗣は通常次の目的ですか

(イ) 「宗祧を繼續せしめる爲(祖先及自己の祭祀の不斷の爲)」 然り。

(ロ) 「財産を繼承せしめる爲」 然り。

(ハ) 「嗣親の養老の爲」 然り。

(2) 「普通右の内何れを重要視するか」 右は何れも互に關係があるからどれを重要視するとは言へぬ。

第二目 嗣 親

一 女 子

(1) 「未婚の女子は如何なる場合に於ても自己の爲に立嗣(嗣子を立てる)することができるか」 できない。

(2) 「できないとせば女子に宗祧繼承権がない爲か」 然り。

二 無 子 者

「既に男の子のある者が更に立嗣することができるか」 できない。「その男の子に能力がなく又は精神病であつた場合はどうか」 男の子がある以上は更に立嗣することはできぬ。

三 成 年 者

(1) 「嗣父たる者は原則として成年者(滿二十歳)に限るか」 否。若いときに結婚したかどうかを標準とし、相當年をとつてからは將來子ができないことが分つたとき或は將來結婚しない場合等に嗣子を貰ふことができるのである。

- (2) 未成年の男子が死亡したとき次の場合未成年者の爲に立嗣することができるか
- (イ) 「已に結婚して死亡したとき」 できる。
- (ロ) 「婚約後未だ結婚せずして死亡しその妻が夫の家に入り再嫁しない(過門守貞)とき」 できる。それを過門守貞と稱し、當地方にその實例があつた。
- (ハ) 「未だ結婚せずして戦死したとき」 できるがそれは兄弟の氣持如何に依る。
- (ニ) 「獨子死亡し同宗中にその父の爲に嗣子となるべき輩分相當の者がないとき」 その様な場合は後が絶えてしまふから未成年者の爲に立嗣することができる。
- (ホ) 「獨子死亡しその父の爲に嗣子となるべき人がその父又は母と不和のとき」 できる。

四 既婚者

- (1) 「嗣父たる者は原則として結婚した者に限るか」 結婚した者に限る。
- (2) 未婚の男子死亡したとき次の場合未婚者の爲に立嗣することができるか
- (イ) 「成年者(滿二十歳)が死亡したとき」 成年者が長子であれば大體過繼させてゐるが兄弟が多いときは財産分割に付不平が出るから兄弟の同意を得ねば過繼できない。従つて兄弟があるときはその兄弟の意思如何に依るのである。「別に冥婚の手續を要せぬか」 要せぬ。
- (ロ) 「前問(ロ)の場合」 できる。

- (ハ) 「前問(ハ)の場合」 できるがそれは兄弟の意思如何に依る。
- (ニ) 「前問(ニ)の場合」 できる。
- (ホ) 「前問(ホ)の場合」 できる。
- (3)(イ) 「未婚の男子生存中立嗣し得る場合があるか」 有る。
- (ロ) 「ありとせばどういふ場合か」 年とつて而も獨身で子供ができる見込ない場合である。

五年 年齢

- (1) 「嗣父は嗣子より年長者なることを要するか」 多くは相當年下の者を選ぶが輩が一輩下ならば年が多くてもよいであらう。
- (2) 「嗣母は嗣子より年長者なることを要するか」 (1)と同じ。但し母親と年が近ければ世間から變な目で見られるので遠慮する。
- (3) 「死後その者の爲に立嗣する場合も右の制限があるか」 無い。

六 死亡者

- (1) 「出家者(僧侶、道士となりたる者)の爲に死亡者と同様立嗣することができるか」 できない。
- (2) 「死亡者が生前立嗣を欲せざる意思を表示した場合でも其の者の爲に立嗣することができるか」 財産があれば立嗣するが財産がなければ立嗣せず放つて置く。

(3) 「嗣父となり得る資格ある者が死亡したときはその妻、父母及祖父母は死亡者の爲に立嗣することを要するか」 要す。

第三目 嗣子

一 男子

(1) 「嗣子となる者は男子に限るか」 男子に限る。

(2) 「然りとせばその理由」 それは父系の血統を尊しとするからである。

二 同姓の親屬

「嗣子は同姓(同族、同宗)の者に限るか」 否。同姓の中にも異宗がある。故に同姓と同宗とは異なるものである。原則としては同族同宗即ち「本家」と稱する近支近派(近い兄弟の子孫)から立てるが必ずしも同宗でなければならぬことはない。無ければ親戚の中からでも構はない。

三 異姓の親屬

(1) 「異姓(同姓不宗の者も含む以下同じ)の親屬はどんな場合に嗣子とすることを得るか」 同宗の親屬がない場合に嗣子とすることができる。

(2) 左の異姓親屬は嗣子となすことを得るか

(イ) 「女の夫(女婿)」 否。

(ロ) 「姉妹の子(外甥)」 嗣子となり、姓を改め得るが之は已むを得ぬ場合のことである。その實例は極めて少く。

(ハ) 「妻の兄弟の子(妻姪)」 同上。

(ニ) 「妻の姉妹の子(妻外甥)」 同上。

(ホ) 「父の姉妹の孫(表姪即ち姑舅姪)」 同上。

(ヘ) 「父の姉妹の外孫(同上)」 同上。

(ト) 「母の兄弟の孫(同上)」 同上。

(チ) 「母の兄弟の外孫(同上)」 同上。

(リ) 「母の姉妹の孫(兩姨姪)」 同上。

(ヌ) 「母の姉妹の外孫(同上)」 同上。

(ル) 「右の外尙如何なる異姓親屬を嗣子とすることを得るか」 右以外にはない。

四 親屬關係なき者

(1) 「親屬關係のない者を嗣子とすることができるか」 できない。その場合は養子である。

(2) 「又幼少から撫育した者は親屬關係のない場合でも嗣子とすることができるか」 できない。その場合は養子である。當地方に一人で出稼に来て財産ができたが子がいないので朝鮮人の子を貰つて養子にした例が澤山

ある。而してその養子は必ず姓を改めた。

五 輩分相當者

(1) 「嗣子は嗣親より一輩低いことを要するか(昭穆相當、嗣親の兄弟の子と輩分同じ者)」 要す。

(2) 「嗣子を立てず直に嗣孫を立てることができるか(例へば兄弟の孫を立嗣するが如し)」 できる。之を

承重孫(中を空にして孫をとる)と言ひ、當地方では普通行はれてゐる。「ハルビンの調査では無子不繼孫と言つて嗣子を立てずに直ちに嗣孫を立てることはできないと言つてゐたがどうか」 當地方にはかういふ言葉はな

5。

(3) 「できるとせば女の子を嗣孫とすることができるか」 できる。

六 死亡者の嗣子となすべき輩分相當者なき場合

族中に死亡者の嗣子となすべき輩分相當者がない場合

(1) 死亡者の父に別子(死亡者の實兄弟)がある場合

(イ) 「その別子が事實上子を生む可能性がある場合豫めその將來生れる子を嗣子とすること(虚名待繼)

が行はれてゐるか」 行はれてゐる。併し虚名待繼と言ふ言葉はない。「死者が長子であるときは」 次子の

長子を嗣子とする。「死者が次子であるときは」 長子の長子以外の子を嗣子とする。

(ロ) 「右の場合將來子の出生を待つて嗣子とすること(待生孫以嗣)が行はれてゐるか」 當地方には待生

孫以嗣と言ふ言葉はないが(イ)の場合と(ロ)の場合と區別せず同一に行はれてゐる。

(2) 死亡者の父に別子がない場合

(イ) 「その父が事實上別子を生む可能性がある場合別子が生れ更にその孫の生れるを待つて嗣子とすることが行はれてゐるか」 行はれてゐる。それは他から子を通して來て嗣子とすることを好まぬときである。

(ロ) 「その父が事實上別子を生む可能性がない場合父の爲に嗣子を立てその嗣子に將來子の生れるのを待つて更に死者の子とすること(待生孫以嗣)が行はれてゐるか」 實例はないがその様にすることはできる。

七 死亡者

「死亡した者を嗣子となしその子を嗣孫とすることが行はれてゐるか」 實例は極めて少いが行はれてゐる。

八 獨子

「兄弟のない者(獨子)が出繼して専ら他人の嗣子となることができるか」 できる。之は絶次不絶長(次支の家は絶つても長支の家を絶つことはできない)と稱してできるのであるが、此の場合兼祧(一支兩不絶)して子の生れるのを待つのが普通である。而して子が生れればその子が繼承し、子が生れなかつたときは絶次不絶長に依つて前述の様に行はれてゐるのである。

九 兼祧

(1) 「兼祧(一支兩不絶)が行はれてゐるか」 行はれてゐる。

- (2) 「行はれてゐるとせば其の父と嗣父とが實兄弟の場合に限るか」 限る。
- (3) 「三支以上を兼祧することができるか」 できるであらうがさうした事實を聞いたことはない。
- (4) 「兼祧の手續は普通の立嗣の手續とどんな點が違ふか」 普通の立嗣は過繼單を立てるが兼祧のときは何も作成しない。

(5) 「兼祧に付て各支毎に妻を娶る場合が多いか」 必ず各支毎に妻を娶る。「他では各支毎に妻を娶らない場合が澤山あると言つてゐたがどうか」 こゝではさうではない。各支に妻が居ることが兼祧の印となつてゐるのである。

(6) 「若し各支毎に妻を娶る場合は皆妻として待遇するか」 然り。結婚式と同様式を挙げ、妻として待遇する。而して長支の妻は次支の父を「叔父」又は「叔々」母を「媪娘」と呼び、次支の妻は長支の父を「伯父」母を「伯母」地方によつては大娘と呼んでゐる。

(7) 「兼祧の後に嗣父又は兼祧人の生父母が男の子を生んだときは兼祧人は子を生んだ方を繼承しないことになるか」 妻を貰つてゐなければその兼祧を取消して嗣父又は兼祧人の生父母が生んだ男の子が繼承するが、兼祧して妻を娶つてゐればその男の子は次子となるのである。

一〇 長子

(1) 「長支の長子は次支の嗣子となることができるか」 できない。

(2) 「次支の長子は他支の嗣子となることができるか」 できるが之は長支の嗣子となるときに限る。

第四目 立嗣及其の手續

一 死者の爲の立嗣權者

- (1) 次の者は死者の爲に嗣子を立てることができるか
- (イ) 「死者の妻又は死者の爲に節を守る許婚者(過門守貞婦)」 できる。
- (ロ) 「死者の妾」 他に立嗣權者が居らぬときに限り死者の爲に嗣子を立てることができる。尙妾は夫の生前には扶正できるが死後はできない。

- (ハ) 「死者の父母又は祖父母」 できる。
- (ニ) 「死者の兄弟」 できる。
- (ホ) 「族長」 當地方に族長はないがあれば嗣子を立てることができる。
- (ヘ) 「親屬會」 できる。

(2) 「右立嗣權者數人ある場合立嗣權を行使する者の順位如何」 1 死者の父母 2 死者の妻又は死者の爲に節を守る許婚者 3 死者の祖父母、兄弟、妾 4 親屬會である。

(3) 「右の者が立嗣する場合は嗣父自らが立嗣する場合に比べて何か特別の制限があるか」 有る。右の者が立嗣する場合は同族と相談せねばならぬ。

二 嗣子となる順位

(1) 嗣父となるべき者自ら立嗣する場合

(イ) 「親屬關係の親疏、年齢の長幼を標準とするか」 然り。但し理論からすれば、次支の長子が長支の嗣子となるべきであるが長子でなくとも次子、三子が嗣子となつてもよいのである。

(ロ) 「右の標準によらずして嗣父となるべき者が賢者及愛する者を選んで(擇賢擇愛) 嗣子とすることを得るか」 できる。この方法がよく行はれてゐる。

(2) 死者の妻、父母、祖父母等が死者の爲に立嗣する場合

(イ) 「親屬關係の親疏、年齢の長幼を標準とするか」 然り。

(ロ) 「右の標準によらずして立嗣権者(死者の妻、父母等)の擇賢擇愛によることがあるか」 有る。

(ハ) 「死者が生前嫌つて居た者を立嗣することができるか」 できる。但し家族及立嗣するものの同意ある場合に限る。

(3) 親屬會が死者の爲に立嗣する場合

「(2)の場合と同様か」 同様である。特に此點を慎重に考慮しないと將來必ず紛糾が生ずる。

三 二人の嗣子

(1) 「二人の嗣子を立てることが出来るか」 できる。

(2) 「できるとせば如何なる場合か」 財産が澤山あつて弟が二人あるとき將來の紛糾を防ぐ爲に、各その弟の子を一人宛嗣子として立嗣する場合である。

四 遺言による立嗣

「遺言を以て立嗣することができるか」 できる。

五 立嗣の同意

(1) 「夫が立嗣せんとするときは妻の同意を要するか」 要す。

(2) 「妻ある者が嗣子となるには妻の同意を要するか」 要す。

(3) 「嗣子となるべき者が自ら立嗣するには父母又は祖父母の同意を要するか」 要す。

(4) 「死亡者の妻が立嗣するときは亡夫の父母又は祖父母の同意を要するか」 要す。

右の立嗣に付ては右の者の同意を要するは勿論財産の分割關係があるので同宗者の同意をも必要とする。

六 出嗣契約の當事者

(1) 「立嗣は立嗣権者が嗣子本人とするか」 否。

(2)(イ) 「立嗣は立嗣権者が嗣子の父母と爲すか」 然り。

(ロ) 「然りとせば本人の意見を徴するか」 徴す。

七 立嗣の手續

- (1)(イ) 「立嗣には證書を作成することを要するか」要す。
- (ロ) 「要すとせばどんなことを記載するか」 證書作成に付ては一定の形式はないがその内容は誰を過繼するか、財産の關係はどうなるか等を明瞭ならしむるのである。
- (2)(イ) 「立嗣の際親屬が立會ふことを要するか」 要す。同族中の最も近くて輩分の高い者が立會ふ。
- (ロ) 「立會ふとすれば證書に署名捺印するか」 然り。仲見人(立會者)は全部證書に署名捺印する。
- (3)(イ) 「立嗣には儀式を擧げるか」 形式的な儀式は擧げず普通は酒席を用意して親しい親戚並友人を招待して立嗣の披露及祝をし、過繼子は過繼親に對し跪拜する。
- (ロ) 「その他之を公に知らせる方法があるか」 立嗣した爲め將來紛糾が生ずる虞あるときは新聞にその旨廣告することもある。

第五目 立嗣の效力

一 嗣親子及生父母子の關係

- (1) 「嗣親子の關係は實親子の關係と同一か」 同一である。
- (2) 「出嗣した者と生父母との關係は出嗣せざる者と生父母との關係と同一か」 異なる。出嗣した者は嗣子たる地位に基き生父母の稱呼も異にしてゐる。

二 嗣子の出嗣前の子女

「嗣子となる者が嗣子となる前に生んだ子女はその父の出嗣に隨つて嗣親の孫となるか」 然り。嗣親の孫となるが大きい子女だつたら父の出嗣に隨つて行かぬ者もある。

第六目 嗣親子關係の解消

一 合意離縁

- (1) 「嗣子は嗣親と合意で嗣親子關係を解消することができるか」 できる。
- (2)(イ) 「右の場合書面を作成することを要するか」 要す。嗣親子關係を解消すれば裏に作成した過繼單を破棄して嗣親子關係を解消した書面を作成せねばならぬ。嗣親子關係を解消すれば嗣子は其の家の財産の半分位の分與を要求するが家としては財産の三分の一位を分與せねばならぬであらう。
- (ロ) 「作成するとせばどういふことを記載するか」 嗣親子關係を解消したこと、財産を幾何分與したと等を記載するのである。

二 嗣子に對する離縁原因

嗣子に左の事情ある場合嗣親子關係の解消を求めることができるか(法律によらず慣習によること實例がなければ意見を述べること)

- (1) 「嗣父母又は嗣祖父母を虐待し又は重大な侮辱を加へたとき」 できる。此の様な場合は財産すら分けやらない。

- (2) 「故なく嗣父母を遺棄したとき」 できる。
- (3) 「徒刑に處せられたとき」 家の爲でない不正當な行爲によつて徒刑に處せられた場合は嗣親子關係の解消を求めることができる。

(4) 「家名を汚し又は財産を浪費するとき」 できる。

(5) 「嗣子の生死が長年不明のとき」 できる。但し孫のない場合にして且相當期間を経過したときに限る。

(6) 「右の外如何なる場合」 過繼後嗣父母に子ができたとき、此の場合嗣親子關係を解消することもあり、又嗣子に財産を分與して分家することもある。

三 嗣親に對する離縁原因

左の事情あるときは嗣子より嗣親子關係の解消を求めることができるか（法律によらず慣習による實例がなければ意見を述べること）

(1) 「嗣親が嗣子を虐待し又は重大な侮辱を加へたとき」 できる。

(2) 「嗣親が故なく嗣子を遺棄したとき」 できるがその實例はない。

以上の様な原因があれば嗣子は嗣親子關係の解消を求めることができるがその家の財産繼承權まで拋棄して解消を求めない。

(3) 「嗣親が徒刑に處せられたとき」 できない。

四 生父母の無子と歸宗

「嗣子は生父母に子がなくなつた理由で一方的に嗣親子關係を解消することができるか」 否。此の場合は兼祧するか又は孫を以て過繼せしめる。

五 離縁の效力

(1) 「嗣子の子女と嗣親との祖孫關係（祖父母と孫の關係）は嗣親子關係の解消に因り消滅するか」 嗣子が離縁の際その子女（嗣親の孫）を連れて出れば消滅するがその家に残して置く場合には消滅しない。「嗣子は普通その子女（嗣親の孫）を連れて出るか」 子女をその家に残して置く者は極く少數で普通は連れて出る。

(2) 「嗣子は嗣父より贈與を受け又は繼承した財産を嗣親子關係の解消離縁の場合實家に持ち歸ることができるか」 嗣父が嗣子に對し贈與する様なことなく又嗣子はその家の財産繼承後（例へば嗣父死亡しその財産繼承後）嗣親子關係を解消離縁する様なことはない。但し嗣子が他人から贈與せられた物は實家に持ち歸ることができる。

第三項 養 親 子

一 子女の收養とその目的

(1) 「他人の子女を收養して子女となす場合その子女を何と稱するか（養子、義子、義男）」 他人は抱養子と稱するが當事者は實親子同様で子と言ふてゐる。養子、義男と言ふ語は用ゐて居らぬが或は螟蛉子（繼子）を

養子と言ふかも知れぬ。螟蛉子は改姓せず、何等財産關係をも生ぜぬ。「抱養子とは幼いときに貰つて来たときのみ言ふのではないか」殆どは幼いときに貰ふのであるが七、八歳のときに買つて来る者もある。

(2) 「右はどういふ目的の爲に收養するか」養子は幼いとき實子として財産の少ない家で貰ふことが多い。それは幼いときに連れて来れば養子といふやうな感じがなくて都合がよく又財産の少ない家で過繼しようと思ふても誰も来て呉れる者がないからである。

養子してそれに宗祧を繼承せしむることは異姓亂宗と稱して喧く言はれてゐるが當地方では親屬は尠く、近親から過繼しようとしても不可能なので、左程喧く言はず養子をして宗祧を繼承せしめてゐる。「養子は家系圖に入れぬとか或は祖先の墓に埋めぬとか言ふことはないか」同族の制度のあるところではその様なことがあるが當地方の様に同族制のない處ではその様なことは言はぬ。

(3) 「立嗣の場合とその目的はどういふ點が異なるか」目的及内部關係は嗣子と何等變りないが親屬關係並に外部關係に於て嗣子よりは少しく輕視せられてゐる。

二 養親の資格

(1) 「實子又は嗣子ある者が更に養子女を收養することができるか」できる。

(2) 「同時又は異時に二人以上の養子女を收養することができるか」できるがその例は少い。殊に男二人以上の養子を收養する様なことは稀である。

(3) 「養子女を收養する者は既婚者に限るか」限る。然も早くて三十五歳、四十歳を過ぎても子ができ見込のないときに限る。

(4) 「養親の年齢は養子女より年長者たることを要するか」要す。

(5) 「養親は右の外如何なる資格を要するか」右の外になし。

三 養子女の資格

(1) 「被收養者が親屬である場合その收養者より一輩低いことを要するか」要す。

(2) 「既に死亡した者を收養して養子女とすることができるか」その様な例はない。「ハルピンではあると言つてゐたがこゝではどうか」こゝではさういふことはない。

(3) 「獨子が養子女となることができるか」相手方が承諾すればできる。

(4) 「一人が同時に夫婦關係なき二人以上の者の養子女となることができるか」できない。

(5) 「養子女は右の外如何なる資格を要するか」右の外になし。

養子女は金を出して買つて来るのが多く貰つて来る者は少い。それは養子女が大きくなつてから實家へ返して呉れと言はれぬ様にする爲で此の場合は證書も作成してゐる。

四 死亡者の爲の收養

「死亡者の爲に養子女を收養することができるか」できる。此の場合には殆ど親戚から養子女を收養してゐる。

而して死亡者に妻がある場合はその妻が主となつて親戚と相談の上とする。

五 遺言による養子

「遺言を以て養子女を收養することができるか」 遺言を以て養子女を收養する様なことはない。

六 收養契約の當事者

(1) 「養子縁組契約は養親が養子本人とするか」 否。

(2)(イ) 「養子縁組契約は養親が養子の父母と爲すか」 然り。

(ロ) 「然りとせば本人の意見を徴するか」 養子は殆ど幼い者を收養するのであるから本人の意見を徴しない。「相當の年齢に達したときは」そんなに大きくなつてから養子にすることはなく、少し大きくなつたときもすかしたりだましたりして連れて来る。

七 收養の手續

(1)(イ) 「養子女の收養には證書を作成することを要するか」 金を出して養子女を收養した場合は養子女の實親と養親間に於て證書を作成するがその他の場合は作成せぬ。

(ロ) 「要するとせばどういふことを記載するか」 養子女を收養するとき養親から實親に交付した金額及將來永久に實父母の關係を絶つて養子に關しては一切干渉しないと云ふことを赤紙又は赤い布に記載する。

(2) 「收養の際親屬が立會ふことを要するか」 證書を作成するときは親屬が立會つて署名捺印するが普通

は同意を得るのみで立會はない。

(3)(イ) 「收養には儀式を擧げるか」 擧げない。

(ロ) 「その他之を公に知らせる方法があるか」 無い。養子女を收養するとか或は養子女であるとか言ふことは一般に知つて貰ひたくないのである。

八 收養の效力

(1) 「養親子關係は嗣親子關係とどういふ點が違ふか」 養子は嗣子に比し地位低く權利も薄い。例へば養親在世中はよいのであるが、養親死後は「お前は抱養子ではないかこれだけ財産を分與するから之を持つて出て行け」と言はれたり、死んでも祖先の墓に埋葬せられぬこともある。併し大部分は嗣親子關係と同様である。

(2) 「生父母と養子との關係は生父母と嗣子との關係とどういふ點が違ふか」 嗣子のときは生父母とは伯叔父母の關係があるが養子のときは生父母との關係を完全に絶つてしまふ。

九 離縁

(1)(イ) 「養親と養子は合意して收養關係を解消することができるか」 できるであらうがその事例はない。
(ロ) 「右の場合書面を作成することを要するか」 養子の場合改姓してゐるから歸宗すれば元の姓になるので契約書は作成しないが聲明書を發表して離脱したことを公示することがある。

(2) 「養子女に如何なる事情がある場合に養親が收養關係の解消を求め得るか、嗣親子關係の解消と比較す

ること」 收養關係の解消は嗣親子關係の解消よりも軽い事情で解消することができる。即ち(一)養子女の行爲が不正當であつたとき。(二)養親子間に感情の縫があつたときは養親は收養關係の解消を求めることができるのである。但し(二)の場合にはその家の財産を少し分けてやらねばならぬ。

(3) 「如何なる事情がある場合に養子女が收養關係の解消を求め得るか、嗣親子關係の解消と比較すること、嗣親子關係に於ける嗣子の離縁事情と同一の事情があるときは勿論、養親の親戚から輕蔑せられたときは養子女は收養關係の解消を求めることができる。中にはその家に居るのが嫌になつて少しの旅費を貰つて逃げ出す者もある。

一〇 歸 宗

「養子は生父母に子がなくなつた理由で一方的に養親子關係を解消することができるか」 否。既に養子としてやつてしまつたのだから解消できぬ。

一一 離縁の效力

(1) 「養子と子女と養親との親屬關係は養親子關係の解消によつて消滅するか」 それは養子の意思に依るもので養子とその子女を連れて出れば立嗣の如く血統關係がないから養親との親屬關係は消滅するが、其の子女を養家に残し養父と一緒に置けば依然として祖父、孫の關係を繼續するのである。

(2) 「養子は養親より贈與を受け又は繼承した財産を離縁の場合實家に持ち歸ることができるか」 否。養

親より贈與を受け又は繼承した財産は實家に持ち歸ることはできぬ。併し他人から受けた贈與物は持ち歸ることができる。

第四項 親權及尊長權

第一目 親 權 者

一 生 父 母

- (1) 「親權は父が單獨で行ふか」 然り。
- (2) 「父の無いとき又は父が行ふ能はざるときは母が行ふか」 然り。
- (3) 「父母共に在るときは父母共同で行ふか」 然り。
- (4) 「他家に在る父又は母は親權を行ふことができるか」 できない。

二 繼父母、嫡母

- (1) 「繼父、繼母、嫡母は親權を行ふことができるか」 子女が繼父母の姓に改めれば繼父母は自分の子女として親權を行ふことができる。嫡母は當然親權を行ふことができる。
- (2) 「嫡母と生母(妾)が並存する時妾の子に對し何れが親權を行ふか」 何れも親權を行ふことができる。嫡母の親權は生母の親權よりも強い。

三 嗣、養父母と生父母

「同一家に嗣、養父母と生父母とあるとき何れが親権を行ふか」 嗣父母又は養父母が親権を行ふ。生父母は叔父、叔母になつて親権が無くなる。

第二目 親権の内容

- (1) 親権者は未成年の子女に對し次の權利義務を有するか
- (イ) 「子女の監護教育」 有す。
- (ロ) 「どういふ種類の懲戒ができるか」 叱る或は打つ又は禁足するといふ様な懲戒ができる。
- (ハ) 「子女の財産の管理、使用、収益」 有す。
- (ニ) 「子女の財産の處分」 子女の財産に付ては善意の保管人となつてその管理、使用、収益はできるが之が處分の權限はない。
- (ホ) 「子女の職業の選擇又は居所の指定」 有す。
- (ヘ) 「子女の行爲の代理」 有す。
- (2) 「その他如何なる權利義務を有するか」 子女の結婚に關し權利義務を有す。
- (3)(イ) 「子女は父母の教令(教訓、命令)に服するか」 絶対に服従すべきである。
- (ロ) 「子女は成年後も之に服するか」 正當な理由ある命令であれば服従する義務がある。

第三目 親権の制限及終了

一 生父に非ざる父母の親権行使の制限

「親権を行ふ者が母、繼父母、嫡母である場合親権を行ふに付生父の場合と異り親屬會の同意を得る等何等かの制限があるか」 別に制限なし。

二 親権と家長權

「親権者と家長とが意見を異にする場合何れに依るか(例へば婚姻、養子縁組の同意)」 親権者に従ふべきである。

三 親権に服する期間

- (1) 「子女は成年後も親権に服するか」 服す。
- (2) 「未成年者にして既に結婚した男子は尙親権に服するか」 服す。

四 親権の剝奪

- (1) 「親権者はどんな場合に親権を剝奪せられるか(例へば親権を濫用し又は著しく不行跡なるとき如何)」 どんな場合でも實父母の親権は剝奪できぬが繼父母の親権は場合に依つて剝奪することができる。「親権を濫用し又は著しく不行跡なるときはどうか」 其の場合は忠告又は干渉することはできるが親権は剝奪できぬ。
- (2) 「親権を剝奪したとき誰が其の子の利益の保護の任に當るか」 最も近い親屬が保護の任に當る。

第四目 尊長權

一 尊長権者

- (1) 「父母の外尊長者は卑幼に對し尊長権を有するか」 有す。
- (2) 「有すとせば父母の外に如何なる人が尊長権を有するか」 父母の外に尊長権を有するは祖父母までであつて曾祖父母、伯叔父母には尊長権は無い。

二 尊長権の内容

「祖父母が尊長権を行ふ場合其の内容如何(親権の内容と比較)」 普通は親権よりも輕いが祖父母に扶養義務があるときはすつと強くなる。

三 尊長権の制限及終了

- (1) 「親権者と祖父母とが意見を異にする場合何れによるか(例へば婚姻、養子の縁組の同意)」 親権者に從ふ。
- (2) 「成年後も尙尊長者に服するか」 服す。

第七節 後見(監護)

一 後見の原因

- (1) 次の場合後見人(監護人)を置いて之等の者及其の財産を保護することがあるか

- (イ) 「未成年に親権を行ふ者がなくとき(託孤)」 有す。
- (ロ) 「心神喪失の常況に在るとき」 有す。
- (2) 「その他どんなとき」 浪費者又は不良者等の場合も後見人を置いて之等の者及其の財産を保護することがある。

二 未成年者の後見人の資格及順位

- (1) 次の者は後見人となるか
 - (イ) 「父又は母の遺言で指定した者」 然り。
 - (ロ) 「未成年と同居する祖父母」 然り。
 - (ハ) 「伯父又は叔父」 然り。
 - (ニ) 「家長」 然り。
 - (ホ) 「未成年と同居せざる祖父母、外祖父母」 然り。
 - (ヘ) 「親屬會で選定した者」 然り。
 - (ト) 「その他どんな者」 親屬がなければ親友でも後見人となれる。
- (2) 「その順位如何」 (イ)(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ト)の順序である。

三 禁治産者の後見人の資格及順位

(1) 次の者は後見人となるか

(イ) 「配偶者」 然り。

(ロ) 「父母」 然り。

(ハ) 「禁治産者と同居する祖父母、兄弟、伯叔父」 然り。

(ニ) 「家長」 然り。

(ホ) 「父又は母の遺言で指定した者」 然り。

(ヘ) 「親屬會議で選定した者」 然り。

(ト) 「その他どんな者」 (イ)乃至(ホ)の人達が居なければ親屬會議で後見人を選定するからその他にはない。

(2) 「その順位如何」 大體右(イ)乃至(ヘ)の順序である。

四 後見人の職務権限

(1) 「未成年者の後見人はどんな職務、権限を有するか」 親權者と大體同様の職務権限を有してゐる。

(2) 「禁治産者の後見人はどんな職務、権限を有するか」 禁治産者の財産管理の外本人を正道に立て戻らせることがその職務であり、権限である。

第八節 扶 養

一 扶養の権利義務者

次の者は互に扶養の義務を負ふか

(1) 「配偶者」 負ふ。

(2) 直系親屬間

(イ) 「子女と父母」 負ふ。

(ロ) 「他家の嗣子となつた子と生父母」 他に養ふ者がなくなつたときは互に扶養の義務を負ふ。

(ハ) 「他家の養子となつた子女と生父母」 否。互に扶養の義務を負はぬ。

(ニ) 「出嫁した女と生父母」 扶養の義務はないが他に養ふ者がなくなつたときは互に扶養せねばならぬ。

(ホ) 「母に従つて他家へ入り姓を改めない子女と母の後夫」 子女は大きくして貰つた母の後夫の恩義に對しても扶養の義務を負ふべきである。

(ヘ) 「子女と繼父」 負ふ。

(ト) 「子女と繼母」 負ふ。

(チ) 「孫と祖父母」 負ふ。

(3) 傍系親屬間

(イ) 兄弟姉妹

(A) 「同父同母の場合」 負ふ。

(B) 「同父異母の場合」 負ふ。

(C) 「同母異父の場合」 扶養の義務はないが他に養ふ者がいないときは扶養すべきである。

(ロ) 「父の兄弟及其の妻(伯叔父母)と姪及姪女(甥、姪)」 扶養すべき直系者のないときは扶養の義務がある。

(ハ) 「父の姉妹(姑母)と姪及姪女」 扶養すべき直系者のないときは扶養の義務がある。

(ニ) 「母の兄弟及其の妻(舅父母)と甥及甥女(甥、姪)」 扶養すべき直系者のないときは扶養の義務がある。

(ホ) 「母の姉妹(姨)と甥及甥女」 扶養すべき直系者のないときは扶養の義務がある。

(ヘ) 「その他傍系親屬のどの範圍まで(右より夫々世數が遠い場合)」 一定してゐない。扶養する、扶養せぬと云ふことは畢竟感情の問題である。

(4)(イ) 「家長と家族」 負ふ。

(ロ) 「家族相互間」 負ふ。

(5) 岳父母と女婿

(イ) 「養老女婿と岳父母」 負ふ。

(ロ) 「一般のその他の女婿と岳父母」 負ふ。

二 扶養義務者數人ある場合

(1) 「扶養義務者數人ある場合その順位如何」 1子2妻3親4兄弟(姉妹には無し)5家長6家族7女婿

8岳父母の順序である。

(2) 同順位の扶養義務者數人あるとき

「(イ)その義務は平等に分擔するか(ロ)最も資力ある者が負擔するか(ハ)資力の割合に應じて負擔するか」

扶養義務は平等に負擔すべきであるが扶養は感情の親疎又は氣持良く扶養して呉れるかどうか、或は財力如何に依つて被扶養者が好む方へ行くので一定してゐない。

三 扶養權利者數人ある場合

「(1)扶養を要する者が二人以上あり扶養義務者が全部を扶養する資力がないときはその順位如何(2)同順位の扶養權利者數人あるときはどういふ方法で扶養するか」 大體は親屬關係の遠近に依つてその順位を定めるが之も感情の親疎如何に依るもので一定してゐない。但し被扶養者が夫婦である場合は引離すことができない。

四 葬式費用と扶養義務者

「扶養権利者が死亡してその繼承人に葬式の資力がない場合扶養義務者は葬式の費用を支拂ふ義務があるか」
有る。その場合は親屬關係の遠近又は財力の如何に依つて定るのであるがその扶養義務者は葬式の費用を支拂ふ義務がある。

五 扶養の拒絶

- (1) 「扶養義務者は放蕩怠惰或は不良嗜好者に對し扶養を拒むことができるか」 できる。放蕩怠惰な者のみでなく不良嗜好者(例へば阿片、モルヒネ等を嗜好とする者)に對しても扶養を拒むことができる。
- (2) 「右の場合父母、祖父母に對しても扶養を拒むことができるか」 父母、祖父母に對しては扶養を拒むことは絶対にできない。

第九節 親屬會

一 親屬會議の事項

- (1) 「親屬會議を開いて重要な事項を議することがあるか」 有る。
- (2) 「ありとせば親屬會議では普通どんな事項を議するか」 分家、葬喪、過繼、墓地移轉、家廟の修理、共有財産の處分等を議する。

二 親屬會の招集者

「何人が親屬會議を招集するか」 當事者、法定代理人、家長、親屬の最尊長者及才望の顯著な者、その他の利害關係人等の中、誰でもそのときに應じて親屬會議を招集することができる。

三 親屬會員の資格

- (1) 「親屬會員は一般に同姓の親屬を以て充てるか」 同姓の親屬は勿論異姓の姻戚も入る。
- (2) 「異姓の親屬會員となることがありとせばどんな場合か」 兩者相互に關係ある問題を議するとき、例へば離縁問題等の如きとき。
- (3)(イ) 「親屬關係がなくて當事者と密接な關係にある縁故者(關切者)が親屬會員となることあるか」 親屬會に参加して意見を述べることはできるが議決権はない。
- (ロ) 「ありとせばどんな場合か」 當地方には親戚關係のある者が少いので多くの場合物の判つた人(才望の顯著な人)に來て貰つてその人の意見を聽いてゐる。

四 決議の方法

「親屬會議は決議をするか」 否。相談が纏るまで相談する。中には半年以上も相談が纏らぬことがあり、二、三年後漸く其の相談が纏つた様なこともある。

五 親屬會議の效力

- (1) 「本人は親屬會議の結果に拘束されるか」 拘束される。當事者が如何に自分の意見を強行しようとし

ても親屬會が反對すれば強行できぬ。従つて親屬會の結果には當然拘束されるのである。

(2) 「親屬會議は招集者が参考の爲會員の意見を諮るに止るか」 親屬會議は本人と親屬會との意見が一致するまで相談するのである。

繼承

第一節 通則

一 宗祧繼承と遺産繼承

(1) 「一般に宗祧繼承(祖宗祭祀の不斷)が行はれてゐるか」 當地方では宗祧と言はず「傳譜」又は「承宗」と言つてゐる。

(2) 「宗祧繼承人は必ず遺産を繼承するか」 遺産を繼承する。

(3) 「宗祧を繼承せずして遺産だけを繼承することがあるか」 長子以外は遺産だけを繼承する。

二 繼承開始の原因

次の場合繼承は開始するか

(1) 「被繼承人が死亡したとき」 開始する。

(2) 被繼承人が出家したとき(喇嘛、和尚、道士、尼姑、女冠となつたとき)。

〔イ〕宗祧繼承(ロ)遺産繼承」 尼姑、女冠を除く喇嘛、和尚、道士は繼承開始する。

(3) 「右の外繼承の開始することがあるか」 右の外思ひ出せぬ。昔は被繼承人が行衛不明のときはその繼承財産を處分することができたが現在ではできぬ。併し被繼承人が生死不明であるとか又は心神喪失の状態にあるときはその代理はできるであらう。

三 胎兒の繼承

「胎兒は宗祧及遺産の繼承に付ては已に出生した者と同様に取扱はれるか」 男子であれば出生と同時に宗祧及遺産の繼承権を取得する。

第二節 宗祧繼承

第一項 宗祧繼承人

一 男子

(1) 「宗祧繼承人は男子に限るか」 限る。

(2) 「然りとせばその理由如何」 昔から男系の血統を尊んで來たからである。

二 私生子

「私生子は認知された場合宗祧繼承人となり得るか」 外に繼承人がないときに限り宗祧繼承人となり得る。

三 宗祧繼承人の人數

(1) 「宗祧繼承人は一人に限るか」 限る。

(2) 「兄弟數人ある場合全部宗祧を繼承するか」 否。

四 宗祧繼承人の順位

宗祧繼承人は一人に限るとせば

(1) 「親等の異なる者の間に在りてはその近い者を先にするか」 然り。

(2) 「先位に在る者死亡した場合その子孫を次位に在る者より先にするか(例へば長子死亡した場合長子の子を次子より先にするか)」 然り。

(3) 「親等の同じ者の間では正妻の子は妾の子より先にするか」 然り。

(4) 「正妻の子及妾の子は認知を受けた私生子より先にするか」 然り。

(5) 「各事項に付同じ地位の者の間では年長者を先にするか」 然り。

(6) 「被繼承人の選擇によつて定めることがあるか」 無い。

第二項 宗祧繼承の効果

一 祖先の祭祀

(1) 「祖先の祭をするか」 祭をする。

(2) 「するとせば如何なる時期にするか」 毎年春の清明節、舊曆の七月十五日、十月一日、年末に墓詣り

をする。尙ほ家堂のある家では舊年末に家堂のお祭をするのである。

(3) 「右各時期の儀式如何」 毎年春の清明節、舊曆の七月十五日、十月一日及年末の墓詣りには死者の名を書いた紙と焼紙とを持って行き墓に禮拜して之を墓前で焼き、尙年末には饅頭、酒、菓物などを墓前に供へる。又家堂のある家では舊年末になれば家堂の前に供物を供へ毎日三回宛一ヶ月の間香を焚き家族は其の前で跪拜する。若し家長不在のときは男子が之を代理してお祭をし、男子が居らぬときは以前は女子は代理できなかったが近頃は女子も代理でお祭をする様になつた。

(4) 「兄弟數人あるとき全部祖先を祭るか」 然り。兄弟のみならず家族全部が祖先を祭る。

(5) 「然りとせば誰が主宰するか」 承宗といふ言葉があるが之は長門長子に限るのであつて祖先の祭祀は總て長門長子が主宰する。

二 宗祧繼承の内容

「宗祧繼承人は普通どんな權利義務を有するか」 宗祧繼承人は祭祀を主宰し、焼香する場合でも第一順位にするが、祭祀を絶やさぬやう維持する義務がある。「焼香は輩分の如何に拘らず主宰者が第一順位にするか」 然り。

三 宗祧繼承と祭具

(1)(イ) 「宗祧繼承人は祖宗の木主(位牌)、佛像、祖先堂、家譜、祭祀の器具を繼承するか」 繼承する。

(ロ) 「祭田あるときは之をも繼承するか」 祭田はその管理権のみを繼承する。

(2) 兄弟數人ある場合右の物の管理は左の何人がするか。

(イ) 「長男」 長男が管理するが原則である。

(ロ) 「兄たると弟たるとを問はず分家後は依然従來の家に居住する者」 否。必ず兄が管理すべきである。

(ハ) 「兄弟間で互に推薦した者」 管理人であるべき兄が官吏或は出稼の爲長く不在となる様ときは兄弟間で互に管理人を推薦する。さうして推薦された者が祭具を管理する。

(ニ) 「右以外にどんな方法があるか」 右以外にはない。

(ホ) 「以上の内何れが普通か」 (イ)が普通である。

第三項 宗祧繼承制度の存廢

(1) 「宗祧繼承の制度は保存すべきか」 廢止して可なり。「長子を廢して次子を立ててよいか」 原則として長門長子の繼承がよろしい。併し長子に繼承能力がないときは、次子をして繼承させることにしてよい。

「男子なき場合は女子に繼承させてよいか」 その場合は女子に繼承させてよい。是迄の慣習では男の子がなければ立嗣して嗣子にその家の財産を取られ實女は他へ嫁入りしてゐたが考へて見れば馬鹿なことである。「嗣子を同宗以外から立てることもできるやうにしては如何」 血統は重んじて欲しい。同宗以外から子を貰へば養子になるが、養子はその家の血統が亂れると云つて繼承できなかった。併しその様に嗣子を同宗以外から立てること

ともできるやうにすれば結構である。

(2) 「その理由を詳細に説明すること」 總てを道德に任せ融通性のある方がよい。

第二節 遺産繼承

第一項 遺産繼承人

一 遺産繼承人の範圍

次の者は遺産繼承人となるか

(1) 配偶者及妾

(イ) 「夫(妻、妾死亡の場合)」 子のないときに限り遺産繼承人となる。

(ロ) 「妻(夫死亡の場合)」 子のないとき又は過繼しないときに限り遺産繼承人となる。

(ハ) 「妾(夫死亡の場合)」 遺産の繼承はできぬがその管理權はある。

(2) 直系卑屬(父母死亡の場合)

(イ) 「妻の子、妾の子」 遺産繼承人となる。

(ロ) 「妻の女、妾の女」 否。繼承人とならぬ。

(ハ) 「嗣子」 繼承人となる。

(ニ) 「養子」 外に繼承人がないときに限り繼承人となる。

(ホ) 「養女」 繼承人とならぬ。

(ヘ) 「私生子」 認知すれば繼承人となる。

(ト) 「私生女」 繼承人とならぬ。

(チ) 「出繼子は生父母の遺産を繼承するか」 否。繼承しない。

(リ) 「養子となつた者は生父母の遺産を繼承するか」 繼承しない。

(3) 父母(子女死亡の場合)

(イ) 「父母」 子のない場合には繼承する。

(ロ) 「嗣父母」 前同。

(ハ) 「養父母」 前同。

(ニ) 「繼父」 子のない場合で而も繼父が改姓して居れば繼承できる。

(ホ) 「繼母」 子のない場合で而も繼母が改姓して居れば繼承できる。

(4) 兄弟(兄弟姉妹死亡の場合)

(イ) 「同父母の兄弟」 否。繼承できない。此の場合財産があれば必ず過繼しなければならぬ。

(ロ) 「同父異母の兄弟」 之は全然別個の問題であつて繼承できない。

(ハ) 「同母異父の兄弟」 繼承できない。

「姉妹死亡の場合かどうか」 甲説 出嫁後ならば繼承できる。乙説 之は別個の問題であつて繼承できない。

(5) 姉妹(兄弟姉妹死亡の場合)

「(イ)同父母の姉妹(ロ)同父異母の姉妹(ハ)同母異父の姉妹」 繼承できない。

(6) 祖父母(孫、外孫死亡の場合)

(イ) 「父の父母」 父のないときは繼承できる。

(ロ) 「母の父母(外祖父母)」 繼承できない。

(7) 姪、姪女、甥、甥女

(イ) 「兄弟の子(姪)(伯叔父、姑死亡の場合)」 外に正當な遺産繼承人が居らぬときは繼承できる。

(ロ) 「兄弟の女(姪女)(同上)」 繼承できない。

(ハ) 「姉妹の子女(外甥、外甥女)(舅、姨死亡の場合)」 繼承できない。

(8) 伯父叔父、姑、舅、姨

(イ) 「父の兄弟(伯叔父)(姪、姪女死亡の場合)」 外に正當な遺産繼承人が居らぬときは繼承できる。

(ロ) 「父の姉妹(姑)(同上)」 繼承できない。

(ハ) 「母の兄弟姉妹(舅姨)(甥、甥女死亡の場合)」 繼承できない。

(9) 「家長(家族死亡の場合)」 外に正當な遺産繼承人が居らぬときは繼承できる。

(10) 「共に依倚せる家族」 前同。

(11) 女婿

(イ) 「養老女婿(岳父母死亡の場合)」 先づ女(妻)が遺産を繼承しそれから婿(夫)にやる。それは夫婦は一身同體であるからである。

(ロ) 「その他の女婿(同上)」 繼承できない。

(12) 「その他何人」 以上の外思ひ出せぬ。

二 遺産繼承人の順位

(1) 「前問列擧の者が遺産繼承人とすればその順位大凡如何」 (一)子(二)配偶者(三)父母(四)祖父母(五)兄弟(六)伯叔父母(七)甥の順序である。「養老女婿と死者の配偶者とある場合は何れが先か」 養老女婿の妻が先になる。それは養老女婿の妻は子と同じ地位に立つからである。

(2) 「直系卑屬數人あるときは常に親等の近い者を先にするか」 然り。

三 夫、妻、妾の遺産繼承人

(1) 妻死亡の場合次に夫は遺産の繼承權があるか

(イ) 「子女のあるとき」 無い。子女又は孫があれば子女又は孫が遺産を繼承する。

(ロ) 「子女以外の繼承人あるとき」 繼承権がある。それは妻には小份子以外に財産はないので妻が死亡せば其の小份子が遺産となる譯である。従つて子女や孫があれば之等の者が繼承し、なければ其の遺産を家のものにする觀念で夫が繼承するのである。

(ハ) 「以上の者のないとき」 夫に繼承権がある。

(2) 夫死亡の場合次に妻は遺産の繼承権があるか

(イ) 「子のあるとき」 無い。

(ロ) 「子以外の繼承人あるとき」 父在世中は分家せぬ以上夫には小份子以外に財産はないので若し其の小份子があれば夫死後子(男)のなきときは妻が繼承するが、夫が分家して家産を所有し死亡した場合又は父死亡し家産を繼承後夫死亡した場合は女には家産繼承権がないから妻は繼承できぬ。此の場合は子(男)あればその子が繼承するがなきときは嗣子を貰つて繼承させるまで妻がその家産を保管するのである。さうして若し嗣子を貰はぬ場合は妻はその家産を處分することができる。

(3) 妻は夫死亡の場合次に遺産繼承権があるか

(イ) 「子のあるとき」 無い。

(ロ) 「子以外の繼承人あるとき」 妻は夫死後正妻及子(男)がないときに限り前述の(2)(ロ)と同様に亡夫の小份子を繼承し、又亡夫の家産を管理することができる。中には夫死後その妻と妻二人合計三人が亡

夫の家産を各自分擔して管理してゐる實例もある。

(4) 夫は妾死亡の場合次に遺産繼承権があるか

(イ) 「子女のあるとき」 無い。

(ロ) 「子女以外の繼承人あるとき」 遺産繼承権がある。

(ハ) 「以上の者のないとき」 遺産繼承権がある。

四 妻妾の再嫁と繼承財産

「妻及妾が遺産を繼承した後他家へ再嫁して亡夫の家を出るときその繼承した遺産を持去ることができるか」
できない。

五 父母、祖父母の繼承権

「父母、祖父母は子たる繼承人ある場合にも之と同時に遺産を繼承する権利があるか」 無い。總て子が繼承する。

六 遺産繼承の代位

(1) 「被繼承人の死亡前に子が死亡したときはその子の子が代つてその子の繼承分を繼承するか」 然り。
(2)(イ) 「右の場合その子に子がなきときはその子の妻が代つてその子の繼承分を繼承するか」 普通は過繼してその子に繼承させるが過繼を好まねば過繼せず自分(妻)のものとして處分することができる。

(ロ) 「妾の場合も同様か」 妾は妻が居なければ妻と同様の権利がある。

第二項 繼承分

第一目 法定繼承分

一 子の繼承分

(1) 「同地位にある數人の子あるとき(何れも妻の子、何れも妾の子の場合)その人數に應じて均等に繼承するか」 然り。

(2) 「長男の繼承分は次男以下の子よりも多いか」 否。均等に繼承する。

(3) 「幼子の繼承分は他の子よりも多いか」 否。均等に繼承する。

二 妾の子の繼承分

(1) 「妾の子の繼承分は正妻の子と平等か」 然り。

(2) 「然りとせばその可否」 それは昔からの慣習で妾の子も正妻の子も同様父親の子であり、殊に妾の子は正妻の子よりも幼いのが普通であるからその繼承分は平等であらねばならぬ。

三 私生子の繼承分

認知を受けた私生子が遺産繼承権を有するとせばその繼承分は

(1) 「正妻の子と平等か」 然り。認知すれば實子と同様であるから繼承分も平等である。

(2) 「妾の子と平等か」 平等である。

四 嗣子、養子の繼承分

(1) 「嗣子は妻の子と平等か」 平等である。

(2) 「養子は嗣子と平等か」 之は一定してゐない。平等にやることもあり又二割位やることもある。「普通はどうか」 普通は平等でない。

五 養老女婿の繼承分

「養老女婿が遺産繼承権を有する場合その繼承分は實子と平等か」 否。實子があれば養老女婿は遺産繼承権を有しない。養老女婿は女の子のみの場合に貰ふのであつて男の子がある場合はその子が如何に幼少でも養老女婿を貰ふことはできないのである。従つて遺産繼承権はないのであるが養老女婿を貰つた後男の子が生れたときは女婿又は實女(娘)に財産を分與することがあり、又男の子ができないときは自分の死後は其の遺産を贈與すると口約束することもある。

六 嗣子、養子の生父に對する繼承分

「他人の嗣子又は養子となつた者が生父母の遺産に對して仍ほ繼承権ありとせばその繼承分は生父母の別の子の幾割か」 他人の嗣子又は養子となつた者は生父母の遺産に對しては繼承権がない。

七 夫、妻、妾の遺産繼承分

八 「前項第三問の場合遺産繼承権ありとせばその繼承分の割合如何」 その様な事實がない。
父母、祖父母の遺産繼承分

九 「前項第五問の場合遺産繼承権ありとせばその各繼承分は子の幾割か」 その様な事實がない。
贈與、遺贈額の控除

「共同繼承人中被繼承人より贈與又は遺贈を受けた者があつたときは其の贈與、遺贈額を遺産中に加へて繼承分を決めるか」 否。遺産中に加へず別にして置く。

第二目 指定繼承分

一 繼承分の指定

(1) 被繼承人は通常の繼承分を變更して特に左の者の爲に繼承分を増加して指定することができるか

(イ) 「長子」 無し。

(ロ) 「幼子」 無し。

(ハ) 「能力薄弱者」 有る。

(ニ) 「教育を受くべき子女(教育費として)」 有る。之は男子の場合であつて女子は繼承権がないからその様な場合はその女子の教育費として財産を残して置くことがある。

(ホ) 「未だ結婚しない子女(結婚費として)」 有る。

之も(ニ)と同様男子の場合であつて女子は繼承権がないから繼承分としてはないがその女子の結婚費として財産を残して置くことがある。

(ヘ) 「愛する子」 無い。自分の養老費として残して置き之を愛する子に贈與するのはよいが繼承分を増加することはできない。若しそのやうなことをしても他の子が承知しない。

(ト) 「その他何人の爲」 死者の爲に將來過繼することを前提として死者の繼承分を残して置くことがある。又家の爲に非常に功勞のあつた子には繼承分を増加することもある。

(2) 被繼承人は特に左の者の爲に繼承分を減少して指定することができるか

(イ) 「特有財産を多く持つて居る子」 無い。

(ロ) 「才能ある子」 無い。才能ある者はその繼承分を抛棄することはあるが被繼承人が才能ある子の繼承分を減少するやうなことはない。

(ハ) 「浪費の子」 無し。

(ニ) 「嫌惡な子」 無し。

(ホ) 「その他何人の爲」 その他に無し。

(3) 「(1)(2)の場合ありとせばその指定の方法如何」 分家單で指定する。「遺言で指定することはないか」 あるが少い。又口頭で指定することもあるが之は效力が薄い。

二 指定の效力

- (1) 「繼承人は繼承分の指定が甚しく不公平な場合(特留分に反した場合)でも常に之に従はねばならぬか(絶対服従)」 繼承分を増加して指定する場合は事前に繼承人一同と相談せねばならぬ。
- (2) 「その指定が甚しく不公平でない限り常に之に従はねばならぬか(相對服従)」 遺言で繼承分を指定したときはその通實行せねばならぬが遺言以外の場合には事前に繼承人一同と相談し尙繼承人以外の者をも相談に入れて繼承分を決めるのである。

第三目 特留分

一 特留分の存否

「被繼承人が生前處分又は遺言に依つてその財産を處分する場合(例へば贈與又は遺贈)繼承人の爲或限度の財産を特留(遺留)することを要するか」 要す。被繼承人は子の同意なくしてその財産を他に贈與又は遺贈することは出来ない。假令贈與又は遺贈するにしてもそれはその財産の一少部分に過ぎない。

二 特留分の割合

特留することを要するとせば左の者の特留分はその繼承分の幾割か

(1) 直系卑屬

「イ)妻の子(ロ)妾の子(ハ)私生子(ニ)嗣子(ホ)養子」 他に遺るとしても最大限1/10位で繼承人に分ら

ぬ様こつそりと遣る。

(2) 「父母」 衣食費を除く残りは全部家産となり、又他に出て働いてその代りに人を雇へばその勞銀を支拂はねばならぬから子が私産を持つことは極めて少い。若し財産がある場合は6/10又は7/10位は残さねばならぬ。

(3)(イ) 「夫」 他の人に遣れぬこともないが普通は全部夫に遣るべきである。併し妻が實家から貰つて来た不動産は殆ど實家に戻してゐる。

(ロ) 「妻」 普通は妻に遣るべきである。若し妻以外の者に遣るときは妻の同意を必要とする。

(4)(イ) 「兄弟」 分家後は残す必要なく又同一家に居り分家前でも小份子は残さなくてよいのである。

(ロ) 「姉妹」 女には繼承権がないから本問の様なことは起らない。

(5) 「祖父母」 (2)父母の場合と同様である。

(6) 「右の外の繼承人」 その他の場合、例へば叔父などの場合は小份子ならば全部他に遣つてよい。家産も分家後なら他に遣つてよ。

三 特留分侵害の救済

「被繼承人がその財産を處分して繼承人の特留分を害した場合繼承人はその部分の取戻を請求することができるか」 できる。

第三項 女子の繼承權と繼承分

一 女子の繼承權

女子は左の場合遺産の繼承權があるか

- (1) 他家へ出嫁したとき
(イ) 「他に實兄弟、嗣子たる兄弟又はその繼承人ある場合」 無い。
(ロ) 「右の者のない場合」 無い。
(2) 未だ出嫁しないとき
(イ) 「他に實兄弟、嗣子たる兄弟又はその繼承人ある場合」 無い。
(ロ) 「右の者のない場合」 無い。

二 遺産繼承後の出嫁

「他に繼承人ない場合女子は全遺産を繼承するにせよ右遺産を持つて出嫁することが出来るか」 繼承する兄弟がなくとも他に甥などが居れば遺産を持つて出嫁することはできない。女には繼承權がないのだから理窟に合はぬことであるが若し遺産を繼承する者がないときはその遺産を持つて出嫁することが出来る。

三 養女の遺産繼承權

「養女に遺産繼承權があるか」 無い。

四 出嫁と財産の分與

(1) 「出嫁費用は誰が出すか」 普通は父母が出す。父母がないときは兄弟又は近い親戚が出す。大家庭にありては家長が出すのである。

(2) 「女子が出嫁する場合女子に相當の財産を分けて遣るか」 それは財産の多くある家にあることであるが當地方には大財産家がないのでそのやうな例はない。「實兄弟ある場合でも分けて遣るか」 大財産家では實兄弟があつても分けて遣る。

(3) 分けてやるとせば

(イ) 「實兄弟の取得分の幾割位か」 一割乃至二割位である。

(ロ) 「嗣子の取得分の幾割位か」 表面上は多く遣れないのでこつそりと遣るのであるが多くて三割位である。

(4) 女子出嫁後被繼承人死亡の場合女子に相當の財産を分けて遣るか

(イ) 「實兄弟ある場合」 分けて遣ることはあるが極めて少い。

(ロ) 「兄弟なく立嗣した場合」 (イ)と同様分けて遣ることはあるが極めて少い。

(5) 分けてやるとせば

(イ) 「實兄弟の取得分の幾割位か」 最大限一割乃至二割位である。

(ロ) 「嗣子の取得分の幾割位か」 二割乃至三割位である。

五 女子に繼承權を認めることの當否及理由

(1) 「女子に遺產繼承權を認めることの當否如何」 男系ある場合は繼承權を認めず遺產の幾分を贈與することとし、男系のないときは女子にも男子と同様遺產繼承權を認めることにしたらよいであらう。

(2) 「その理由如何詳細に説明すること」 男女の待遇は平等にして欲しい。例へば家に相當な財産がありながら女には繼承權がない爲めに他家へ嫁入してその財産は他の者に取られてしまい、殊に嫁入先が貧乏であつた様な場合は洵に可愛想である。

「女子に遺產を贈與するにせよ男子繼承分の幾割を相當とするか」 男子繼承分の幾割と決めることは困難であるからその時に應じて贈與することにしたらよい。それは男子一人で姉妹が六、七人ある様な場合繼承分の幾割か宛を各姉妹に贈與すれば繼承財産がなくなつてしまふ結果になるからである。

「妻に財産繼承權を認めることの可否」 他に繼承すべき身分の者が不在ときは妻に繼承させてよい。「子あるときでも常に妻には相當の額を遣ふことにしてはどうか」 遣ふことにしてよい。

第四節 繼承の拋棄及限定繼承

一 繼承の拋棄

「遺產繼承を拋棄して債務の支拂を免れることができるか(被繼承人の債務が超過してゐる場合等に於て)」 否。父拉(債)子還(父の債務は子が支拂ふ)、子拉(債)父還(子の債務は父が支拂ふ)と謂ひ、その債務の支拂を免れることはできない。

二 限定繼承

「繼承人は繼承に因つて得た財産の限度でのみ被繼承人の債務及遺贈を辨済する責に任ずることにすることができるか(被繼承人の債務超過の處ある場合等に於て)」 できない。

三 父債子還

「如何なる場合でも親の債務は子が返さねばならぬか」 然り。

四 吃大片肉

(1) 「吃大片肉の慣習があるか」 有る。

(2) 「ありとせばどういふことをするか」 吃大片肉は破産の場合の便法で酒席を設けて債權者全部を招待し自分の全財産を提供してこれだけしかないから、これで勘辨してくれと言つて債權者一同の了解を得るのである。「債權者の中一人でも同意しなかつたときはどうするか」 同意しない債權者には辨済せねばならぬ。従つて吃大片肉は不同意な人を除いて了解を得た債權者のみである。

(3) 「吃大片肉によつて其の者は社會的制裁を受けるか(例へば公職に就き得ない等)」 否。信用を失ふのみで社會的制裁は受けない。

第五節 繼承人の缺格及廢除

一 缺 格

左に掲げた事由があるとき當然繼承人(宗祧、遺産)たる資格を失ふか(法律によらず慣習による、慣習なきときは意見)

- (1) 「故意に被繼承人又は繼承人となるべき者を殺し又は殺さうとしたとき」 その様なときは追ひ出すことはできるが當然繼承人たる資格を失ふかどうかはつきり言ひきれぬ。
- (2) 「故意に被繼承人又は繼承人となるべき者が死刑に該る罪を犯した事を誣告したとき」 その様なときは追ひ出したり又は廢嗣したりする。
- (3) 「詐欺又は脅迫に因て被繼承人をして繼承に關する遺言を爲さしめ又は之を取消若は變更せしめたとき」(2)と同様追ひ出したり廢嗣したりする。
- (4) 「詐欺又は脅迫に因て被繼承人が繼承に關する遺言を爲すことを妨害し又はその取消若は變更を妨害したとき」 前同。

(5) 「被繼承人の繼承に關する遺言を偽造、變造、隱匿又は湮滅したとき」 前同。

(6) 「被繼承人に對し虐待又は重大な侮辱を加へた爲被繼承人より繼承するを得ざる旨を表示せられたとき」 此の場合は事前に聲明するか又は廢嗣の手續をせねばならぬ。

二 缺格者の代位繼承

「右の各場合繼承權を喪失した者の繼承人たるべき者は代位して繼承する權利を有するか」 有す。但し追ひ出された者と一緒に出たときはその權利を有しない。

三 繼承人の廢除

(1) 嗣子、養子又は直系卑屬たる繼承人に左の事由あるときは被繼承人は遺産繼承人たることの廢除を請求することができるか(法律によらず慣習による慣習なきときは意見)

(イ) 「被繼承人に對して虐待を爲し又は之に重大な侮辱を加へたとき」 できる。

(ロ) 「疾病その他身體又は精神の異狀に因り家政を執るに堪へないとき」 できる。此の場合はその人の爲に過繼してやることもある。

(ハ) 「家名に汚辱を及すべき罪に因て刑に處せられたとき」 できる。

(ニ) 「浪費者として準禁治產の宣告を受け改悛の見込ないとき」 できる。

(ホ) 「被繼承人を遺棄して之を扶養しなかつたとき」 できる。

(へ) 「右の外如何なる事由あるとき」 繼承人が長年行衛不明のときは遺産繼承人たることの廢除を請求することができる。

(2) 「右の場合宗祧繼承人たることの廢除を求めることができるか」 宗祧繼承は財産繼承と同じであるから財産繼承人の廢除が出来る場合は宗祧繼承人の廢除もできる。

第六節 繼承人の曠缺

一 遺産管理人

(1) 「繼承人あること分明でないときは親屬會は遺産管理人を選任するか」 選任する。

(2) 「選任するとせばその管理人は如何なる職務を有するか」 善意の管理義務を有するのである。

二 残余財産の歸屬

「債務辨済の上残余財産あるときは何人に歸屬するか(例へば國家、公共團體、祠堂、寺廟等)」 残余財産あるときは最も近い尊親屬が保管する。そしてその尊親屬は之を處分することもできる。「國家、公共團體、祠堂、寺廟等に歸屬せしめることはないか」 その様なこともあるが一般に滿洲人は公共事業を望まず又寄附行爲を喜ばぬのである。

第七節 家産の分割

第一項 通則

一 分割の時期

(1) 「祖父母、父母の生存中家産を分割することができるか」 有る。

(2) 「父母の喪期中に家産を分割することができるか」 有るが先人の墓の土も乾かぬ内に分家し家産を分割することは善くないとしてゐる。

(3) 「繼承の開始後普通何年位を経て家産を分割してゐるか」 一定の時期はないが慣習上は父母が死亡してから家産を分割するのが多い。

二 分割の禁止

(1) 「遺言を以て遺産の全部又は一部の分割を禁止することができるか」 遺産全部の分割を禁止することはないが牧養地、墓地等の分割は禁止することがある。

(2) 「ありとせば通常禁止期間を附するか」 禁止期間は附せない。それは被遺言者の次輩以後の者が其の遺言を守るかどうか分らぬからである。

(3) 「右期間中に分割の必要生じたときは分割できるか」 仲が悪くなれば分割できる。

三 直系親屬間の分割

- (1) 「直系尊屬と卑屬との間で家産を分割することがあるか」 有る。
- (2) 「ありとせばどう云ふ場合か」 不和の場合である。
- (3) 「どういふ風に分割するか」 生活でき得る範囲内で養老地として残すことが多い。

四 家産分割と分家

「家産だけ分割して分家しないことがあるか」 無い。併し分家後仲の善い者同志が一緒になることはある。

五 繼承権なき者に對する分與

- (1) 「家産分割の際遺産繼承権のない家族に對して家産を與へるか」 與へる。之は父母自らが家産を分割する場合父母の意思で與へるのである。
- (2) 「被繼承人の妻妾女に對しては遺産繼承権のない場合でも家産を與へるか」 前同。
- (3) 「異姓の同居親屬に對しても與へるか」 前同。

六 留保財産

- (1) 「家産分割の際祭田、祖先堂、祭器、墓地等の祭祀公業を家産より除外して留保するか」 當地方には祭田、祖先堂がないので分らぬが祭器、墓地は家産分割の際家産から除外して留保する。
- (2) 「被繼承人その他の尊屬の養贍財産、子女の婚嫁又は教育の資金を家産より除外して留保するか」 留

保する。

第二項 分割の標準

一 分割の標準

- (1) 「家産の分割は各股（各支）に依るか（即ち分割前の共同始祖迄溯りその始祖の繼承人間で各繼承分に依り分割しその各分割したものを更にその各次代の繼承人間に順次分割するか）」 普通は各股に依る。例外として祖遺の財産は第二輩を標準とし、その後には儲けた財産は現在成年男子の數を標準として分割することもある。
- (2) 「特に家族の食糧（例へば高粱）は人數に依つて分割するか」 然り。

二 功勞額と長孫額

- (1) 「家産の増殖に功勞あつた者にはその報酬として他の者より若干多く分與することがあるか」 有る。
- (2) 「長孫（長子の長子）には特にその身分に對して分産の際若干の財産を分與することがあるか」 無い。

第三項 分割の方法及手續

一 分割方法の決定

- (1) 「家産分割の方法に付て被繼承人が遺言を以て之を指定することがあるか」 有る。
- (2) 「遺言を以て分割方法の決定を第三者に委託することがあるか」 有る。此の方法に依るのが一番多い。
- (3) 「右(1)及(2)の定めない場合繼承人等が協議して定めるか」 繼承人のみで分割を決定することもあ

るが分家單を立てるときには必ず親屬、知友等に相談して決定する。

(4) 「分割に付て紛争の起つた場合親屬知友によつて分割方法を定めることがあるか」 有る。大部分が此の方法に依つて定めてゐる。

(5) 「その他如何にして分割方法を定めるか」 分割の目的物が各違ふとき始め公平に分割して置き抽籤してその取得者を定めることがある。

二 分割方法

(1) 左の方法によつて家産を分割することがあるか

(イ) 「現物分割(例へば土地と家屋と現金とある場合之を三人に分割するには各箇の家産に付各三等分するか)」 有る。

(ロ) 「各人の好惡に依り適宜に分割(前例に於て一人が土地一人が家屋一人が現金を貰ひ過不足を金錢で償ふ様にするか)」 有る。各自合意の上でその様に分割する。

(ハ) 「家産を賣却しその代金を分割」 有るがその事例は少い。

(ニ) 「家産を數分し抽籤に依る分割」 有る。之は分割に不便なもの又は分割し得ないものを價額に見積つて平等に分けて置き抽籤してその取得者を定めるのである。

(2) 「右の内普通何れの方法に依るか」 (ニ)の方法に依るのが最も多く、次は(イ)の現物分割である。

(3) 「分割不能の財産はどう處置するか」 (ニ)又は(ハ)の方法に依る。而して後で好きなものと交換することがあり又共有として残すこともある。

三 耕地の分割

(1) 耕地を現物分割する場合どういふ風に分割してゐるか

(イ) 「一筆の場合」 一筆の土地が山地、畑地、水田となつてゐる場合は價額に按じて公平に分割し、同一地質の土地である場合は畝の數で分割することもある。

(ロ) 「數筆の場合」 同一地質である場合は面積に依り各筆を分配し、不同一地質の場合は各筆を各等分してゐる。

(2) 「各土地を數次分割する結果各人所有の土地が狭小且分散して耕作に不便を來し且生計を維持するに足らなくなるやうなことがあるか」 無い。殊に當地方は山地が多いので未だその様な事例はないのである。

(3) 「小家族(例へば夫妻及幼兒ある場合)で自ら耕作して生活するには此の地方で最少どの位の土地を要するか(右の土地で穀物がどの位收穫できるか併せて述べること)」 三人暮しで最少限度五垧(一垧は十畝)日本の一町〇〇〇八に相當す、一畝は二八八平方弓、一弓は舊尺の五尺平方)を要し、地主ならば一人當り五垧を要する。

「當地方では一垧に付幾何程の收穫があるか」 地質及作付に依つて異なるが大體三十六斤を一斗として一垧次

の如き收穫がある。

品名	地質等級		
	上	中	下
高粱	七石乃至八石	五石乃至六石	二石乃至三石
谷子(精白しない粟)	六石乃至七石	四石乃至五石	二石位
稻子(陸稻)	十五石	十一石乃至十二石	六石乃至七石
豆子(大豆)	六石	三石乃至四石	二石

(4) 「都會に行つてゐる者にも分割する結果不在地主を生じて不都合を來すことはないか」 無い。

(5) 「耕地分割後も依然共同耕作をやり収益だけ分割する例はないか」 有るが極めて少い。

(6) 「分割後は實際上の土地と一致する様に地券を書換へて登記又は登録を行つてゐるか」 以前は分けずに持つてゐたこともあるが現在では分割後は各自のものに書換へてゐる。

四 債權の分割

(1) 債權そのものを分割する場合どういふ風に分割してゐるか

(イ) 「一債權の場合」 債務者が債權の分割に同意すれば分割するが普通は債權證書を一人が保管し之が債權額に基いて契約書を作成して各自の取得額を定めてゐる。

(ロ) 「數債權の場合」 公平に分割して、その結果を債務者に通知してゐる。

(2) 「債權の分割が債務者に效力ある爲には如何なる方法をどらねばならぬか」 (1)(ロ)の場合は債務者に通知せねばならぬ。併し繼承した債權に付紛糾が生じたときはその債權の基本たる證書があるのであるから之に基いて解決し得る。

(3) 債權分割後債務者の中に支拂能力なき者があつた爲辨濟を受け得ない繼承人は他の繼承人に對してその損失の分擔を求めることができるか

(イ) 「債務者が分割前既に無資力であつた場合」 その様な債權は分けずに別にして置いて取立のできたときに分割する。

(ロ) 「債務者が分割後無資力となつた場合」 否。その様な場合は災難と諦めてしまふ。

五 債務の分割

(1) 繼承人間の關係に於て

債務そのものを分割する場合どういふ風に分割してゐるか

(イ) 「一債務の場合」 債務あるときは(一)先づ財産を處分して其の債務を辨濟し、而して後残つた財産を分割する場合(二)その債務を一人で引受け財産の分前もそれに應じて多くとる場合とがある。

(ロ) 「數債務の場合」 (イ)の(一)(二)の方法に依ることもあり又各自平等に分割することもあるが當地

方では(一)の方法に依るのが多い。

(2) 債権者と繼承人間の關係に於て

(イ) 他の繼承人に支拂能力のない者が生じた場合でも自己の負擔部分だけ辨済すればよいか。

(A) 「債務の分割に付債権者の承諾を得た場合」 然り。債務者が死んだ場合には債権者はすぐ證書を持つて行つて、誰が繼承するかを確め、且つ確認の印を押捺して貰ふ。随つて爾後はその捺印した者が責任を負ふ。

(B) 「債権者の承諾を得ない場合」 否。繼承人全部で辨済せねばならぬ。

(ロ) 「連帯して責任を負ふか」 然り。従つて繼承人中の誰に請求してもよいのである。

(ハ) 「連合(繼承人中支拂能力のない者が生じたとき始めて他の繼承人が更にその負擔部分を分擔して支拂ふこと)して責任を負ふか」 家産分割の際債権者の承諾を得て契約書を作成しその債務を分割して各繼承人の負擔部分が定つてゐれば各自その負擔部分だけ辨済すればよいのであるが、然らざる場合は各繼承人は連帯して辨済責任を負はねばならぬ。

六 その他の財産の分割

次のものはどう分割するか

(1) 「牧養地」 分割せぬ。

(2) 「宅地」 面積の多い宅地は分割するが少いものは他の物と按配する。

(3) 「家屋」 家屋が幾棟もある場合又は一棟に數間ある房子(家屋)は棟數又は間數に依つて分割するところがあるが然らざる場合は他の物と按配する。

(4) 「家畜」 家畜が多くゐる場合は頭數に依つて分割するが少い場合は他の物と按配する。

(5) 「家具」 澤山ある場合は分割するが少い場合は他の物と按配する。

(6) 「食糧」 食糧は人數に應じて公平に分割する。

(7) 「營業」 その儘にして置いて利益を分配するのが多いが或時は株式組織にしてその株を各自平等に分けることもある。若し持分があるときはその持分を分割することもあり、又持分を金に換へることもある。

營業を分割したときは屋號(例へば吉順和と稱するが如し)の下に各自の名を表示して分割の事實を明にする。例へば徳と云ふ人ならば 吉順和 と表示し、康と云ふ人ならば 吉順和 と表示するのである。

(8) 「合股」 分割する者もあり又兄弟何れも股主となつてその合股の利益を分配する者もある。

七 分割の手續

(1)(イ) 「家産分割の時證書を作成することを要するか」 要す。

(ロ) 「その證書をどう稱するか」 分家單又は折居單と言ふ。「分書と言はぬか」 言はぬ。

(ハ) 「作成することを要すとせばどんなことを記載するか」 分家單人某は何々の理由(父の命に依り又

は母の命に依り若は兄弟同居を好まず等)に依り分家し、財産何々幾何を分割(分割財産は詳細に記載す)した旨を記載して當事者、尊親屬、族中人、中見人、代筆人等が之に署名捺印するのである。

(2)(イ) 「親屬その他の證人の立會を必要とするか」 必要とする。

(ロ) 「要すとせば證書に署名捺印するか」 署名捺印する。

第四項 繼承分の處分及其の買戻

繼承分の處分

「遺産繼承人は分割前にその繼承分を擔保に入れ又は賣却することができるか」 できぬ。

第八節 僧侶、道士等の繼承

一 俗家に對する繼承

「僧侶、道士等として出家した者は俗家に對し宗祧又は遺産繼承權を有するか」 有しない。

二 僧侶、道士に對する繼承

(1)(イ) 「寺院を主持する僧侶道士等死亡したときその地位の繼承が行はれてゐるか」 行はれてゐる。

(ロ) 「行はれてゐるとせば誰が繼承するか」 徒弟の中の適任者が繼承する。

(2) 「僧侶、道士等の遺産は誰が繼承するか」 之は廟(寺院)の財産であるから(1)の繼承人が管理する

のであつて之を勝手に處分することはできぬ。従つて其の子が繼承するやうなことはない。

第九節 遺言

第一項 通則

一 遺言の有無

「遺言をすることがあるか」 有る。

二 遺言の方法

「遺言は普通書面に依るか口頭に依るか」 口頭が多い。

三 親屬その他の證人の立會

左の場合親屬その他の證人の立會を要するか

(1) 「口頭に依る遺言」 要す。

(2) 「自筆證書以外に依る遺言」 要す。

四 遺言證書

(1) 「遺言證書には普通どういふ事項をどんな形式で記載するか」 遺囑人何某死後家族間に紛糾の發生を恐れこゝに財産の分割に付遺囑すと冒頭し各財産の分割方法を明記する。而して證人、立會人等と共に署名捺印

するのである。

(2) 「遺言證書を一通だけ作成した場合普通誰に交付するか」 遺言者の希望した者に交付するが普通は妻があれば妻、妻がなければ尊屬親に交付してゐる。

五 遺言の執行

「遺言者が遺言執行人を指定しないときは普通誰が執行するか」 親屬、尊長等が執行する。

第二項 遺 贈

一 遺贈の能否

遺言を以て

(1) 「その財産の一部を他人に贈與することができるか」 できる。

(2) 「財産の全部を他人に贈與することができるか」 他に繼承すべき者がいないときは全部贈與してもよい。

二 未出生の子に對する遺贈

(1) 「胎兒に對して遺贈を爲すことがあるか」 有る。

(2) 「未だ懐胎しない子に對して遺贈を爲すことがあるか」 そのやうな事實はない。

第十節 葬 式

一 葬式の主宰及喪主

(1) 「葬式は何人が主宰するか」 家長又は尊長者が主宰するが場合に依つては異姓の尊親屬も主宰者となることがある。

(2) 左の場合何人が喪主となるか

(イ) 「父母の葬式」 長子、長子なくば長孫、若し長子、長孫がなければその後繼者が喪主となる。

(ロ) 「祖父母の葬式(祖父母の長子先に死亡し長孫及次子ある場合)」 長孫が喪主となる。

(ハ) 「子の葬式」 原則として子の葬式はしない。結婚して子があつても親より先に死亡したときは葬式しないのであるが子があつて三十歳を過ぎてゐれば葬式することもある。それは親に先立ち若くして死亡したので葬式をして貰ふ資格がないからである。

(ニ) 「夫の葬式(子のない場合)」 最も近い下輩の者、大體に於て過繼者と定つてゐる者が喪主となる。場合に依つては妻が喪主となることもある。

(ホ) 「妻の葬式」 子、子がなければ孫が喪主となる。此の場合夫は喪主とならぬ。

(ヘ) 「その他の葬式」 總て葬式の喪主は死亡者の下輩者なるのである。

二 喪 服

(1) 「着用の喪服は親屬關係の親疎に依つて區別があるか」 有るがよく分らぬ。長子は重く、他の子は長

子の様に重くはない。

(2) 「どんな親屬の喪に對してどんな喪服を着るか詳細に説明すること」 長子は白い布の孝帽を冠り後に綿で造つた玉を三つ下げる。そして粗布で造つた孝服を着て麻繩の帯を締め後に細長い白布を垂らす、此の白布は服喪の輕重に依つて長短があり、服喪の重い者は長く軽い者は短かく、其の白布には三つの綿の玉を付ける。靴は父母共に死亡せば全部白布で蔽ひ、一方死亡のときは後部を少しく残して蔽ふ。而して伯叔父死亡のときは前同様の服装で靴の前部一部分を白布で蔽ふのである。

女婿も前同様の服装をするのであるが孝服は前で合せる(子の孝服は腋下で合せる)ことになつてゐる。

三 埋葬の方法

次の場合どういふ方法で埋葬するか

(1) 「幼児、未婚婦、妊婦などの死亡の場合」

幼児——五歳以下は草で包み男の子は三箇所女の子は二箇所括つて昔は野に捨てゝゐたが今は埋めるか若は焼くかしてゐる。そして五歳から十四歳位迄の者は粗末な箱に入れて埋葬してゐる。

未婚婦——十五歳以上の者は棺の底に七つの穴をあけて葬る。それは底がないと謂ふ意味である。

妊婦——妊婦については一般に區別してゐないが火葬に附することもある。以上は總て祖先の墓に埋めず、祖先の墓の横か若は荒野に埋葬するのである。而して火葬に附する者は傳染病で死亡した者とか又は不吉祥な者が

死亡した場合に行ふてゐる。

(2) 「喇嘛信徒、回教徒、道士等の死亡の場合」 喇嘛信徒は火葬する。道士は立棺に入れて火葬する。回教徒は埋葬するのであるが死體のみを埋葬して棺は埋めない、死體を白布で包み棺に入れて野原に行き豫め掘つてある穴の中でその棺を急に引き死體を穴に落ち込ませる、そして落ち込んだ死體が上を向けば極樂に行つたと言ひ、下を向けば地獄に行つたと言ふてゐる。

四 葬式の順序

「死亡後埋葬までの順序を詳しく説明せよ」 當地方に居住する滿、漢人は山東及奉天方面から移住した者で葬式も山東、河北方面で行はれてゐると同様な順序で行つてゐる。その順序は

1 初 終 將に息を引取らうとするときその手足の指先を整へて男は髪を摘み、女は狐髻に結び豫め造つてある壽衣を着せる。壽衣は綢子で造つた物で枚数は七枚、九枚、十三枚とあるが之は必ず奇數であらねばならぬ。

2 小 殮 死體を靈座に安置して赤い糸を結び付けた制錢を口中に含ませる。そしてその糸の先を胸の處まで垂れ、臍の上に皿を載せ、手に銀寶(元寶銀の形をしたもの)を持たせる。而して白絹で顔を覆ふ。之を男は正寝、女は内寝と謂ふてゐる。

3 指 路 梯子を煙突の側に立て子はその上に登り西方に向ひ、父死亡の時は「父です西方大路」と叫び、母死亡の時は「母です西方大路」と叫ぶ。而して直ぐ手傳人を頼み人夫を雇つて小屋掛をする。

4 報 廟 先づ窆頭紙を門頭に掲げる。窆頭紙は一寸幅の長さ一尺五寸位のもので地方により一定してゐないが年齢一歳に付一枚乃至數枚を男の場合は左、女の場合は右に掲げる。而して喪に服する者は喪服を着、女は麻で髪を結び、長男は近くの廟に死亡の報告をする。そして長男はその廟へ棧三(7参照)の日まで毎日三度紙錢、水壺を持ち晝でも燈火のある提灯を携けて詣りし、廟前でその紙錢を焼き、歸途は號泣しつゝ家に着く。

5 報 喪 親戚知友に死亡の報らせをする。親戚知友は官弔又は往生佛表などを持つて弔に来る。官弔とは香、蠟燭、紙、箔の四品を謂ひ、往生佛表とは淺黄の紙で弔に焼く紙を謂ふ。弔に来た親戚知友は喪家に準備してある恭孝帶(白布の帶)を締め、外戚者で喪に服する者は敬孝袍を着て來り弔ふ。此の時親戚知友を煩し棺槨を買つて來る、それは喪に服してゐる者は外出できぬからである。

6 大 殮 死亡の翌日死亡診斷書ができれば棺を中堂(正房の中央の間)に移し死體を棺に納め、開光(短い高粱桿の先に丸めた綿を付けこれで眼、鼻、耳を撫る。眼を撫れば開眼光と言ひ、鼻を撫れば開鼻光、耳を撫れば開耳光と言ふ。是を總稱して開光と言ふのである)を行ふ。而して棺に蓋をし、棺と稱して棺の上方(頭の方)に釘を打てば喪に服してゐる者は下方に移り、下方に釘を打てば上方に移る。次に簽(ネーブル)棺と稱し棺の正面に死者の姓名、年齢、官職、位階等を書き、供物を供へて献祭を行ふ。そして服喪者は棺の傍に男は左、女は右に敷物、掛物、枕總て藁で造つたものを使用してお通夜をする。之は死者と困苦を共にすると謂ふ意である。

7 棧 三 三日目の夕方靈魂を死亡報告した廟から大廟(天齊廟又は觀音寺)に移す。その際その家の信奉す

る宗教に依り先頭に喇嘛、和尚、道士、尼が各々お經を唱へその後には魂轎(藍色の紙で造つた籠の中に位牌を安置して之を四人で擔ぐ)、像亭(亡者の寫眞を掲げたもの)、五檯(一臺は供器、一臺は果物、一臺は菓子、一臺は海紙(焼く紙)、一臺は銅爐を戴せたもの)、執式(葬式の器物)、金鼓、鼓樂、燈籠、塔子(冥錢を入れたもので表に贈り主の名を書く)、大紙(焼く紙を一括りにしたもの)、紙活(人形、馬、車、籠等を紙で造つたもの)等が續き、男の服喪者は徒歩、女の服喪者は馬車で親戚知友と共に送つて行く。近親者及親友は大廟迄送つて行き焼香して歸るが服喪者は號泣しつゝ歸り靈柩の前まで來て泣き止む。

8 上 望 六日目の夜三更(夜半)を過ぎた頃紙で造つた煙突を小屋の隅に建てる。之を望郷臺と稱し、傳説に依れば此の時亡者の靈魂が歸つて來てその臺に登り故郷を望むと言ふ。子孫は是に向つて跪拜する。

9 辨 七 七日目毎に服喪者は靈前に供物をして祭り、初七日、三七日、五七日、七七日も同様お祭りして親戚知友を招待し宴を開いて歡待する。此の時親戚知友は各々燒紙を贈り之を靈前で焼く。

10 出 帖 七日七日に親戚知友に對して招待状を出し、陰陽師を招いて出棺の月日を卜ふ。そして出棺の月日が決れば訃聞を發する(新聞に載せて發表する者もある)。若し題主官(位牌を書いた人)、大賓(點主官、禮賓(進行係)、知賓(接待係)等を招待するときは特に紅紙の招待状を用ゐる。

11 大 齋 埋葬許可書又は火葬許可書ができれば木主を買つて來る。そして藁冠(麻の糸で造つた冠で喪に服する者の冠物)、藁衣(麻の糸で造つた着物で喪に服する者の着物)、哀杖(喪主の哀杖で杖の上方に紙の房を付

けたもの、吉服（點主式のとき着る青い着物である。點主式は慶び事とされてゐるので此の式のときは喪服を脱ぐ）、領魂鶏（柩の下に紅い雄鶏を入れる。是は雄鶏は時を知らせ、靈魂を案内すると謂ふことである）、壓材飯（鉢に飯を入れて柩の上に置く、そしてその上に服喪者の人数の箸を立てる。之は貴方が死亡されても皆は斯うして御飯を食べてゐますと謂ふ意である）、筷子（箸）、路錢（紙で造つた錢）、引魂幡（紙製の長さ五尺幅一尺位の葬旗）等を準備する。

第一日に禮賓（進行係）、知賓（接待係）、手傳人等を招き、門口に鼓樂を設け、柩（木魚に似たもので木魚よりは横長いもの喪葬の際たゞき鳴らす木製の具）を造る。而して謁臺（柩の前に死者の寫眞を掲げた臺）の傍に點（厚さ五分、長さ二尺位の雲の形に造つたもの）を設ける。

第二日は題主（位牌）を拵へて供物をし、お経を唱へて佛事を営む。尙ほ道場を設け、哀聯（一條の布や紙に哀詞を縦に書いた一對の聯）、匾（哀詞を横に書いた額のやうなもの）を掲げる。

第三日は奠儀（錢や焼紙其の他の供物）を受け、死亡者がその家の祖先となるときは成主（初めて祖先の位牌を拵る）の式を行ふ。而して位牌を安置し、禮祭（禮を以て祭祀とする）、接祭（親戚知友から贈られた供物、例へば豚、羊、幛子、輓聯等を鼓樂と共に受取りに行き之を貰つて来て道場内に置き又は吊す。幛子とは一條の布に哀詞を書いた紙をはりつけたもので輓聯とは白布若は白紙に哀詞を縦に書いた一對の聯である）、内祭（家族が謁臺の前に行き跪拜する）、外祭（親戚知友が謁臺の前に行き跪拜する）を行ふ。内祭、外祭は之を總稱して辭靈祭（告別式）と言ひ、右祭祀中最も重要な祭祀なのである。又親戚知友から贈られた奠儀物その他の供物は一切記帳して置く。

12 發引 最後の日即ち出棺日の儀式で之は接三の儀式と略同様であるが中には路祭（親戚知友が埋葬地に行く途中に卓を設け供物をしてお祭する）、懸棺祭（埋葬の際柩を穴の中に吊してお祭をする。祭が終れば柩を穴底に着けて埋めるのである）を行ふ者もある。親戚知友は多く郊外まで送葬し、近親者、親友は埋葬場まで送葬する。而して埋葬は人夫を雇つてする。

13 告祖 埋葬を終り歸つて來た子孫は宗祠の前に進み香を焚いて跪拜し無事葬式を終へたことを報告する。

14 酬客 發引の翌日大賓、題主官、禮賓、知賓、手傳人等を招待する。

15 踵謝 發引の三日目を圓墳と稱し、吉服を着て大賓、題主官、禮賓、知賓、手傳人の家に禮廻りをする。そして喪服に着換へてお墓に詣るのである。尙相當の日を経て右の人達に禮物を贈る。

以上は正式の葬式の順序であるが、一般の人はこれに通じてゐないので完全にはこれを行はず、一般にはもつと簡單である。

五 服喪とその期間

次の者が死亡した場合喪に服するか（喪服を着るか）服すとせばその各期間如何

（イ）「父母」 然り。その期間は三年。

- (ロ) 「祖父母」 然り。その期間は二年。
- (ハ) 「曾祖父母」 然り。その期間は一年。
- (ニ) 「高祖父母」 葬儀が終わるまで喪に服す。
- (ホ) 「父の兄弟及其の妻」 然り。その期間は一年。
- (ヘ) 「外祖父母」 葬儀が終わるまで喪に服す。
- (ト) 夫死亡の場合
 - (A) 「妻」 然り。その期間は一年。
 - (B) 「妾」 決つて居らぬ。
 - (チ) (A) 「妻」 葬儀が終わるまで喪に服す。
 - (B) 「妾」 否。服喪せぬ。
 - (リ) 「妻の父母」 葬儀が終わるまで喪に服す。
 - (ヌ) 「兄弟姉妹」 兄、姉死亡のときは弟、妹は喪に服し、弟、妹が死亡のときは兄、姉は喪に服さぬ。

六 禁 忌

「喪中如何なる行爲が禁止せられてゐるか」 喪服中は吉事一切婚姻は勿論妾を貰ふことも禁ぜられてゐる。尙ほ酒を飲まず、葷(肉類、葱などのやうに臭氣ある菜)を食はず、宴會をせず、芝居、活動を觀てならず、大

賓、題主官、禮賓となることもできず、弔に行つても直ぐ歸り、他行しても泊つてはならぬ。そして門口に對聯(正月又は吉事に門口に貼る慶詞を書いた紙)を貼つたり、公門(官公署の門)を潛ることを禁止されてゐる。

附 立法上の意見その他

「親族繼承法の立法に付意見があるか」 女に繼承權を認むることになれば女にも扶養の義務があるやうにして貰ひたいが本調査は極めて詳細且精密であるから以上申述べたことを参考に立法して貰へば結構である。

「當地方には鮮系居住者が多いが滿漢系と鮮系の慣習が同じになつたものはないか」 朝鮮人を妻にした者は幾分朝鮮化したものもある。六十年程前朝鮮は非常に不作で移住して來て生活に困り、漢人も當地方に出稼ぎに來た者があつたので、相互に結婚した者も多かつた。併し一般に漢人で朝鮮化したものは餘りない。たゞ幼児を背負ふやうになつたのは朝鮮人の感化である。漢人は幼児を抱いてゐたが、背負ふのは樂であるし、仕事をするのにも都合がよい。「當地方で滿漢人の女も河でキヌタをたゞいてゐるのを見るが、あれは朝鮮人の感化ではないか」 それは前からやつてゐた。「朝鮮人が漢人化した點は」 飲食物は滿洲化したものもある。豆油を朝鮮人が食ふやうになつた。併し高粱は食はぬ。荷車に油を差すやうになつたことも漢人の感化である。家は滿式の大きな家を毀して、わざ／＼朝鮮式の家を建てゝゐる。

第四部 延吉及輯安地方朝鮮人の慣習



調查地 通化省 輯安

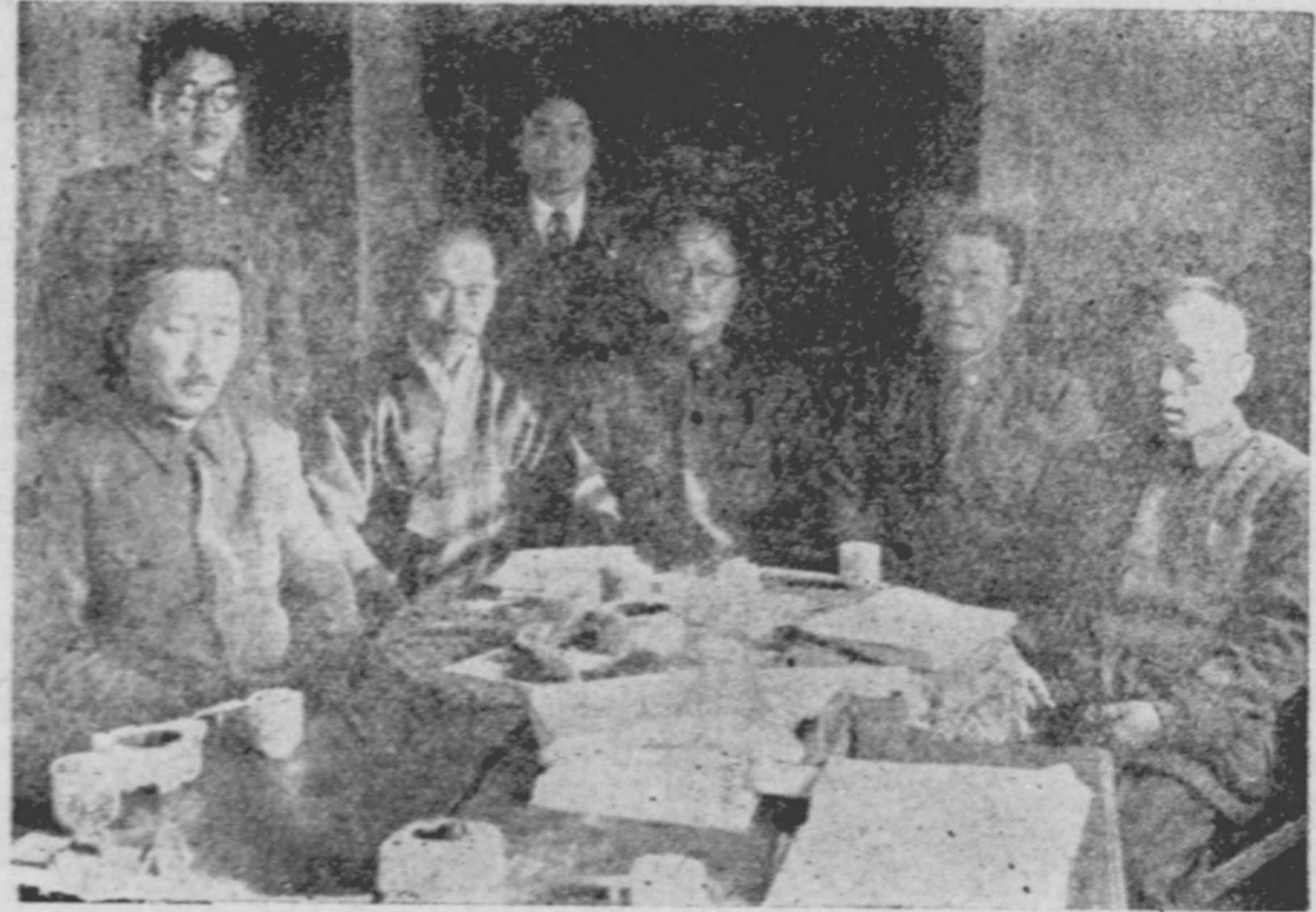
調查年月日 康德八年十月二十日

調查並報告書作成者

司法部參事官 千種 達夫

同 事務官 許 雲 閣

同 屬官 高山 米次郎



調查地 閩島省 延吉

調查年月日 康德七年自十一月二十九日
至十二月三日

調查並報告書作成者

司法部參事官 千種 達夫

同 嘉村 滿雄

司法部屬官 赤田 由廣

凡例

間島省延吉に於ける朝鮮人の慣習調査の結果を収録したもので、通化省輯安、安東省安東に於ける調査の結果もこれに附随して記載した。輯安に於ける調査の結果は特に「輯安」と記載し、安東に於ける調査の結果は（）の中に書いた。従つてこれ等の記號のないものは總て延吉に於ける調査の結果である。延吉に於ける調査は調査擔當者に於いて纏めたものを、回答者松山鶴一氏に依頼し公務の餘暇をさいて詳細に目を通して、訂正補充して頂いた。安東に於ける調査は同一調査項目の全部に互り安東地方法院長本間徹彌氏が當たられたのであつたが、延吉に於ける回答と特に異なる點だけを記載するに止めた。調査項目は滿漢人に對する調査項目であるため朝鮮人の慣習と合はない點も少なくないが、滿漢人の慣習と對照するに便利なやうに、滿漢人に對する調査項目を用ひ、その該當箇所朝鮮の慣習を記載することにした。

延吉地方の概況及沿革

間島なる名稱の起原に付ては詳かではない。滿鮮國境に在つて、その歸屬不明なるが故に間島と稱したと言ふ説に對し、一部の人は、壑島なる名稱より轉訛したものであるとの説を採つてゐる。即ち従前より、國境を接する地區にあつては、竊かに越境して開墾耕作に従事してゐたが、その土地を壑島と稱し、且つその上に耕作者の居住地名を冠し、茂山壑島、會寧壑島など稱してゐた。然してその壑は、朝鮮音では間と同音であるところから、斯くは轉訛したものであると稱してゐるが、その何れを是とするかは、今遽に斷することは出来ない。但し南鮮方面では、今でも滿洲全體を間島と言ひ、當地方を北間島、通化地方を南間島、奉天、安東地方を西間島と呼んでゐるところより見れば、此の説にも相當の根據が認められる。

當地方に初めて鮮人が移住を許されたのは、今より約六十年前（辛巳年）光緒二年である。此の年越境禁止令が解かれ、自由に越境開墾し得るに至つたが、それ以前は嚴重な鎮國令が布かれ、越境者は死刑を以て罰せられてゐた。然しながら、對岸滿洲國の地味豊穰なることは、鮮人の周知してゐるところであり、彼等は、ともすれば禁を犯して越境開墾に従事してゐた。就中約七十二年前の己巳年には、咸北六鎮に大凶作があり、飢餓に頻した農民達は、死の前には手段を擇ばず、大舉して越境開墾に従事したと傳へられてゐる。因に、咸北六鎮とは、現在の茂山、會寧、鐘城、穩城、慶源、慶興のことであり、鎮とは今の郡に相當するものである。尙越境者の中

には、犯罪者にしてその處罰を恐れて逃亡して來た者もあるやうである。その後、明治四十年八月、龍井に統監府の派出所が開設せられ、且つ十數年を費しての國境協定も訂定せられ、遂に當地方は鮮滿人の雜居地帯となつたが、人口の比率よりすれば、鮮人は滿人よりも遙に多く、約七對三の割合を示してゐる。

次に、移住者の原籍地別内譯を見るに、地理的關係に因り、北鮮（咸鏡北道、咸鏡南道）出身者最も多く、全體の約五割を占めてをり、次は西鮮（平安北道、平安南道、黃海道）の出身者多く、殊に安圖縣附近には平安北道出身者が多い。次で南鮮（慶尙南道、慶尙北道、全羅南道、全羅北道）、中鮮（江原道、京畿道、忠清北道、忠清南道）の順序となつてゐる。

現居住者の經過年代は、普通三代乃至四代の者が多く、而してその聚落の最も古いのは和龍縣であり、懷慶街（開山屯の北約八キロ）、瑞甸里（龍井の東十キロ）等が著名である。

回 答 者

松山鶴一（舊名 李相夏）

現在滿洲國赤十字社間島省支部主事を勤め、延吉街新安區公園路に居住してゐる。原籍は慶尙北道、教育界に職を奉すること二十年、公學校長を経て五年間江原道廳に於て社會事務を掌り、康徳二年來滿、間島省公署に於て社會教化事務を擔當してゐたが、康徳六年二月現職に轉じたものである。當地方に於ける鮮系有力者の隨一であり、本年五十七歳である。

姜 秉 喆

原籍咸鏡北道富寧、大正八年來滿、大正十年外務省巡查となり、治外法權の撤廢に當り滿洲國に轉入し、引續き本年迄警察官として活躍しつゝあつたが、本年退職と同時に印刷業を開業今日に至つてゐる。延吉街進學區協和路に居住、本年四十五歳である。

金 昌 吉

咸鏡北道慶興の出身、大正十五年來滿、大同二年頃迄瑛春に於て教鞭を採つてゐたが、同年協和會に轉じ、引續き今日に及んでゐる。延吉街河東區河東路居住、本年三十七歳

崔 武

咸鏡北道慶源郡出身、現在鮮滿日報社間島支社長、大正十一年來滿、約二年間龍井間島日報社に勤務、後、都合により歸國し、教鞭を採つてゐたが、更に昭和八年再度來滿、前記鮮滿日報社に入社し、圖們支局を経て當地に轉じた。本年三十七歳である。

輯安地方の概況及沿革

輯安は鴨綠江を隔て、朝鮮の滿浦鎮に對し、紀元四二七年今から千五百年前まで高句麗王朝十代の都したところである。今尙數限りなき古墳を存し、内壁に壁畫を有する數多くの大きな古墳に高句麗時代の文化をしのばせるが、その民族は或は南に移動して朝鮮人の始祖となつたと言ひ、或は北に移動して滿洲人となつたと言ひ、今日では高句麗民族の跡をたづねる由もない。輯安地方は他の地方と共に光緒二年（今より六十六年前）禁が解かれるまで所謂封禁地帯として人の入ることを許されなかつた。まだ封禁が解かれないとき今から八十年程前山東人王武忠が馬賊となり禁を犯して部下を連れてこの地に入り、朝鮮人にして私にこの地に入り開拓に従事した者もあり、王武忠は朝鮮人の開拓者の招致に意を注ぎ、非常な保護を與へたといふ。その後朝鮮に大凶作のあつたとき食を求めてこの地方に移住した者あり、東學黨の虐殺事件のとき難を避けてこの地に逃れ、日韓合併に不馴で移住して來た者もある。現在輯安にはかうした事情で朝鮮人が相當住んでゐるが、何れも新しく移住して來た者であつて、昔の高句麗の風俗の面影は跡形もない。

回 答 者

柳澤昌幸 鮮人 四十七歳 學校組合副組合長 輯安街東盛區門牌第一四七號
 京畿道楊州より平安北道江界郡滿浦鎮に移住し、更に大同二年同所より本縣に移住して來た。もと憲兵隊に勤務してゐたが、その後學校組合副組合長となり現在に至る。

福島三省 鮮人 五十五歳 燒酎釀造業及米穀商 輯安街東門外
 康徳二年平安北道博川郡より移住し、爾來燒酎釀造業、米穀商を營み現在に至る。

金本燦周 鮮人 四十六歳 綿布商 輯安街東門外
 康徳四年平安北道安州郡より移住し、爾來綿布商を營み現在に至る。

親 族

第一節 親族の種類及び範圍

一 親族の種類

(1) 「親族はどのやうに分けてゐるか」 親族を親戚と俗稱してゐる。親とは本族即ち同姓同族(男系子孫)を指し、戚はそれ以外の者で次の三戚に區別してゐる。即ち

- 1 母の親戚關係——外戚(これを外家とも稱してゐる——安東)
- 2 妻の親戚關係——姻戚(これを查家とも稱してゐる——安東)
- 3 母の姉妹の親戚——姨戚

がそれである、又普通三族と言ふのは、本族、外族(外戚)、妻族(姻戚)を指し、姨戚は外戚の中に含めてゐる。

(2) 「次の語は夫々同一のものを言ふか」 宗親と言ふ名稱は一般には使用しない。即ち主として王族の本家と呼ぶ敬語として使用されてゐる。但し咸鏡北道方面に於いては、同族の間に於いてのみ使用するものもある。

やうであるが、一般には宗氏と稱して、これとは區別してゐる。

父族、母族、出贅族、妻族等の言葉は使用されてゐない。只一家間と言ふ言葉があるが之は同姓同族相互の呼方である。

要するに、朝鮮に於ける親族の稱呼は、滿洲に於けるそれとは殆ど異なつてゐる。

二 親族の細別

(1) 「親族は更に姥娘家、姨娘家、老丈人家、姑娘家、兒女親家に分けてゐるか」 これ等の言葉は使用せず、單に姨と姑とに區別してゐる。又親族の親疏は、有服、無服によつて區別するが、その範圍は、漢民族の五服の制と同様である。即ち自己を中心として上五代、下五代（共に己を含めて）である。これを俗に同高祖八寸と言つてゐるが、これは八親等と言ふに等しい。

(2) 「外親は更に姑舅親、兩姨親に分けてゐるか」 かうした分け方はしない。此の兩者を總稱して表親と言つてゐる。又服喪の關係は、母方はその兩親及兄弟とし、妻親はその兩親に限られる。

三 姻親の意義

(1) 「姻親と言ふ語を用ゐるか」 姻親とは言はず姻戚と稱してゐる。（單に姻ともいふ——安東）。姻親と言ふのは、妻方の親戚を指す。

(2) 「同宗の男子の配偶者にして己れと血統關係のない者（例へば父の兄弟の妻、子の妻、甥の妻）は姻親

と稱するか」 一般に區別せず、親戚の中に含めてゐる。

四 血親の配偶者の血親相互間

(1) 「子、孫の妻の父母、祖父母と自身（俗に親家、親家母と稱する）」（姻にして親に非ず——安東）

(2) 「兄弟姉妹の配偶者の兄弟姉妹と自身」

(3) 「子又は孫の妻の兄弟姉妹と自身」

これ等は親戚の中には含めない。一般にこれを查頓（男女に拘らず）と稱してゐるが、その意味は、親戚ではないが親戚附合をするものと言ふことである。

五 繼母と親族關係

(1) 「繼母は子に對し生母と同様の親子關係があるか」 その親子關係に付ては、感情上多少の差異あることは致し方がないが、何等生母と異るところはない。

(2) 「己れと次の者は親族關係があるか」

(イ) 「繼母の父母」 有る。

(ロ) 「父の繼母の父母」 有る。

(ハ) 「繼母の兄弟姉妹」 有る。

(ニ) 「父の繼母の兄弟姉妹」 有る。

- (ホ) 「繼母の兄弟姉妹の配偶者」 有る。
- (ヘ) 「父の繼母の兄弟姉妹の配偶者」 有る。

以上すべては厳格な意味の親族関係ではないが、一般に外戚と同様の関係が発生すると考へられてゐる。

六 童養媳との親族関係（朝鮮では豫婦といふ。）

- (1) 「童養媳と次の者は親族関係があるか」
- (イ) 「未婚夫」 無し。
- (ロ) 「未婚夫の父母、兄弟姉妹」 無し。
- (ハ) 「未婚夫の兄弟姉妹の配偶者」 無し。

(2) 「親族関係ありとせば、妻と同様の親族関係に立つか」 親族関係がないので立たない。

朝鮮では童養媳とは言はない。即ち豫婦と言つてゐるが、その性質は略童養媳と同じであり、「ミムメマリ」と呼び、少時より未婚夫の家に引取られて養育され、相當の年齢に達した時始めて結婚させる。従つて、結婚に至る迄の期間は、妻でもなく、又養女でもない。單に寄食してゐると言ふに過ぎないので、收養による親族関係は発生しない。

ミムメマリの發生原因としては

- 1 結婚の資力に乏しい者

2 未婚夫の家が勞力不足の場合

3 未婚夫の家で其の才能を愛し、他家に嫁入ることを防がんとする場合

に行はれるのが普通である。但し今日では、此の方法は漸次減少の傾向が窺はれる。その原因は、知識の向上による當事者の自覺にあること勿論である。

七 前夫の子女との親族関係

(1) 「母が再婚の時子女を伴れて行つた場合」

- (イ) 「子女は母の後夫の姓に改めるか」 改めない。

母が再婚の時子女を伴れて行く場合はある。然し其の場合と雖、男女共母の婚家先の姓に變へることはない。それは血族關係の紛亂を極度に懼れるからである。

(ロ) 「後夫の姓に改めた時」 前記の理由によつて此の場合は考へられぬ。

(ハ) 「後夫の姓に改めない時」

- (A) 「後父（義父）とは親子關係があるか」 有る。（無い——安東）

(B) 「親子關係ありとせば生父子關係と同一か」 同一ではない。

(C) 「同一でないとするればどんな點が違ふか」 服が軽い。それは相續關係が全然ないからである。（義父と稱するのみ。義として父として仕へる——安東）

(D) 「後夫の先妻の子女(異父異母)とは兄弟姉妹の関係があるか」 無い。
(E) 「生父と後父との間に生れた子女(同母異父)とは兄弟姉妹関係があるか」 無い。

後夫との関係は繼父とも言ふが一般に義父と呼び、同居して居れば喪にも服する。昔は不同居の場合でも喪に服してゐたさうであるが、今は同居に限るやうである。又後夫との間に生れた子女とは義兄弟姉妹の関係が発生する。但しこれは實質的な親族関係ではない。喪に服すると言ふ人もあるが、喪に服するのを見たことはない。

(ニ) 「後夫の姓に改めた後、生父の姓に回復してその家を離れる(歸宗)ことができるか。」 母と共に先方に行くことはあるが、姓を換へることは絶対にないので、此の問題のやうなことはあり得ない。

(2) 「母が再婚の時子女を伴れて行かない場合、子女は次の者とは親族か」

(イ) 「母の後夫」

(ロ) 「後夫の先妻の子女」

(ハ) 「生母と後夫との間に生れた子女」

松山——以上の三問題に付て、假令不同居の場合にしろ、義父子としての関係はある。金、妻——関係はない。

(安東も後説)

八 妾との親族関係

(1) 「妾は夫(老爺舊律に所謂家長、以下同じ)の姓を冠するか」 冠しない。妻でさへも夫の姓に改めな

い。又夫の姓を冠しない。従つて妾は尙更さうしたことはない。

(2) 「妾及び妾の親族は、妻の場合に比し、夫の親族に対する親族関係の範囲は狭いか」 狭い。

(3) 「妾は左の者とは親族か」

(イ) 「夫の父母、祖父母」 然り。(否——安東)

(ロ) 「夫の父母の兄弟、姉妹及びその配偶者」 然り。(否——安東)

(ハ) 「夫の兄弟姉妹及びその配偶者」 然り。(否——安東)

(4) 「妾の父母兄弟姉妹は、左の者とは親族か」

(イ) 「夫」 否。

(ロ) 「夫の親族」 否。原來妾は本妻に子供がない時、繼嗣を得る目的の下に納れるものであつて、昔は

「禮曹」(今の司法)に願出で、その許可を得て始めて妾が妻としての待遇を受けることが出来るやうになつてゐたものである。従つて、繼嗣を得る目的の爲に聘したものに限り妻として待遇した。親族関係も従つて此の區別に依り差異を有したことは當然であるが、正妻に比較する時は著しく狭い。殊に金錢を以て聘した者は、概してその代償として、義務を重く要求せられてゐたので、實家との関係なども、出嫁と同時に絶つのを普通としてゐた。但し家内に於ける妾の地位は、家族と毫も異なるところなく、若し子供でもできれば、その地位は一段と強化される。又妾は現在でも本妻を「君母」として、これが死ねばその喪に服するのが普通である。

(5)。「左の者は親族か。親族だとすればどう呼んでゐるか」

(イ)「妾の子女と妻」 然り。子は妻に對して母「オモニ」と呼び、妻は子に對して子(アドル)と呼んでゐる。又ところによつては子は妻を大母(クンオモニ)とも呼ぶが、これは實母たる妻よりも上の母を言ふので、祖母(ハルモニ)や伯母を呼ぶ場合にも使用される。

(ロ)「妾の子女と他の妾」 然り。區別して呼ぶ時は妾の生地の名を冠する。

(ハ)「妻の子女と妾」 然り。子女は妾に對しては庶母(チヨグンオモニ)又は單に母と言ふ。妾は正妻の子女に對しては單に子(アドル)と呼ぶ。

(ニ)「妻の子女と妾の子女」 然り。相互には長幼の序により姉と云ひ、弟妹と呼ぶ。以前は妾の子を幾らか軽く見てゐたが、今は殆ど差別しない。今から三十七年前に此の差別は撤廢された。

(ホ)「妾の子女と他の妾の子女」 然り。呼稱は右と同じである。

(ヘ)「妻と妾」 然り。妾は正妻に對して俗に姉と呼ぶ者があるが、中流以上の家庭では普通女君或は君母(マーナニム)と呼ぶ。正妻は妾に對してはその生地を呼んだり、若し子があればその子の母親と呼んだり、或は單に妹と呼んでゐる。之も中流以上の家庭では使用しない。

(ト)「妾と他の妾」 かうした例を知らないで、どう呼んでゐるのか分らない。(姉妹と呼んでゐる—安東)

(チ)「認知した姦生子と妻」 然り。本妻に對しては必ず母と尊敬して呼ぶ。子に對しては多少感情の差異はあらうが、子と呼ぶのが普通である。

第二節 家

第一項 家族の範圍

(1)「家族は同姓の親族に限るか」 原則としては同姓であるが、結婚によつて入家した女は、改姓しないのが普通であるから、これだけは異姓でも家族となる譯である。

(2)「童養媳豫婦は」 家族ではない。滿洲に於ける童養媳を、朝鮮では豫婦と稱してゐるが、同居してゐても、正式に結婚する迄は、家族として認めない。

(3)「異姓の親族で、永久に同居生活を爲す目的で同居する左の者は家族か」

(イ)「妻の父母」

(ロ)「結婚した娘で、夫の死亡に因り獨立して生活し難い爲、實家(母家)に歸つた者(此の場合實家へ歸つて實家の姓に改めることがあるか)」 異姓の親族にして、永久に共同生活を爲す目的で同居する妻の父母を家族と見るや否やに付ては二説あつた。松山——外孫奉祀とは一般に流行する言葉である。先賢李珂氏(栗谷先生)の外孫奉祀を始め、士家に於ても妻の父母にして無後の場合は奉祀してゐる。これは道德上の美風で

あつて、親類の子を養子とするよりも自己血統の女の子孫をして奉祀せしむるを當然と思ふ。況んや他に養子のない場合においてをや。故に、妻の父母は家族と見るべきであらう。姜、金——扶養はするが家族ではなからう。(家族ではない——安東)

又出嫁した娘が、夫の死亡に因り、生家に歸つた場合には、家族として取扱ふ。此の場合朝鮮本土に於ては、戸籍令が施行されてゐるので、復籍の手續を必要とすること勿論であるが、當地方では、無籍者が多い爲に、その手續を必要としない者が多い。

(ハ) 「贅婿」 否。

(ニ) 「養老女婿」 否。

(ホ) 「女婿」 否。

(ヘ) 「外孫(娘の生んだ子女)」 否。

(ト) 「母の再婚に従つて來た子女」 否。

(チ) 「家族たる婦女の生んだ私生子」 否。

右は共に同姓でないからと言ふ原則に従つたものである。又私生子は非常な不名譽として、便宜他人の籍に入れるか、養子にやるかして自分の手許では育てない。

(4) 「長く勤めた奴婢にして歸る所のない者は家族か」 否。

(5) 「右の外家族となる者があるか」 無い。

第二項 家長と當家的

一 家長となるべき者(當家的と區別して書くこと)

(1) 「一家中輩分の最も尊い者が家長となるか」 否。

朝鮮では、家長と言ふ言葉は、一般的には「旦那様」を意味し、妻妾からは夫を意味し、雇人からは主人を意味する。従つて、滿洲に於ける家長に相當する言葉は、朝鮮に於ては戸主である。(註 家長といふ語は朝鮮同様支那でも従來雇人の主人に對し、妾の夫に對する語としても用ひられてゐる。) 然して戸主となるべき者は、朝鮮に於ては家督相續制を採つてゐるので、長門長子(直系の長男)が繼承するのが原則であつて、輩分關係などは一切考へられない。又輩分などと言ふ言葉も使用されてゐない。従つて、同族中に輩分高い者又は才幹ある者或は年齢の多い者があつても、長子でない限り戸主とはなり得ない。只長子が幼いとき、その後見者となり得るに過ぎない。故に朝鮮に於ける戸主の地位は、専らその身分により定まるのである。「戸主といふ語は日韓合併後日本民法の影響によるのではないか」 それ以前から戸主と言つてゐる。「輯安」 總て同様。

(2) 「輩分才幹を問はず正妻の子がなるか」 然り。

戸主たるには、本妻の子であることを必要とする。庶子は本妻に男子なき時始めて戸主となり得るのであつて、その地位は本妻の子より軽く見られてゐる。然し妾の子と正妻の女のときは妾の子が戸主となる。

(3) 「家長は原則として男子がなるか」 然り。女子は絶対に戸主になれない。これは女子は必ず出嫁して他人となると言ふ觀念の具現である。若し一家中に一人も男子がなくなつた時、始めて母親などが戸主となることがある。此の場合これを「召史」と呼び、その上に夫の姓を冠する。即ち金姓に於ける「金召史」と言ふが如きがそれであるが、此の召史の意義は瞭かではない。

二 家長の障碍ある場合

(1) 「家長が老病其の他の事由に因り、家務の管理を欲せず、又は不可能なとき、何人が家長を代理するか」 如上の事由に因つて、戸主が家務を見る能はざる場合の代理順序は一定してゐないが、多くの場合、次の戸主となるべき者、即ち戸主の弟とか叔父などがなり、子が幼なければ母が代理することもある。又戸主が指定することもある。

(2) 「右の場合代理する者は當家的と言ふか」 否。
當家的などの言葉もなく、又それに該當する言葉もない。

(3) 「(1)の場合、家長が辭して他の者が家長となることがあるか」 無い。家長は身分によつて定まるのであるから、死亡せぬ限り變更はない。只隱居と同じ立場に立つ場合、家務の處理を代理させることがあるが、重要なことであれば、代理者は常に戸主に相談せねばならない。

三 家長となるべき者未成年の場合

(1) 「家長となるべき地位にある者未成年の場合でも家長となるか」 なる。

(2) 「未成年者が家長となるとせば、未成年者の母又は後見人は、家長に代つて家長の事務を行ふか」 然り。

四 家長の同意權

「左の場合には家長の同意權を要するか」

(1) 「家族が婚約及結婚をする場合」 要する。

(2) 「家族の入繼出繼の場合」

(イ) 「家族が同家中の家族を嗣子又は養子とする場合」 要する。

(ロ) 「家族が他家の嗣子又は養子として出繼する場合」 要する。

(ハ) 「他家の者が嗣子又は養子として自家に入繼する場合」 要する。

(3) 「家族が入贅出贅する場合」 要する。

(4) 「右の外新に家族となり、又は家族が家を去る場合(例へば私生子の入室、寡婦の再婚の場合)」 要する。
(寡婦再婚の場合は不要——安東)

(5) 「家族が分家する場合」 要する。

(6) 「家族が自分の特有財産を處分する場合」 否。要しないが一應相談すべきである。特に相続により得

た財産を處分する場合にはさうである。

(7) 「右の外如何なる場合に家長の同意を要するか」 一般的な觀念よりすれば、戸主にはその家族に對して絶對權があるとされてゐる。故に前掲各種の場合のみならず、すべての決定權は戸主に在りと言ふことが出来る。但し、同族間の同意を必要とするものに付ては、門長(族長)の意見を徴する。

五 家長の權限

「家長は普通の權限を有するか」

- (1) 「外部に對するその家の代表」 有る。
- (2) 「代理を指定して家務を處理させること」 有る。
- (3) 「家族の職業の選擇」 有るが強制することはできない。
- (4) 「家族の就學の決定」 右に同じ。
- (5) 「家族の居所指定」 右に同じ。
- (6) 「家産の管理處分」 有る。家産は戸主の所有に屬し、滿洲の如く共有觀念はない。
- (7) 「家族の私有財産を家の共同生活に利用すること」 本人の承諾がなければできないが、財産の所有形態から見て、かうした場合は多く考へられない。
- (8) 「家族に對する懲戒」

(イ) 「軽い程度の責打」 多くは鞭で膝の下を毆る。

(ロ) 「家中に拘束して外出を禁ずる」 嚴格な家庭に多い。普通十五歳未満の者に對して行はれる。

(ハ) 「家長の命を聞かない者を、家より追出して扶養しない」 かうした例は聞いたことがない。(有る)

—安東—

(ニ) 「不貞な寡婦を離籍して實家に歸らせる。」 有る。

(9) 「家規家法の制定」 有る。

(10) 「右の外如何なる權限を有するか」 右に依れば、戸主の權限は一見非常に強力なやうであるが、實際にはさうでもない。又子供に對する懲戒の如きも、他に親權者があれば干涉しない。故に此の外の權限に就ては考へられない。(祠堂の祭祀の初獻は其の家門の宗子宗孫、即ち直系の長男が之に當る)

六 當家的の選定

(1) 「家長の外に當家的を置くことがあるか」 當家的と言ふ名稱又はそれに相當する名稱がないことは前述の通りであるが、代理を置くことはある。然しこれも少い。

(2) 「有りとせばどういふ場合か」 此の點に就ては、二家長の障害ある場合で述べた(六七八頁)。

第三項 家 産

一 家産の成立

元來朝鮮に於ける家産の觀念は、滿洲に於けるそれとは著しく異なつてゐて、共有の觀念は微塵もなく、すべては戸主の私有財産と考へられてゐる。従つて、弟などから財産の分割を要求する如きことはない。これは、祖先より譲られた財産は、家を保持する爲の財産として、必ず長子が繼承すると同時に、長子はそれを維持經營する義務を負はされるといふことが、一般の觀念となつてゐる。輯安——「家産といふ言葉が朝鮮にあるか」ある。

二 家族の特有財産（小份子）

- (1) 「家族は家産の外各自の特有財産を所有することができるか」 できる。
- (2) 「家族各自の所得は當然家産となるか」 ならぬ。(然り——安東)
- (3) 「當然家産とならぬとせば、如何なる場合に家産となるか」 前述の通り、朝鮮に於ては家督相續制を採つてゐる。そこで、長男を除いた他の家族は、勢ひ自活の道を求めねばならない。此の場合戸主は、それ等の人達に對しては、自活し得るだけの技能、例へばその資力に應じて學校教育を受けさせるとか、或はその他の方法を講じてやらねばならない。獨立に際しては、多少の財産分與は行ふが、大部分はその働いて得た収入によつて自活の道を講ぜねばならないので、各自の収入は、戸主を除き殆どその特有財産となる譯である。輯安——「分家するときは長男が少し多くとり次男以下には均分する。三人の兄弟が一緒に居れば財産を互に遣ひ、残つた金は戸主に渡す。自分で儲けた金だから自分で貯金するといふやうな事はない。」

三 家産の管理處分

- (1) 「父祖在世中は」
- (イ) 「家産は父祖が管理するか」 然り。
- (ロ)(A) 「家産の處分は父祖が單獨でできるか」 できる。
- (B) 「父祖は子孫その他家族の同意を要するか」 要しない。
- (ハ)(A) 「家産を處分するには單に父祖のみの名義でするか」 然り。
- (B) 「子孫の連署を要するか」 要しない。
- (ニ) 「父祖が家産を繼承人に分與する場合は任意に各繼承人の所得額を定めることを得るか」 できる。但し祖先から受継いだ財産ではなくして兄弟が働いて得た財産と一緒にしたものであればできない。然しかういふ風に一緒にすることはないと云つてもよい。弟等は前述のやうに自ら働いて得た財産は別にしてゐるのが普通だからである。
- (2) 「父祖の死後二名以上の者例へば兄弟で繼承した場合」 かうしたことは、朝鮮では考へられない。
- (3)(イ)(A) 「代行者は家産を管理する権限があるか」 有る。
- (B) 「ありとせばどんな制限を受けるか」 單に代行するだけだから、すべては戸主の指揮に俟たねばならぬ。

(ロ)(A) 「家産の處分は代理者が單獨でできるか」 できない。

(B) 「できないとすれば如何なる人の同意を要するか」 戸主の同意を要する。

(C) 「要するとすれば、同意権者はその同意がなかつたといふ理由で、處分を取消すことができるか」 戸主の同意なく處分したとすれば、それは詐欺行爲である。すべては法律に依つて處断されよう。

(ハ)(A) 「家産の處分は單に代理者の名義とするか」 できない。只世話するだけである。

(B) 「できないとすれば如何なる人の名義とするか」 戸主の名義でやる。

財産はすべて戸主の名義となつてゐるので、その管理は當然戸主がこれに當り、已むを得ない事由が発生した場合始めて代理を置くのが普通である。従つて、その處分は單獨で行はれるが、家族に相談することはある。然し概して戸主の意思が強く働くので、家族の同意の有無は問題とならない。故に同意がなかつたからとて取消することはできない。

従つて、處分は戸主の單獨名義で行はれ、子孫その他家族の連名で行ふこととはない。又戸主がその財産を分與する場合に於ても、その分與額は戸主の任意である。

斯の如く、すべては戸主の權限に屬してゐるので、代行者自身の意思だけでは處分は出來ない。即ち單に斡旋の勞を採るだけで、結局は戸主の名義で行はれる。

四 祖遺不動産の處分

(1) 「祖先より繼承した土地家屋(祖遺不動産)を處分する場合、その祖先より出た他の親族は、先に買ふ權利があるか」 慣習上認められてゐる。

(2) 「若しありとすれば、その親族は、先買の機會を與へられなかつた理由を以て、その處分の取消ができるか」 絶對的ではないができる。

祖先から繼承した財産中には、嚴密な意味で二種に區分することができる。その一種は、祖先の墓地や頌徳碑等に附随した祭田や敷地であり、他の一種は家に附随した、即ち戸主によつて繼承された家産がそれである。故に前者の場合は、同族の共同的性質を帯びてゐるものが多い。但しその名義は、宗家の戸主によつて繼承されてゐるが、處分は勝手にはできない。必ず門中(同族)會議を開き、その同意を待つて爲される。門中の者で自分の家の土地を賣らねばならぬ者が出來たときは、門中の者が會議を開き、多くの場合他人に讓渡することをせず、門中の者で買受ける。實例としても先に他に賣買契約したが、一家門の人に買はせたこともある。従つて、これを勝手に處分しようとしても、門中の同意がなければ、他人も容易に買はないし、假令買つたとしても、門中より抗議があれば取消される場合が多い。墓地や祭田に於て特に嚴格である。然し今では賣つてしまへば法律では致し方がない。實例として高文の試験に合格したやうな立派な人が、門中の先買權を無視して土地を賣つてしまつたので、門中から訴訟を起されたが、結局先に賣買があつたのだから致し方がないといふことになつたやうなこともある。

五 家族の費用の支辨

「家族の左記各項の費用は家から支辨するか」

- (1) 「教育費」 支辨する。
- (2) 「結婚費」 支辨する。
- (3) 「衣服費」 支辨する。
- (4) 「醫藥費」 支辨する。
- (5) 「喪葬費」 支辨する。
- (6) 「その他如何なる費用を支辨するか」 祭祀費、招待費等がある。

六 家又は家族の債務の辨濟

要するに家産は總て戸主の單獨所有であるから、滿人のやうに、家族が家のために債務を負担するやうなことはない。戸主が商賣により、或は遊興などにより債務を負担した場合、假に弟があつても全財産を以て辨濟しなければならぬが、弟が自己の商賣其他で債務を負担しても戸主たる兄は支拂ふ義務がない。但し戸主が道義的に或る程度の辨濟をすることは普通である。従つて外部關係に於ては、當然の權利として、債務者よりその戸主に對し、債務の辨濟を請求することはできない。子の場合、その父たる戸主が、道義的に或る程度の辨濟をなすことは普通であるが、これとても絶對的ではない。妻の贅澤品代の場合に於ても略同様である。唯子が不法行

爲によつて他人に損害をかけたときなどは親としての義務性が他の場合より強く親が拂ふべきだと思ふ。

七 家産の所有權

家産の所有權が、家族全體のものではなく、その戸主の所有するものであることは前述のとほりである。この點滿系の家産所有觀念とは著しく異つてゐる。従つて、戸主たる父祖在世中は、戸主一人の所有であり、その戸主が死亡した時初めて繼承する。此の場合他の者へも若干分與することはあるが、その額は尠ない。故にかゝる結果として、長子以外は、假令収入があつても、家へ入れることは殆ど稀であると言つてよい。「これは日本民法の影響を受けたのではなからうか」 日韓合併前よりすつとかういふ慣習である。

第四項 家の設立及廢止

一 分家の意義

(1) 「分家とはどうすることを言ふのか」 慣習上は生計を異にし、起居を別にすることである。然し現在では府尹面長に分家の届出をすることである。(籍を分けることである——安東)

(2) 「分家する者は、財産ある場合必ず分産するか」 必ずではない。次男以下には、その幾分かを分與してやる例もある。

(3) 「分家後も引續きもとの家に居ることがあるか」 居ることはない。

二 分家の原因

(1) 「次の場合には多く分家するか」

(イ) 「人数多くして生計に困難なる者ある場合」 然り。

(ロ) 「家族間不和の場合」 然り。

分家は多くは獨立の生計を営み得ることが條件として行はれる。これは、長子相續制に依るからである。勿論従前は、支那思想の影響を受けて、分家しないことが美風とされてゐたが、甲午更張(四十六年前)以來、漸次變り、次子以下は結婚して子供ができ、且つ獨立の生計を営み得るやうになれば、殆ど例外なく分家するやうになつた。此の外、不和の場合も分家することがあるが、これは例外の部類に屬する。(私の祖父は兄弟五人あつたが同居してゐた——松山)、又家族間の不和も分家の原因として擧げることができる。其の他、例へば、漢民族の分家の場合に於ける多くの原因は、慣習の相違に因り考へられない。

三 父母生存中の分家

此の問題に付ても、相續様式の相違に因り、漢民族とは著しくその趣を異にしてゐる。即ち戸籍制度の嚴存によつて、戸主たる父母がその在世中、相續人たる長男と分家することはできない。長男以外の者であれば、各々獨立の生活を求めて分家することが普通である。

四 「家長が家を廢して家族と共に他の家に入ること(廢家)ができるか」 次の場合には認められてゐる。

分家以後、その本家の者が死に絶えて繼承する者がなくなつた場合には、分家してゐた次子が、本家に歸つて

來て相續する。本家の家系を極めて重視するからである。

五 「家長死亡後宗祧繼承人を立てないこと(絶戸)があるか」 繼承人がなく、已むを得ず絶家することがあるが、多くの場合立嗣して相續させる。

第五項 家の構成と大家族制

一 家族の世數と人數

(1)(イ) 「調査地域で、累代同居家族の世數は普通幾世か」 累代同居はない。それは大家族制を採つてゐないからである。殆ど同一系統の、然も直系に限られた數世に依つて構成されてゐるのが常態である。

(ロ) 「最も多いのは幾世か」 最も多いのは五世ぐらゐである。回答者姜氏の家が五世八人となつてをり、これは、自己を中心として上二代、下二代の直系尊卑屬であり、長子のみで、他の者は既に分家してゐる。姜氏の祖母は八十九歳で現存してゐる。

(2)(イ) 「現在同居家族の世數は普通幾世か」 三世。

(ロ) 「最も多いのは幾世か」 五世

(3)(イ) 「同居家族は普通幾人ぐらゐるか」 七、八名内外。

(ロ) 「最も多いのは幾人か」 十名ぐらゐ。

(ハ) 「右の最も多い家族は、如何なる人々により構成されてゐるか」

妻氏の場合

祖母——父——己——子——孫
母——妻——妻——孫

二 大家族の仕事の分擔

大家族制ではないから、かうしたことは考へられない。

三 大家族の變遷

前述の如く、四十七年ぐらゐ前迄は、尙支那思想の影響を受けて、數世同居を以て誇りとしてゐたが、最近に於ては、獨立自營の思想漸次旺盛となり、次男以下は、獨立の生計を求めて家を出ることが普通となつた。従つて今日では、大家族は殆ど見られない。松山——昔は九世同居張公藝の美風を慕ひ朝鮮にも大家族があつた。他一同——昔から大家族は知らぬ。

第三節 族 制

一 同族の意義

(1) 「同族とはどういふ者を言ふか」 有服親を指して言ふ。(同貫同姓にして同一の族譜にあるもの——安東)

(2) 「同族と同宗とは普通區別して用ゐてゐるか」 松山——區別して用ゐてゐる。姜——或は松山氏の言

はれるやうな區別があるかも知れないが、自分等は同じやうに使つてゐる。

(3) 「區別してゐるとせばどういふ點が異なるか」 松山——普通には有服親を同族と言ひ、無服親を同宗と言つてゐるが同姓同派を同族、同姓異派を同宗と云ふのが原則である。故に同宗は同族よりも範圍が廣い。自分の家系は、三百六十餘年前の祖先李擢英に始まり、今日迄十二代、李擢英は號を忠孝堂と稱して書院があり郷中の他姓士族等が祭を行ふのであるが、李の直系同派を同族と言ひ、派を異にする者(傍系)を同宗と言つて區別してゐる。

「輯安」——十寸以内は同族、十寸を越えたら同宗と言ふ。昔公金を費消した者から追徴するときは十寸以内の者から追徴した。

二 同族と同姓

(1) 「同族の者は必ず同姓か」 然り。普通これを同本同姓と言つてゐるが、同本とは同一祖先に發祥する同族と言ふ意味である。但し同族中にも異姓の者がある。これは「封君賜姓」に因るのであつて、昔は功臣に對して皇帝より特に姓を賜ることがあつた。故に同族にして異姓を有する結果となつたが、これは一種の特例に屬する。例へば金海の金に許姓を賜り、柳孝全に車姓を賜り本貫を黃海道延安に定めた如きその例であつて、異姓にして且同族の者が出來た。

「輯安」——一族中罪を犯した者あり累の及ぶことを恐れて姓を改めた者もある。

(2) 「同姓の者は同族か」 必ずしもさうではない。

(3) 「同姓の者にして同族でない者ありとせば、同族なりや否やは、何によつて識別するか」 族譜があつて一目して分るやうに區別されてゐるし、戸籍には本貫が書いてあるから、何處出身の者であるか、従つて同族であるか否か分る。又同族であるかどうかを知ることは、社交上の一要件とさへなつてゐるので、此の間の區別は皆の間に知られてゐる。同時に異姓にして同族の場合も、普く知られてゐる。例へば、文化の柳と車、金海の金と許、濟州島の高と夫と良、安東の金と權と張、晋州の姜と鄭と河等がそれである。尤も右の中、晋州の姜と鄭と河とは義兄弟であり、姜家より鄭家と河家に養子に行つたと言ふことである。従つて、此の分だけは今では結婚してゐるだらう。

「輯安」——「文化」「全州」「旌善」の柳、車は本貫は異なるが、何れも同族であるから結婚できぬ。

三 同姓同族の者と部落

(1) 「同姓同宗の者のみで部落を形成してゐるところがあるか」 間島にはないが、朝鮮には澤山ある。彼等は異姓に對しては土地を賣らぬので、異姓の者の入り込む餘地がなく、中には千戸ぐらゐの部落もある。(安東——鐵山郡全部は河東の鄭姓によつて形成せられ、その人口は十二萬餘に達してゐる)

「輯安」——南鮮方面には同族のみの部落が多いが最近崩れかゝつた。これは同族の觀念が強、自分の家に子があれば皆近くに住ませる。他姓の者がは入つても折合はず面白くないから來ない。「土地を同族以外の者

に賣つたり貸したりしないから入り得ないのではないか。」それもあつた。事實同族以外の者が土地代金を多く出すからと言つても賣らなかつた。「最近崩れかゝつてゐる理由は。」昔は同族の者が團結して他の同族の者と争つたやうなこともあつた。然し最近では同族の觀念が次第に薄らいで來たからである。

四 蒙古人の貴族(略)

五 同族の構成

(1) 「左の者は同族か」

(イ) 「異姓から收養した養子女」 否。異姓からは養子(立嗣)しない。

(ロ) 「贅婿」 否。

(ハ) 「養老女婿」 こんな言葉もない。但し男の子が幼いとき成年になるまで女婿として面倒を見させることはある。然しこれは同族ではない。

(ニ) 「同族間の姦生子」 非常に恥とされてゐるので、墮胎させるか、殺すか、或は他の方法を探つて、決して養育しようとしなない。

(ホ) 「同族者と異姓者間の姦生子」 認知した者は男親の方に引取り、男の同族として育てる。

(ヘ) 「三歳以下のとき收養せられた子女」 同族とは見ない。

(2)(イ) 「同族の人数は普通大凡どのくらゐか」 當地方には概して新しく移住して來た者が多いので、當

地方だけとすれば極めて少ない。又北鮮にしろ、最も古いので約三百六十年を出でない。會寧の例で言へば、最初會寧には七姓が移住して来たが、今日最も繁昌してゐるので千五百戸ぐらゐ、少ないのは僅かに百戸ぐらゐに過ぎない。

「輯安」——朝鮮で同族の人数の最も多いのは李、朴、金、安、鄭、崔である。自分の知つてゐる例でも二、三千人の同族の部落が相當ある。

(イ) 「各應答者の同族の人数はどのくらゐか」

松山氏 南鮮出身であり、故郷には約三百戸、千五百人ぐらゐの同族がゐる。

姜氏 十六代以前の先祖が北鮮に移住し、子が三人あり、二番目の子の姜熙弼が會寧(清津附近)に移住して来た。そして一家を創立今日に至つてゐる。それが文祿役の直前、即ち今より約三百六十年以前であり、二十年前に重補された族譜によれば、約八百戸あり、一戸平均五人とすれば四千人となる。熙弼以下を同族と言つてゐるが、三百六十年の間にこれだけの人数になつた譯である。會寧に同じ頃入つた者も、同族の数は、少いの百戸位、多いので千五百戸位になつてゐる。

崔氏 慶州出身であり、自分迄十六代、約四百戸二千餘人となつてゐる。

權氏 自分の派では三百戸で、一戸平均五人とすれば千五百人となる。安東の權には十二派がある。

六 族長の資格

(1) 「どんな資格を有する者が族長となるか」 族長と言はず門長と言つてゐる。門長には、同族中の年長者や輩分の高い者がなるのが普通で、長男の系統の者がなるのは少い。徳望ある者をする事は知らない。

權、松山——自分の同族では年長者がなる。姜——自分の同族では輩分の高い者がなる。同じ輩分なら年長者がなる。自分は十一代だが、まだ九代の者もある。故にその子孫が代々門長になる結果になる。

「輯安」——一定せず各同族により異つてゐる。門中の最年長者、輩分の高い者、社會的地位ある者、長男の系統の者がなるなど一定してゐない。

(2) 「族長はどんな方法で定めるか」 門中會議で決める場合が多い。門中會議は普通一年に一回行はれる。その期日、場所等は、概ね門中の規約に依つて豫め決定されてをり、その時には同族の者が各地より集合し、その年の各種議題を會議をする。議題は豫め門中の有力者と相談するので、殆ど異議なく決定し、穩なものである。且つ一旦決定されたものは皆それに服従する。

「輯安」——同族の會議で決定する。

七 族長の権限

(1) 「族長は左の権限を有するか」

(イ) 「同族の祭祀の主宰」 無い。同族の祖先の祭祀は宗孫(長門の長子に依り、各家の祖先の祭祀は各家の宗孫に依つて行はれ、門長は關係しない。(安東——有)

- (ロ) 「族産の管理」 無い。宗孫に依つて管理される。
 - (ハ) 「族産の處分」 できない。
 - (ニ) 「族人に對する懲戒」 有る。(安東——無し)
 - (ホ) 「族規の制定」 有る。
 - (ヘ) 「族人間の紛争の解決」 有る。
 - (ト) 「親族會の招集及び主宰」 有る。(安東——無し)
 - (2) 「其の他どんな権限を有するか」 門長の権限は極めて薄弱であり、多くは同族の長老として、種々の相談を受ける立場に立つに過ぎない。又その権限にしても絶対的ではない。
- 「輯安」——門内に關係のあることは門長の指圖によるので、同族間の紛争の調停とか同族の者の處罰權を有するのみならず、子を嫁にやるときも門長の了解を得ねばならぬ。

八 族長の更迭

- (1)(イ) 「門長は辭任することができるか」 できる。
- (ロ) 「出來るとすればどういふ場合か」 年を取つたり、病氣をしたりした時であるが、かうしたことは非常に尠い。
- (2)(イ) 「門長を辭任して他人を門長とすることが出来るか」 さう勝手には出來ない。必ず門中の總意に

よらなければならない。

九 同族内の紛争解決と懲罰

- (1) 「同族間の紛争を同族間で解決する場合如何なる方法によるか」 主として門中會議が招集される。然して此の場合の門中會議は、一年一回同族全部が集まる門中會議とは別に、臨時に有服(八等)親ぐらゐ迄の同族を招集して行ふのが普通である。従つて最近では、門中全部の同族會議は、殆ど祖先の祭祀とか門中財産の處分に限られるやうになつた。然して此の祭祀は、普通陰曆の九月九日に行はれ、然らざる場合は、同月十九日か又は二十九日に行はれる。これを俗に三九日と言つてゐる。
- (2) 「同族に於て族人に對し懲罰することが有るか」 有る。
- (3) 「有りとせばどういふ場合か」 例へば、同族間の姦生子ができた場合他へ追出したり、或は下の輩分の者が尊輩者に對して暴行を働いた場合等に行はれる。
- (4) 「何人がどういふ手續によりするか」 門中會議を招集し、その決議に依つて行はれる。
- (5)(イ) 「族籍より除外し、族譜よりその者の名を削除することが有るか」 松山——出來ると思ふ。姜——實例は知らぬ。實例はないだらう。
- (ロ) 「族籍に入ること拒み、族籍に入ること許さぬことがあるか」 同姓で結婚することもないであらうが、若し結婚した場合その妻子を族譜に入れることを拒むことはできる。

(6) 「その他どんな種類の制裁があり、その制裁はどういふことをするか」 訓戒、その村の退去、絶交等がある。

一〇 族人の救済

(1) 「族人中貧困に因り生活、就學、婚姻又は葬送をすることができない者に對して同族で救済扶助するところが有るか」 有る。これは多い。

(2) 「ありとせばどういふ方法に依るか」 門中に積立金を有する時はその基金中より適宜支出し、然らざる時は同族が應分に負擔し、或は特志家の義損に俟つなどの方法を探つてゐる。

輯安——同様。尙頭腦の優れた者に對しては同族の財産で學校へやることもある。

一一 同族内の内規

(1) 「同族内で規約を定めてゐるものが有るか」 有る。

(2) 「有りとせば如何なる内容かその實例を示せ」 成文になつたものは殆どない。假令あるとしても、それは殆ど郷約より採用されたものである。郷約とは古來郷村の自治制を規約した成文であつて、それは昔宋の藍田呂氏郷約に基いた次の四大事項よりなるものである。即ち徳業相勸、患難相救、禮俗相交、過失相規がそれであり、更に此の各項には詳細な細目があり、行政的な規約としては殆ど完備したものと云はれ、従つて同族間の規約は、殆ど範をこれに採つてゐると言はれてゐる。

(3) 「規約を定め又は訂正するには如何なる手續きに依るか」 門中會議の席上で決定する。

一二 族

(1) 「同族は族譜を有するか」 有する。但し中流以下にはない。此の外に「派譜」「家承」などもある。妻、李、金、崔——何れも自分の家には族譜がある。

(2) 「族譜の記載事項」

(イ) 「どんな事項を記載するか」 二十歳以上の男子の氏名、生年月日卒年月日、墓地の所在地などを記載する。尙官吏であれば役名を書き、有名な者は別に摘記して略歴などを族譜の初めに書いて置く。

(ロ) 「妻及び女を載せるか」 妻はその姓、生地、父の名、生年月日、卒年月日等を記載するが、娘は出嫁した者のみ、その婚の名を記載し、出嫁先を瞭にするが女の名は書かない。

(ハ) 「同族でない者を載せることがあるか」 配位の父の姓名(母の父、妻の父等)及娘の婚は記載する。

(ニ) 「同族の者を載せないことがあるか」 原則としてはない。只族譜を作成する際、登載者一人に對してくらくらと一定の冠錢といふものを徴収する。故に貧乏な者で此の冠錢を出せない者は結局登載されない。

(3) 「族譜は誰が管理するか」 別に管理者として定められた者はない。即ち族譜は木版で以て多數印刷し、それを實費で頒布するので、各家共殆ど持つてゐる譯である。只原本は宗孫が必ず備付けておく。

(4) 「族譜の記載方法」

(イ) 「記載すべき事項ができたときその都度記載するか」 その都度ではない。
 (ロ) 「一定の時機に纏めて記載するか」 族譜の補修は普通三十年に一回が多い。これは三十年を以て一世とするからであるが、必ずしもこれに拘泥することはない。但し必ず十年以上である。族譜の作成は今日大掛りで行はれて居り、之をまとめることが大變だからである。殊に此の族譜に通曉してゐることは、交際上の必須知識とさへ考へられてゐるので、一部では一種の學問視されてゐる。従つて、各族共これを非常に重視し、族譜の完璧を期する結果、中にはこれを以て生活の手段とさへしてゐる者がある。そして今日龐大に繁榮し、且つ各處に散在する同族を全部網羅する爲、同族の最も多く居住する地を選んで「某州某氏世譜事務所」と言ふ看板を掲げ、文書を送附し、新聞に廣告して同族に周知せしめ、申込書の受附を開始する。多くは京城に事務所を設ける。此の主宰者は一名のこともあれば數名のこともある。要するにその同族の多寡によつて此の人數には増減がある。但し最もよく同族の情況に通曉してゐることが必要である。此の主宰者は先づ登載すべき各同族に對し、それ／＼單子と稱する申込書を送る。そして「收單有司」なる者が澤山あつて、これが出張して單子を集め、且つ登載希望者からは一人につき一定の冠錢なるものを取る。もとは結婚しないものは登載しなかつた。今では結婚しない者でも二十歳以上の者であれば一律に登載資格が認められる。

族譜の記載方法は、後記の例に依つて示すが如く、各人の履歴をも記載し、且つ公認せられた功績があれば、墓碑にも刻記することが出来る。左に回答者姜氏の族譜を記載するが、姜氏の祖先は、隋煬帝東征の時、高麗の元帥として、兵馬を率ゐて之を防禦した姜以式である。公は天水縣人、もと漢民族であるが、煬帝元年、隋室攪亂の兆あるを見て海に逃れ、高麗に入り、帝室に出仕した。此の時季子も亦父に従ひ高麗に仕へたといふ。約一千三百年以前のことである。

姜氏の家譜の一部

敏 璜 同	子 升 周	子 士 鎬	子 達 渭
生乙巳八月二十九日	生癸亥正月四日	生辛巳五月二十三日	生甲辰九月三十日
配 忠州 朴氏	配 公州 李氏	配 忠州 車氏	
父 宗 學	父 容 彦	父 若 履	
生辛丑正月二十八日	生甲寅九月二十六日	生甲戌二月十日	女 鄭 錫 鐘
卒辛丑九月十二日			
墓 鷹岩 烽 峴 落 辰 乾 坐			

註 女の下に鄭錫鐘とあるのは婿の名である。

「輯安」——福島——自分の姓は「全」であるが、祖先は千九百年前に遼り、同族の數は萬を越え人數はよく分らぬ。族譜を作るとき京城に事務所を設けて、前の族譜を参考にして全道に通知をして届出させて作つた。

(5) 家譜、家承

此の外に尙「家譜」及び「家承」といふものがある。族譜が各派全部を網羅するに對し、家譜は各自の系統のみを記載する。又「家承」は父祖以上在世中の業績等を記し、尙祭祀の爲上五代の死亡年月日及墓地の墓誌碑文等を記載する。祭祀を五代に止めた理由は、孟子の所謂「君子之澤五世斬、庶人之澤五世斬」から來たものである。澤とは膏澤のことであり、斬とは止めることを意味する。家譜、家承に載せるのは死亡した人のみで、母も載せるが結婚せず死亡した女、未成年未婚で死亡した男は載せない。家譜、家承は祖先の祭をするといふ意味を、族譜や墓碑には祖先の經歷を詳しく書くことは出来ないから、これに詳しく書いて置くのである。尙偉い人は文集を出す。

一三 族産の種類性質

(1) 「一族に左の族産（一族の公産）があるものがあるか」

(イ) 「祠産」 各同族間の公有に係る門中財産がある。而して此の門中財産には、書院に附随するものと祠堂に附随するものがある。書院とは神社の如きものであつて、功勞ある人を祭つたものである。政府が認められたものであるから、門中の人のみならず一般の人も祭るのである。故に、これに附随する財産は、公的性質を帯びたものと見ることが出来る。只此の書院の祭神に併祀（これを配享と言つてゐる）してある場合には、別に此の爲に、祭祀の用に供する財産を附随せしめ、その宗孫に依て管理する場合もある。（李——自分の十

二代目の祖先李擢英は書院として祭られ、忠孝堂と稱してゐる。祭官は門中の人ではないが、單獨位牌であつて廟産は門中の財産である。）又祠堂の祭祀の用に充てる財産は、純然たる門中の共有財産であり、廟産と稱し、やはり宗孫がこれを管理してゐる。尙祠堂の祭神として祖先一人を祀る場合は、これを單獨位牌と言つてゐる。

(ロ) 「義田」 無し。

(ハ) 「祭田」 有るが、これは祠産の中に入る。

(ニ) 「學田」 有るが少ない。尙朝鮮にある學田は、滿洲に於けるそれとは著しく内容を異にしてゐる。

即ち朝鮮に於ける學田は、教へ子が、永久に恩師の恩を忘れぬ爲に、贖金して土地を購入し、恩師生存中の生活の資に充て、死後はその祭祀の費用に充てるものである。

(ホ) 「墓地」 有る。門中の墓地もあるし、家の墓地もある。

(ヘ) 「右の外如何なる族産があるか」 外には考へられない。

(2) 「以上の族産は如何なる目的の爲に設けられたものか」

(イ) 「祠産」 此の財産の収益を以て、祭祀の費用のみならず、門中子弟の教育、祠堂の修繕などに充當する。

(ロ) 「義田」 朝鮮には存在しない。

(ハ) 「祭田」 祠産に含めて呼ばれてゐるので、その目的も同一である。

「輯安」——稀には族産で門中の學校を經營したり、教育費に充てたり、その他門内の有用な事に費する事もあ
る。

(ニ) 「學田」 前述の通りである。

(ホ) 「墓地」 墓地を廣く取るのは、祖先を祀り且つそれに附隨する田地の収益を以て祭祀の費田に充て
る爲である。

一四 祠 堂

(1) 「一族で祠堂を有するものがあるか」 有る。

(2) 「ありとせば」

(イ) 「祠堂は何人が管理するか」 門中から「有司」なるものを推薦してこれに當らしめる。その期間は
大約三年ぐらゐである。有司とは所謂世話役のやうなものであつて、順次交代するのが普通である。

(ロ) 「祠堂の祭祀は何人が主宰するか」 宗孫が主宰する。

(3)(イ) 「祠堂の維持費及び祭祀の費用は、祭田ある場合は祭田の収益を以て充てるか」 然り。

(ロ) 「祭田なき場合は、その費用はどこから出すか」 祠堂に祠産を有しないものは殆どない。若しな
ければ、補宗契なるものを設立し、その基金を以て土地を購入し、或はこれを貸付けて増殖を圖り、その収益を

以て祭祀の用に充てる。その都度醸金するものは殆どない。因に補宗契と言ふ意味は、宗孫の窮を補ふ組合と
言ふ意味である。

「輯安」——祠堂は鮮語で「シャダン」と言ふ。南鮮方面に多い。相當の地位に在る人の家には祠堂がある。

一五 族産の設定態様

(1) 「どんな方法で族産を設けるか(例へば族人の出捐、分家する場合の財産の保留、絶産、絶戸の場合の
遺産、その他各場合を列記すること)」 書院の場合は、政府又は地方の有志に依り創建されるので、その創建
の當初、これが維持の爲に必ず相當の廟産が設定される。又祠堂の場合は、普通門中から金を出し合せ、或は特
に子孫又親戚中で金を澤山持つてゐる人が金を出して門中財産にすることもある。

(2)(イ) 「族産は土地に限るか」 限つてはいないが土地が大部分である。田畑が主で山林は次である。

(ロ) 「土地に限らぬとせば、如何なるものを以て充てるか」 土地を貸したり山林の収益などより生じた
金で祭をし、残りの金を貯金にして族産とすることがある。

(3) 「族産の數額はどのくらゐか」 (どんな同族にどの位の數額の祭田があるか、實例あらば示せ) 別に
決つてはゐない。何十萬と言ふものもあらうが北鮮では二三萬圓ぐらゐのものが多い。(安東——鐵山郡河東の
郷は約三十萬圓ぐらゐの族産を有し、法人組織となつてゐる)

姜——自分の同族では六代以前の墓祭を、宗孫だけにやらせることはいけなないので、門中の出資によつて設定

した。現在では數萬圓の額に上り、祭祀の用に充當しても尙餘りがある。

一六 族産の管理處分

(1) 「族産の管理」

(イ) 「族産は誰が管理するか(例、族長、親族會、又はこれにより選定された者)」 門中財産はすべて宗孫の名義となつてゐるので、普通宗孫がこれを管理するが、又有司なる者を置いて管理せしめることもある。此の場合祠堂の管理者と同一人である。

「輯安」——族産の管理人は別に定める。之を「門執事」と言ふ。二、三年の期間とする。門中の知識経験ある人にさせる。「有司と言はぬか」 さういふ名はない。

(ロ) 「どういふ方法で管理するか」 田や畑は全部小作させる。小作人は門中の困窮者が多く、門中の困窮者を救済する意味で行はれるのが普通である。故に小作料は極めて安く、大體に於て、祭祀の費用以外は皆小作人の取得となつてゐるのが普通である。

「輯安」——門中の貧困者に安い小作料で耕作させる。

(ハ) 「管理に付規約を定めたものがあるか」 成文になつたものはない。殆ど口約である。

(ニ) 「ありとせばどういふ規約か」 その都度必要に應じて決められるが、多くは年一回陰曆の九月九日のお祭りの時に(咸鏡北道では九日の外に十九日二十九日に集ることもある。) 門中が集るので、その席上で

決める場合が多い。内容は單に小作料の額を決定するくらいのものである。

松山——南鮮では陰曆の九月九日に祭をする。十九日二十九日の例はない。祖先の墓祭は必ず陰曆の十月中行ひ門中が集る。門會は大小あり、大は門中の重大事あるとき、小は例會として門長以下有司關係者等が普通陰曆の正月中に集り年中行事を決議する。

(2) 「族産の處分」

(イ) 「如何なる場合に族産を處分することができるか」 普通はできない。

(ロ) 「處分の手續」

(A) 「門長が單獨で處分できるか」 できない。

(B) 「門長は同族の同意を要するか」 要する。

(C) 「處分には門長の名義とするか」 然り。

由來門中財産なるものは、祖先の祭祀の費用に供すべき基本財産であるといふ觀念の下に保育されてゐるので、眞に己むを得ざる場合の外は處分することはできないと考へられてゐる。但しその名義は、宗孫個人の名義となつてゐるので、法律的には強制執行も可能であり、名義人が單獨で處分を強行すればできないこともないが、さうした場合必ず他の同族者から抗議があるので、買得者の方としても、後日の紛争を懼れて手を出さないのが普通である。

門中財産處分に關する實例——姜——自分の同族は清津の郊外に、門中財産（墓地）を有してゐたが、同區域が市街地に編入されたので、市に買収された。そこでその金額の一部を以て、同じ廣さの地域を他に求め、墓所をこれに移轉し、その差益金は、門中全部に公平に分配した。手續は、土地が宗孫の名義になつてゐたので、すべて宗孫の名義で行はれた。差益金を積立てずに分配したのは、元來かうした財産は、増殖することが目的ではなく、祭祀の費用を充し得れば足るからである。

第四節 婚 姻

第一項 婚姻豫約（定婚）

一 「結婚前には必ず豫約（定婚）をするか」 豫約をする。普通これを約婚と言ひ、定婚とも言ふがこれは尠す。

二 婚約の年齢

(1) 「普通幾歳で婚姻の豫約をするか」 結婚前一年ぐらゐが普通である。

(イ) 「男は」 二十歳以上が普通。

(ロ) 「女は」 十八歳ぐらゐ。男女共段々年齢が高くなつて行く傾きがある。

(2) 「婚約を忌む年齢があるか」 無し。

(3) 「最も幼い者は幾歳で婚姻の豫約をするか」 昔は随分早婚であつた。然し最近では、早婚禁止の命令が出たので、今日ではその命令に従つてゐる。

姜——自分は十四歳で結婚した。

松山——二十三歳で結婚した。

三 指 腹 婚

(1) 「胎兒を婚約せしむることの實例があるか」 昔はあつたが今はない。又圓滿に行つたものは一つもない。

松山・姜——自分の知つてゐる例では、胎婚をしたが産れた子が何れも女の子であつたので結婚に至らなかつた。然し人情の上から言ふと義姉妹のやうにしてゐる。

四 婚約の訂定

(1) 「左の場合婚姻の豫約は男女自ら爲すか、父母祖父母其の他の尊長者が爲すか」

(イ) 「初婚の場合」 主婚人たる父母又は祖父母がやるのが普通である。然し今日では、本人同志の間で締定することもあるが、父母祖父母がやはり主婚人といふ名を用ひてゐる。

「輯安」——父母がするが門長の同意を得る。「本人同志で定めるのと親が定めるのと何れが多いか」 本人同志で定めるのは極めて最近のことで非常に少く、普通は親が主婚人として定める。親がなくば祖父、母、兄の順

位である。第一番目の兄を長兄と言ひ親代りとなる。

(ロ) 「再婚の場合」 父母祖父母が在世中であれば、形式的には父母祖父母がなる。

(ハ) 「成年者(満二十歳以上の者)の婚約の場合」 右に準じて行はれる。

(2) 「男女自ら婚約を爲す場合には」

(イ) 「父母其の他の尊長者の同意を要するか」 要する。

(ロ) 「何歳に達すれば尊長者の同意を要しないか」 父母が在世する以上、必ず同意を要する。若し雙方の主婚者が同意せねば、實際上種々の困難が発生し、往々にして心中の原因となる。併し多くの場合、親も結局は同意する。

(ハ) 「その他如何なる場合に尊長者の同意を要するか」 如何なる場合でも同意は必要である。

(ニ) 「同意を要すとせば、同意なかりし理由を以て婚約を取消することができるか」 昔は勘當することもあつたが、今では殆どない。多くは子に従ふやうである。

(3) 「父母その他の尊長者が婚約を爲す場合には」

(イ) 「子女の同意を要するか」 要する。

(ロ) 「如何なる場合に子女の同意を要しないか」 以前早婚時代には殆ど親同志の意思で決められてゐたが、今日ではない。

(ハ) 「同意を要するとせば、同意なかりし理由を以て婚約を取消することができるか」 できる。實際問題としても、子が聞き入れねば實行はできない。

五 主婚人の任務

(1) 「主婚人は婚姻に付どういふことをするか」 主婚人のことを婚主(ホンヂユ)と稱し、普通父がなる。婚約に際して、周到な事前調査を爲すことは勿論、相手との交渉などすべてを處理する。但し申込に際しては多く仲人を立てる。これは拒絶された場合の「婚嫌」關係に立つことを懼れるからである。婚嫌とは婚姻を拒絶された怨のことであり、一生絶交することなどもある。

(2) 「男女自ら婚約する場合でも必ず婚主を要するか」 要する。

(3) 「必要とすれば主婚人なくして爲した婚約は取消し得るか」 今日ではできない。主婚人の有無が婚約成立の要件ではないから。

六 「主婚人たるべき者及びその順位」

(1) 「父母祖父母なき場合誰が主婚人になるか」 最も近い男系の親族がなる。

(2) 「父、母、祖父、祖母その他の尊長者の主婚人となる順位如何」 祖父が第一順位、その家の尊長者から順次になる。即ち祖父、父、伯叔父などの順次になる。適當な人がない時は、最も輩分の高い近親者がなる。但し女はなれない。又招待状を出す場合には、最も良く知られた有徳の人に依頼してその名前を使ふ。これは親

族の者ではない。

(3) 「父母、祖父母以外の者が主婚人となる場合その順位如何」 伯叔父がなる。
(4) 「寡婦が再婚する場合」 儀式を挙げない。多くはこつそりやるので、これには婚主も何もない。これは舊來の儒教思想より來たもので私通の關係である。即ち節を守り切れぬと言ふ意味で極めて破廉恥な行爲と見られ、昔は再婚は禁止されてゐた。故に親戚もこれには立會はぬので、茲に掲げた主婚人となる者に付ての間は問題とならない。

(5) 「童養媳が未婚夫死亡後再婚する場合」

(イ) 「左の者が主婚人となるか」

(A) 「夫家(婆家)の父母祖父母」 ならない。

(B) 「實家(母家、娘家)の父母祖父母」 父、祖父がなる。

(C) 「夫家その他の尊長者」 ならない。

(D) 「實家その他の尊長者」 然り。

(ロ) 「右の場合主婚人となる順位如何」 男性の尊長者の順位に依る。

童養媳と言はず豫婦と言つてゐるが、結婚式を舉行する前、その夫となるべき者死亡した場合は、昔は當然寡婦となつてゐたが、今日では、舉式以前であれば實家に歸し、改めて正式に他家に嫁がせる。随つて、その際の

婚主には實家の者なる。然し童養媳は、結婚年齢が法律を以て定められてゐる結果として、表面上舉式してゐなくても、事實上内縁關係を結んでゐる者が多い。

(6) 「父死して母の再婚に従ひ他家に入つた子女にして母の後夫の姓に改めない者の結婚に付」

(イ) 「左の者が主婚人となるか」

(A) 「生母」 ならない。

(B) 「生父その他の尊長者」 然り。結局生家との關係は絶たないから。

(C) 「母の後夫」 Bに掲ぐる者がゐない時にはなる。

(D) 「後夫のその他の尊長者」 ならない。

(ロ) 「右の場合主婚人となる順位如何」 B、Cの順になる。

(7) 「父死して母の再婚に従ひ他家へ入つた子女にして母の後夫の姓に改めた者の結婚に付」

(イ) 「左の者が主婚人となるか」

他家に入つても、如何なる場合でも姓を變へることはない。故にかうしたことは考へられない。

(8) 「母の離婚後母に従つて他家に入つた子女にして母の後夫の姓に改めない者の結婚に付」

(イ) 「左の者が主婚人となるか」

(A) 「生父」 然り。

- (B) 「生母」 否。
- (C) 「生父その他の尊長者」 然り。
- (D) 「母の後夫」 例外としてやることもある。
- (E) 「母の後夫の尊長者」 否。
- (F) 「右の場合主婚人となる順位如何」 A、C、Dの順序。
- (9) 「母の離婚後母に従つて他家へ入つた子女にして母の後夫の姓に改めた者の結婚に付」
 - (イ) 「左の者が主婚人となるか」

如何なる場合でも、姓を變へることはないので、かうしたことは考へられない。

七 同意すべき者及びその順位

「六問各項の場合、男女自ら婚約するとせば、右の主婚人となるべき者が、同時に同意権者であるか」 然り。

八 配偶者の選定

(1) 「配偶者はどういふ方法で定めるか」 配偶者選定の方法に付ては一樣ではない。以前は主として父母が子の爲に適當な妻を探してゐたが、此の頃では、當事者の意向が強く尊重されるやうになつた。選定に際しては人の紹介によるものと、當事者同志の諒解によるものがある。人の紹介によるものは、先づ最初に寫眞を見次に見合をし、且つ先方の各種の條件を調査する。

(2) 「配偶者の選定には如何なる點を重視するか(年廻り、本人、家系、血統、資産等の内普通何を重視するか)」 一般的には家風、本人の品行、資産等の順序であるが、昔風の人は案外に年廻りを重視する。又門戸相當、本人の健康などを重視する者もあり、本人次第だと言ふ者もある。殊に以前は、家系をやかましく言つたが、さうした思想は漸次すたれて來たやうである。

當事者同志の諒解によるものは、前述のやうなことは問題とならない場合が多い。

九 庚帖

(1) 「婚約する時男女雙方は庚帖(婚帖、八字帖)を交換することを要するか」 要する。約婚の話がましまれば、先づ男の方から「請婚書」を出し、それに對して女の方から「許婚書」を送る。請婚書許婚書共に永久に保存する。

(2) 「庚帖にはどういふことを記載するか」 請婚書許婚書共に一定した形式はない。普通請婚書には「縁あつて當家の息と貴家の令嬢と約婚したに付ては、末長く變らぬやうに願ふ」と言ふ意味の文意を書き、許婚書にも略同様のことを書く。

請婚書書式

伏惟仲春(秋)

尊體動止萬重仰溱區々就親事既蒙許可感幸何喻茲修剛儀兼呈柱單成禮遲速惟 命是疎耳 伏惟

第四部 延吉及輯安地方朝鮮人の慣習

尊察 謹再拜上狀

年 月 日

某貫某 再拜

許婚書書式

伏承惠扎伏惟仲春

尊體動止萬重仰慰區々就親事既承剛儀允合貳好茲呈消吉衣製錄示伏望 伏惟

尊察

年 月 日

某貫某 再拜

北鮮地方では「四柱書」を請婚書許婚書の代りに送る。

四柱書の書式

戸世某第幾男(幾女)

姓 名

何年 月 日 生

(3) 「庚帖の交換はどういふ意味ですか」 婚約がまとまつたしるしである。

一〇 結 納

(1) 「約婚をする時、男子より金銭その他の財物を女子に提供することを要するか(納采、財禮)」 納幣と言つてゐる。やる者もあるしやらない者もある。禮よりすればやらねばならないことになつてゐる。

(2) 「その財物の提供はどんな意味ですか」 禮の意味でするので、嫁の身價の意味ではない。

(3) 「その種類、數量如何(金銭、家畜その他の財物を以てするか、どの程度の家庭でどのくらゐか、例を擧げて説明すること)」 結納は極めて簡單である。而も今日では此の慣習は漸次すたれつゝある。殊に貧困者の間では最早行はれないものもある。

品物は普通反物である。青色のもの一反、紅色のもの一反とし、自分に相應した品を贈り、中には包紙の色を以て色彩に換へることもあり、又都會地では反物を贈る代りに、結婚式の時男からは指環を、女からは腕時計を贈り、それ／＼親しくはめてやるのが例になつてゐる。松山——これはロシア式であつて漸次流行するのは遺憾に堪へない。これは東邦道徳の美風を維持するため廢止して貰ひたい。經費も倍以上になるから。この式を見るに往々式場において新郎新婦の歌舞を行ひ、且また新郎新婦を酒酔者にさせる悪風もある。

一一 庚帖及び結納と婚約の成立

「庚帖の交換及び結納の交付を要するとせば」

(1) 「右の兩者を具備せねば婚約は有効に成立しないか」 昔は請婚書許婚書をやらねばならなかつたが、今ではやらなくともよいだらう。

一一 女方より贈與

(1) 「婚約する時女子の方からも男子の方に贈物を交付するか」 普通は贈らないが、結婚確定の時は女子の方からも、男子の衣服寝具等を準備し、結婚と同時に贈る處が多い。

(2) 「どういふ意味で交付するか」 納幣の用途を現す意味である。

(3) 「その種類數量如何」 右衣類の外程度に依り種々あると思ふ。

一三 婚約の順序及儀式

(1) 「婚約はどういふ順序によつてするか」 婚約の成立は四柱書（新郎新婦の姓名及生年月日時を記したもの）又は請婚書許婚書の交換に依つて證明される。これ等のものは共に使者に托して送り、別に納幣として青紅各一反の布を送るに過ぎない。此の反物は、結婚の直前に送るのが本當であるが、普通納幣として家の程度に應じ前期幣帛等を送るときに送るところが多い。

(2) 「その場合それ／＼どういふ儀式を擧げるか詳細に説明すること」 昔は納采、納徴、請期等の六禮の儀式があつたが今は別に儀式はあげない。四柱書又は請婚書許婚書の交換だけである。

一四 婚約の解除

「左の事由ある場合婚約を解除し得るか（法律に依らず慣習により、實例がない時はその意見を述べること）」

(1) 「故意に結婚の時期を違へた時」 できる。

(2) 「生死不明となり滿一年を経た時」 できる。（男はできるが、女はできない——安東）

(3) 「重大な不治の病があるとき」 できる。（男はできるが、女はできない——安東）

(4) 「性的缺陷があるとき」 できる。（男はできるが、女はできない——安東）

(5) 「花柳病其の他の悪疾があるとき」 できると思ふが、普通は問題とならない。（男はできるが、女はできない。——安東）

(6) 「婚約後癡疾となつたとき」 （男はできるが、女はできない——安東）

(7) 「婚約後女子が他人と姦通したとき」 できる。（男はできるが女はできない——安東）

(8) 「婚約後男子が他人と姦通したとき」 できる。（男はできるが女はできない——安東）

(9) 「婚約後徒刑の宣告を受けたとき」 できる。（できない——安東）

(10) 「當事者雙方が父母又は祖父母の間に婚姻を害する重大な事由あるとき（例へば婚約後一方の父母が他方の父母を殺したとき等）」 できる。

(11) 「右の外解除し得る事由如何」 考へ出せない。

一五 結納の返還

「左の場合女方は結納（采禮）を返還せねばならぬか」

(1) 「當事者一方の死亡」

(イ) 「男死亡のとき」 還へす。夫との關係がなくなつたといふ意味で返すのが普通である。夫の方からは返還の請求は出来ないであらう。昔は、舉式前に約婚夫が死亡すれば、その約婚婦は寡婦として男子の方へ嫁になつて來ることもあつた。その爲女の方のみならず、男の方でも困るので、さうした場合、こつそりと計告と共にその四柱書や許婚書などを女の家に投げ込んで歸り、一切もとの白紙に還らうとするとも行はれてゐた。然しながら、かうした場合でも、世間では既に約婚の事實を知つてゐるので、誰も求婚する者がない。例へば、有名な金川の沙先生の母李氏は、四十二歳で結婚した人であるが、この人には初め約婚した夫があつた。ところがその夫が舉式の期日三日前に死亡したので、遂に寡婦となつたのである。その人は、計告の來る前の曉に、向ふから約婚の夫が驢馬に乗つてやつて來て、河の岸のところ驢馬から落ち、更に河中に落ち込んで死んだ夢を見たので、これは必ず計告が來ると豫期してゐたさうである。その時計告の通知に來た者に、婚約の時貰つた一切の物を持たせて返した。最早雙方の關係をなくするためであつた。先方の男の方では、これにより或者は喜び或者は悲しんだと言ふことである。然しこれがため、遂に再婚することが出來ず、四十二歳迄獨身を餘義なくせしめられ、沙先生の父が妻を亡くし、その五十二歳のとき結婚し、生れたのが沙先生ださうである。

(ロ) 「女死亡のとき」 返さない。普通皆焼却する。

(2) 「當事者一方の責」

「例へば他の一方が、他人と婚約又は結婚したことにより、婚約を解除したとき」

(イ) 「男に責あるとき」 返さない。

(ロ) 「女に責あるとき」 返す。

一六 「女方の贈與物の返還」 慣習として、約婚の場合女より物を贈るのは極めて少いので、かうした問題は起らない。

一七 「婚約解除による損害賠償」

(1) 「他方に一四問の(7)以下のやうな事由ある爲婚約の解除をした場合、他の一方は、結納又は女方の贈與物返還の外」

(イ) 「財産上損害の賠償をしなければならぬか」 實際にそんな損害を蒙つたとすれば、賠償しなければならぬだらう。例は知らぬ。

(ロ) 「慰籍料を支拂はねばならぬか」 要求するとすれば裁判問題となるであらう。

(2) 「當事者の一方が正當の事由なくして婚約を履行しない場合、他の一方は結納又は女方の贈與物返還の外」

(イ) 「財産上の損害を賠償しなければならぬか」 前項の場合に同じ。

(ロ) 「慰籍料を請求せねばならぬか」 前項に同じ。

第二項 結婚

第一目 結婚の禁止及制限

第一款 結婚の年齢

(1) 「普通幾歳で結婚するか」

(イ) 「男は」 二十三歳前後。「輯安」——男は二十歳位が多い。

(ロ) 「女は」 十八歳前後。「輯安」——女は十八、九歳が多い。

(2) 「最も幼い者は幾歳か」 従前は随分早婚であつたが、今日では法律によつて結婚年齢が決つてゐるので、殆どこれに従つてゐる。但し今でも、此の制限年齢に達しない以前に結婚するものがあるが、概して漸次晩婚に傾きつゝあることは否めない。

第二款 親族結婚の禁止

第一 宗 親

一 同姓同宗の傍系血族

(1) 「同姓同宗の傍系血族 (例 兄弟姉妹、父の兄弟姉妹) は結婚できるか」 できない。原則として同族同本はできない。同姓でも同本でなければできるとされてゐる (同族と同姓につき前掲第三節族制二参照)。

(2) 「若し近親を禁じ遠親を禁じないとせば、何世降れば結婚できるか」 何世経つても同本であれば結婚しないのが習慣である。

二 蒙古の貴族 (關係がないから省略する)

三 同輩の血族の妻及妾

(イ) 「兄弟の妻 (兄弟の死後又は離婚後——以下同様) と結婚できるか」 絶対にできない。それは同じ血族の妻だからである。同じ血族の者の妻である以上いくら遠親であつても結婚できない。昔は法律で嚴禁されてゐた。今でも人間扱されない。

「輯安」——同様。同族の者の妻であつたことを知らないときは別であるが。

(2) 「同輩の血族の妾」

(イ) 「兄弟の妾と結婚できるか」 できない。

四 異輩の血族の妻及妾

(1) 「異輩の血族の妻」

(イ) 「堂伯叔父 (父の堂兄弟) 又は堂姪 (堂兄弟の子) の妻と結婚できるか」 できない。

(ロ) 「若し近親を禁じ遠親を禁じないとせば、何世降れば結婚できるか」 有服者である以上できない。

(2) 「異輩の血族の妾」

- (イ) 「父祖の妻又は子孫の妻と結婚できるか」 できない。
- (ロ) 「伯叔父又は甥の妻と結婚できるか」 できない。

第二 外親及妻親

有服親の者即ち八親等の者は結婚できない。然し有服親であつても六親等までの者は結婚禁止を堅く守つてゐるが、それ以外は古くなるので今の者は親族関係をよく知らないので結婚する者もある。異姓の同輩者であつても兄弟の子女と姉妹の子女のやうな有服親とは結婚せず、妻の妹とも結婚できず、異輩分者であつても無服親になれば必ずしも禁じない。この點は滿漢人と異なる。

「輯安」——前同様。尙父の姉妹の同族母の兄弟の同族とは結婚できない。母の姉妹の同族は同族関係が更に遠くなるから、近い者はできないが、遠い者はできる。従つて父の姉妹の女が他へ嫁して産んだ子となら結婚できるが、父の姉妹の男の子が産んだ子とは結婚できないことになる。然し母の姉妹の同族の者であつても親族関係が遠ければ結婚してゐる。近ければ輩分の異同に拘らず結婚しないが、遠ければ輩分が異つてゐてもよい。輩分の關係よりは親族關係の親疎による。この點が滿漢人と異なる。

一 同 輩 者

「次の者は結婚できるか」

- (1) 「兄弟の子女と姉妹の子女(姑舅兄弟姉妹間)」

(イ) 「兄弟の子と姉妹の女」 できない。「輯安」——同上。

(ロ) 「兄弟の女と姉妹の子」 できない。「輯安」——同上。

- (2)(イ) 「姑舅兄弟の子と姑舅兄弟の女」

(A) 「兄弟の孫男と姉妹の孫女」 できない。

(B) 「兄弟の孫女と姉妹の孫男」 できない。

- (ロ) 「姑舅兄弟の子又は女と姑舅姉妹の女又は子」

(A) 「兄弟の孫男と姉妹の外孫女」 できる。これは服がないから。それに姓が二つに互つてゐるから、

(できない——安東)

(B) 「兄弟の外孫女と姉妹の孫女」 できる。(できない——安東)

この外に妻の妹とも慣習上できない。然し妻に子でもあつた場合妻の姉を貰つた方がよい場合もあるから、今日としては結婚できるやうにした方がよいと思ふ。

(3) 「右の場合若し近親を禁じ遠親を禁じないとすれば、何世降れば結婚できるか」 同宗であれば何世經つてもできないが、さうでなければ、服喪の關係がなければ結婚できる。

- (4) 「姑舅兄弟の妻」

(イ) 「母の兄弟(舅)の子の妻と本人」 できない。

- (ロ) 「父の姉妹(姑)の子の妻と本人」 できない。
- (ハ) 「右の二者の妾と本人」 できない。
- (5) 「姉の子女と妹の子女(兩姨兄弟姉妹間)」 できない。此の孫もできない。

二 不同輩者

「次の者は結婚できるか」

- (1) 「母の親族」
 - (イ)(A) 「母の兄弟(舅)と本人(甥女、俗に外甥女)」 できない。
 - (B) 「母の姉妹(姨)と本人(甥、俗に外甥)」 できない。
 - (ロ) 「母の堂兄弟姉妹(母の父の兄弟の子女即ち堂舅、姨)と本人(堂外甥、堂外甥女)」 できない。
 - (ハ)(A) 「母の兄弟の配偶者(舅母)と本人(其の夫の外甥)」 できない。
 - (B) 「母の姉妹の配偶者(姨父)と本人(其の妻の外甥女)」 できない。
- (2) 「祖母の親族」
 - (イ)(A) 「祖母の兄弟(舅祖、俗に舅爺)と本人(姑舅外孫女)」 できない。
 - (B) 「祖母の姉妹(祖姨、俗に姨奶々)と本人(兩姨奶孫)」 できない。
 - (ロ) 「祖母の堂兄弟姉妹(堂舅祖父、堂姨祖母)と本人(堂姑姨外孫、堂姑舅外孫女)」 できない。

- (ハ)(A) 「祖母の兄弟の配偶者(舅祖母、俗に舅奶々)と本人(其の夫の姑舅外孫)」 できない。
- (B) 「祖母の姉妹の配偶者(姨祖父、俗に姨爺々)と本人(其の妻の兩姨外孫女)」 できない。
- (ニ)(A) 「祖母の兄弟の子女(姑舅伯叔父、俗に姑輩大爺叔々、姑舅姑)と本人(姑舅姪、姑舅姪女)」 できない。
- (B) 「祖母の姉妹の子女(兩姨伯叔父、俗に兩姨大爺叔々、兩姨姑)と本人(兩姨姪、兩姨姪女)」 できない。
- (ホ)(A) 「祖母の堂兄弟の子女(堂姑舅伯叔父、堂姑舅姑)と本人(堂姑舅姪、堂姑舅姪女)」 できる。
- (できない)——安東)
 - (B) 「祖母の堂姉妹の子女(堂兩姨伯叔父、堂兩姨姑)と本人(堂兩姨姪、堂兩姨姪女)」 できる。
 - (できない)——安東)
 - (ハ)(A) 「祖母の兄弟の子女の配偶者(姑舅伯叔母、姑舅姑父)と本人(その夫の姑舅姪、その妻の姑舅姪女)」 できない。
 - (B) 「祖母の姉妹の子女の配偶者(兩姨伯叔母、兩姨姑父)と本人(その夫の兩姨孫、その妻の兩姨姪女)」 できない。
- (3) 「祖父の親族(宗親を除く)」
 - (ホ) 「祖父の兄弟の子女の配偶者(兩姨伯叔母、兩姨姑父)と本人(その夫の兩姨孫、その妻の兩姨姪女)」 できない。

- (イ) 「祖父の姉妹の子女(姑舅伯叔父、姑舅姑)と本人(姑舅姪、姑舅姪女)」できない。
- (ロ) 「祖父の堂姉妹の子女(堂姑舅伯叔父、堂姑舅姑)と本人(堂姑舅姪、堂姑舅姪女)」できない。
- (ハ) 「祖父の姉妹の子女の配偶者(姑舅伯叔母、姑舅姑父)と本人(その夫の姑舅姪、その妻の姑舅姪女)」できない。

(4) 「外祖父の親族」

- (イ)(A) 「外祖父の兄弟(外伯叔祖父)と本人(姪外孫女)」できない。
- (B) 「外祖父の姉妹(外祖姑)と本人(姪外孫)」できない。
- (ロ)(A) 「外祖父の堂兄弟(堂外伯叔祖父)と本人(堂姪外孫女)」できない。
- (B) 「外祖父の堂妹(堂外祖姑)と本人(堂姪外孫)」できない。
- (ハ)(A) 「外祖父の兄弟の配偶者(外伯叔祖母)と本人(その夫の姪外孫)」できない。
- (B) 「外祖母の姉妹の配偶者(外祖姑父)と本人(その妻の姪外孫女)」できない。
- (ニ)(A) 「外祖父の兄弟の子女(堂舅、堂姨)と本人(堂外甥、堂外甥女)」できない。
- (B) 「外祖父の姉妹の子女(姑舅々、姑舅姑)と本人(姑舅外甥、姑舅外甥女)」できない。
- (ホ)(A) 「外祖父の堂兄弟の子女(再従舅、再従姨)と本人(再従外甥、再従外甥女)」できる。(できない——安東)

- (B) 「外祖父の堂姉妹の子女(堂姑舅々、堂姑舅姑)と本人(堂姑舅外甥、堂姑舅外甥女)」できる。
- (できない——安東)

- (ハ)(A) 「外祖父の兄弟の子女の配偶者(堂舅母、堂姨父)と本人(その夫の堂外甥、その夫の堂外甥女)」できない。

- (B) 「外祖父の姉妹の子女の配偶者(姑舅々母、姑舅姨父)と本人(その夫の姑舅外甥、その妻の姑舅外甥女)」できない。

(5) 「外祖母の親族」

- (イ)(A) 「外祖父の兄弟(外舅伯叔祖、俗に舅老爺)と本人(姑舅外孫女)」できない。
- (B) 「外祖母の姉妹(外祖姨、俗に姨姥娘)と本人(兩姨外孫)」できない。
- (ロ)(A) 「外祖母の堂兄弟(堂外舅伯叔祖)と本人(堂姑舅外孫女)」できる。(できない——安東)
- (B) 「外祖母の堂姉妹(堂外祖姨)と本人(堂兩姨外孫)」できる。(できない——安東)
- (ハ)(A) 「外祖母の兄弟の配偶者(外舅伯叔祖母、俗に舅姥娘)と本人(その夫の姑舅外孫)」できない。
- (B) 「外祖父の姉妹の配偶者(外祖姨夫、俗に姨姥爺)と本人(その妻の兩姨外孫女)」できない。
- (ニ)(A) 「外祖母の兄弟の子女(姑舅々、姑舅姨)と本人(姑舅外甥、姑舅外甥女)」できない。
- (B) 「外祖母の姉妹の子女(兩姨舅、兩姨姨)と本人(兩姨外甥、兩姨外甥女)」できない。

(ホ)(A) 「外祖母の堂兄弟の子女(堂姑舅々、堂姑舅姨)」と本人(堂姑舅外甥、堂姑舅外甥女)」 できる。
(できない——安東)

(B) 「外祖母の堂姉妹の子女(堂兩姨舅、堂兩姨姨)」と本人(堂兩姨外甥、堂兩姨外甥女)」 できる。
(できない——安東)

(ハ)(A) 「外祖母の兄弟の子女の配偶者(姑舅々母、姑舅姨父)」と本人(その夫の姑舅外甥、その妻の姑舅外甥女)」 できない。

(B) 「外祖母の姉妹の子女の配偶者(兩姨舅母、兩姨姑父)」と本人(その夫の兩姨外甥、その妻の兩姨外甥女)」 できない。

(6) 「夫の親族(宗親を除く)」

(イ) 「夫の母の兄弟(舅々翁)」と本人(甥婦)」 できない。

(ロ) 「夫の母の堂兄弟(堂舅々翁)」と本人(堂甥婦)」 できない。

(7) 「妻の親族」

(イ) 「妻の兄弟の女(妻姪女)」と本人(姑父)」 できない。

(ロ) 「妻の堂兄弟の女(妻堂姪女)」と本人(堂姑父)」 できない。

(ハ) 「妻の兄弟の孫女(妻姪孫女)」と本人(姑祖父、俗に堂姑爺)」 できない。

(ニ) 「妻の堂兄弟の子女(妻堂孫女)」と本人(堂姑祖父、俗に堂姑爺)」 できない。

(ホ) 「妻の父の姉妹(其の妻の姑)」と本人(姪女婿)」 できない。

(ヘ) 「妻の父の堂姉妹(其の妻の堂姑)」と本人(堂姪女婿)」 できない。

(ト) 「妻の母の姉妹(妻の姨)」と本人(兩姨外甥女婿)」 できない。

(チ) 「妻の母の堂姉妹(妻の堂姨)」と本人(堂姨外甥女婿)」 できる。(できない——安東)

(リ) 「妻の前夫の女と本人(繼父)」 できない。

(ヌ) 「妻の父の兄弟の配偶者(岳伯叔母)」と本人(姪女女婿)」 できない。

(ル) 「妻の父の堂兄弟の配偶者(岳堂伯叔母)」と本人(堂姪女女婿)」 できない。

(ヲ) 「妻の母の兄弟の配偶者(妻の舅母)」と本人(外甥女婿)」 できない。

(ワ) 「妻の兄弟の子(姪)の配偶者(姪婦)」と本人(姑父、俗に姑爺翁々)」 できない。

(カ) 「妻の姪の子の配偶者(妻の姪孫婦)」と本人(祖姑父、俗に姑爺々翁々)」 できない。

(ヨ) 「妻の堂兄弟の子の配偶者(妻の堂姪婦)」と本人(堂姑翁)」 できる。(できない——安東)

(タ) 「妻の姉妹の子(甥)の配偶者(妻の姨甥婦)」と本人(姨翁)」 できない。

(レ) 「妻の前夫の子の妻と本人(その夫の繼父)」 できない。

(8) 「子孫婦の親族」

「本人と」

(イ) 「子婦(子の妻)の姉妹」 できない。

(ロ) 「子婦の姉妹の夫」 できない。

(ハ) 「子婦の兄弟」 できない。

(ニ) 「子婦の兄弟の妻」 できない。

(ホ) 「孫婦の兄弟姉妹」 できない。

(9) 「女、孫女婿の親族」

「本人と」

(イ) 「女婿の姉妹」 できない。

(ロ) 「女婿の姉妹の夫」 できない。

(ハ) 「女婿の兄弟」 できない。

(ニ) 「女婿の兄弟の妻」 できない。

(ホ) 「孫女婿の兄弟姉妹」 できない。右は無服なるも實際は道德や人情の上からできない。

(10) 「繼父母の親族」

「本人と」

(イ) 「繼父の兄弟姉妹」 できない。悪い奴だと言つて笑はれる。普通はやらない。子は繼父の性に改めないから、繼父の家の者となら親族關係がないから結婚はできる。

(ロ) 「繼父の兄弟姉妹の配偶者」 できない。

(ハ) 「繼母の兄弟姉妹」 できない。繼母は實母と同じ關係に立つから。

(ニ) 「繼母の兄弟姉妹の配偶者」 できない。

(11) 「其他」

(イ) 「右の外異輩の外親妻親は總て結婚できないか」 輩分の違ふのは好まないが、遠ければやつてゐる。

(ロ) 「若し遠親を禁じないとせば、何世降れば結婚できるか」 無服になればできる。但し有服親でも全部が結婚禁止を確く守つてゐる譯ではなく、六親等を越えれば結婚する者もある。現在の者は古い親族關係はよく知らぬからである。親族關係がある者は近くに住んで居れば結婚しないのが普通である。然し本貫を離れて住んで居るときはよく分らぬから結婚する。

第三 同母異父者の親族

一 同輩者

「左の者は結婚できるか」

(1) 「同母異父の兄弟姉妹相互間」 できぬ。

- (2) 「同母異父の兄弟の妻と本人」 できない。
- (A) 「同姓の場合」 これは考へられない。
- (B) 「異姓の場合」 服喪の関係がないから一般には嫌ふが、姓が違ふからやつてやれないことはないだらう。(できない——安東)
- (3) 「同母異父の兄弟の子女相互間」
- (A) 「同姓の場合」 前項Aの場合に同じ。
- (B) 「異姓の場合」 前項Bの場合に同じ。

二 不同輩者

「本人と左の者は結婚できるか」

- (1) 「父の同母異父の兄弟姉妹」 できない。
- (2) 「父の同母異父の兄弟姉妹の配偶者」 できない。
- (3) 「母の同母異父の兄弟姉妹」 できる。(できない——安東)
- (4) 「母の同母異父の兄弟姉妹の配偶者」 できる。(できない——安東)
- (3)(4) の場合は服喪の関係がないから問題ではない。

第四 親族結婚禁止の可否及び理由

(1) 「同宗の親族は如何に遠親であつても結婚を禁止すべきか」 否。(然り——安東)

(2) 「その理由を詳細に説明すること」 松山——八親等以内は服喪の関係があるので絶対にできないと思ふが、八親等以外は服喪の関係がなくなるから良いと思ふ。尙今度の民事令改正で創氏されたから、將來は従前のやうに、同姓同宗の関係も分らなくなり、親族結婚も行はれるやうになると思ふ。姜、崔——將來はさうなるだらうと思ふ。自分もそれに賛成である。李——一般の今日の民度から言へば八親等以上であつても同族であるならば結婚できないとするであらう。慣習がさうであるから。姜——創氏により將來同族か否か分らなくなり、族譜も今の若い者は餘り重視せず、族譜を造るのも大變な手數であるから造らなくなるであらうし、さうすれば一層同族か否かが分らなくなり、同族結婚をするやうになるであらう。(先祖を同じうし、血の繋りがあるため——安東)

「輯安」——同族結婚が禁止されたのは今より約八〇〇年前高麗の中世儒教が入つて來た影響であると聞いてゐる。それまでは佛教で國を治めてゐたが、儒教が入つて來た結果、同族結婚は道德上よろしくないといふ理由で禁じられ、李朝になつても引續き禁じられてゐたのである。立法上の意見としては、今までの慣習で國民の生活に深くは入つてゐるものであるから、同族結婚は禁止した方がよいと思ふ。然し同族でない者、例へば母の姉妹の親族の如き遠い者は禁ずる必要はないと思ふ。滿洲の案では同族は八親等までを禁じそれ以外は道德に委せることにしたが朝鮮人としてはどうか。慣習は結婚できないが、立法としてはそれもよからう。然し八親等

以外の者の結婚も道徳上はよろしくない。

二(1) 「異輩の異姓の親族は如何に遠親であつても結婚を禁止すべきか」 否。(六親等即十二寸となれば破
戚となるので結婚もできる——安東)

(2) 「その理由を詳細に説明すること」 慣習上も異輩であるからとの理由により結婚を禁じてゐないから
である。

第三款 その他の結婚の制限

一 相姦者の結婚

「姦通に依つて離婚した女は離婚後その相姦者と結婚できるか」 できる。彼等が強行すれば外の人はどうする
こともできない。然し影響するところが大きいので、できないやうにして貰ひたい。

二 寡婦の待婚期間

(1) 「夫死して幾何の期間を経過すれば妻は再婚できるか」

「四十五日後」 できる。

「百日後」 できる。

「一年後」 できる。

「三年後」 できる。

本来ならば祭祀が終る迄滿二ケ年はできないと思ふが、再婚しようと思ふ者はそれ迄待たない。これは生活の
問題が主である。子女がなければすぐ再婚する。

又子供があつても、それが女の子なら多く再婚する。子供がなければ婚家でも再婚することを喜ぶ。

三 夫生死不明の場合の再婚

「夫家出して音信なく生死不明のとき幾何の時間を経過すれば妻は再婚できるか」

「松山——一年」

「崔——三年」

四 種族又は宗教不同者の結婚

(1) 「種族又は宗教の不同に因り結婚のできない者があるか」(例へば蒙古人と滿洲人、回教と異族) 一般
にはない。(黨派を異にする者とはやらぬ——安東)

(2) 「ありとせば如何なる種族又は宗教か」 絶對的ではないが、キリスト教徒の中には此の傾向が強い。

(3) 「右は如何なる理由によるか」 宗教的思想に胚胎する排他的觀念。

五 特別の身分者の結婚

(1) 「特別の身分により結婚できない者があるか」 有る。

(2) 「ありとせばどういふ身分の者か」 比丘尼、修道女、神父などがある。原來朝鮮に於ける民族中には、